本月一回發行

明治廿一年五月創刊

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 93. FEVRIER 1896.

Rédacteur principal. et gérant. H. Sano

Sténographe. T. Yana

Imprimeur et Editeur. S. Ikiéda

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第二月刊行

明治廿九年

第九拾參號

大日本監獄協會雜誌第九十五號目次

○判任定員俸給及判任一人當人員表
○犯數年齡男女及實刑比較表
○監房數及坪數表

◉論說
○古今の刺激者に關する精神醫學的研究……（承前）……岡田朝太郎譯……一
○監獄建築論……牛門逸士……四
○身分帳簿の活用……龍涯生……八

◉雜錄
○監獄新築の稟請○掃除夫看病夫炊夫等に就き○在監人の書信紙綴の監房掲示○看守の帶劍○監房巡囘○乳兒の保姆に就いて○李後憲贊に就きて○差入拔査の爲め醫師したる衣類臥具○死亡帳に就きて○東京集治監の寫眞○忌むべき新聞記事○山梨縣監獄の巡閱○監獄課員の交迭○勤務要綱の出版期日○六花綺々○妄言妄錄……一一
○大日本監獄協會第六回常集會議事錄記……（承前）……一九

◉譯錄
○巴里列國監獄會議決議詳報……加場鈔太郎譯……二二

◉質疑應答
○質疑……十一件……二七
○應答……七十件……二九

◉寄書
○給與工錢に對して强制執行を爲すを得ず○疥癬の治法に付いて○規律○吾が縣に於ける看守の宿料を論ず○巡査看守宿料に就きて○看守宿料の勅令○被監視人引取人に就きて○偶感○讀單○要治人に對し書信の規定を設けよ○巡査看守採用方權衡上に就きて○滿天下の看守諸君の心點を叩く（幼囚教授○異山先生の論說に就きて……四二

◉官報……五九

◉往來一束……六二

◉獄事彙報……六三

◉附錄
○監獄階級法……

謹告

●從來維持會員へ御加入相成り居候諸君は成る可く速に御通報の勞を煩し度証狀贈呈方に就き大に遲延致候間此の段廣告候也

近來會員諸君の斯道研鑽に熱心なる爲め百の質疑來り千の應答出で殆底止する所を知らざるの有樣なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて本會に於て必要なる質疑と認定する分は某法學士に依嘱し一々答解を附し會員諸君に滿足を與へんことを庶幾す希はくは諒せられよ

明治二十九年二月

大日本監獄協會編輯係

監房數及坪數表

廿七年末調

警視	男監房數	男監坪數	男監拘置房數	男監拘置坪數	女監房數	女監坪數	地方女監拘置房數	地方女監拘置坪數
京都	一二八	六四〇〇	一一	五五〇	六二	二三〇〇	一	五〇
大阪	三五五	八五五〇	四四	一〇六〇	七	一六八〇	一	二四
神奈川	九六	四二〇五	七	三〇七五	二	八五〇	一	四五
兵庫	一〇二	四五六〇	一五	六七五	三	一三五〇	一	四五
長崎	一五九	六八五〇	一六	六九〇	三	一二七〇	一	四五
新潟	一五五	六六五〇	一六	六九〇	三	一二七〇	一	四五
埼玉	一四九	六四〇〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
群馬	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
千葉	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
茨城	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
栃木	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
奈良	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
三重	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
愛知	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
静岡	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
山梨	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
滋賀	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
岐阜	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
長野	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
宮城	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
福島	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
岩手	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
青森	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
秋田	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
山形	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
福井	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
石川	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
富山	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
鳥取	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
島根	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
山口	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
岡山	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
広島	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
和歌山	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
徳島	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
香川	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
愛媛	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
高知	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
福岡	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
佐賀	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
熊本	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
宮崎	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五
鹿児島	一四八	六三六〇	一五	六四五	三	一二七〇	一	四五

備考　本表ハ支署ヲ包含ス

犯数年齢男女及賞罰比較表

自廿五年至廿七年第二ヶ年平均

犯数年齢男女ノ比較　賞罰死亡ニヶ年平均数　在監千人ニ付比較

警視	犯数	年齢	男	女	賞	罰	死亡
京都	九九	三三	九六	三	四	三三〇	四八
大阪	一〇七	三四	一〇四	三	五	三一〇	六〇
神奈川	九七	二六	九四	三	八九	二七三	六〇
兵庫	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
長崎	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
新潟	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
埼玉	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
群馬	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
千葉	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
茨城	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
栃木	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
奈良	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
三重	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
愛知	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
静岡	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
山梨	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
滋賀	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
岐阜	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
長野	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
宮城	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
福島	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
岩手	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
青森	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
秋田	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
山形	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
福井	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
石川	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
富山	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
鳥取	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
島根	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
山口	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
岡山	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
広島	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
和歌山	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
徳島	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
香川	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
愛媛	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
高知	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
福岡	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
佐賀	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
熊本	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
宮崎	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇
鹿児島	一〇七	二六	一〇四	三	八三	二七三	六〇

備考　本表中空欄ノ箇所ハ調査ヲ遂ケサル為メ之ヲ除キ又ハ警視庁ノ分ハ為メ之ヲ除キ又

別住支署構及収容人員表

| 署名 | 構造 | 収容人員 | | |

大日本監獄協會雜誌第九十三號　明治廿九年二月

論說

◉古今の弑逆者に關する精神醫學的研究（承前）

エレジ氏原著
岡田朝太郎識（特別會員法學士　法科大學助教授）

如斯弑逆者に於ける加害の事は、或種類の狂者に見る如き、突然にして、且、無意識のものにあらず、其の行爲は、一定の論理を踐み、十分聰明に會得し、長く預謀準備し、一度は思ひ止まり、遂には、自、認諾し、承服し、多數は、心窃に躊躇し、變更し、鬪爭し、神に對する務、國又は宗教を救はんとの濫信に、勝を占められて後、初めて之を實行するものとす、而りと雖も、精神は、斯の如くに明瞭にして、道理あるの皮相を具ふるに拘らず、斯くの如くに、長く、且、靜に預備して、多數の者に、彼等は、單純なる發揚者なり、全、責任を負はざる可からざる健人なりと、信せしむるに拘らず、其の實は、疾病の捕虜なり、權衡喪失者なり、精神障礙の奴隷なり、必然にして、又、明瞭ならざる、或强力に引廻されて、之に抵抗する自由なきものと、贈はざるを得ざるなり

ラッシ氏は、弑逆者、別けては、氏の所謂、情慾的弑逆者の中に、犯罪後自殺する者の、割合に多きを注意せり、

右、自殺の事は、寔に一考を要し、且、其の利益も少なからざる所なり

弑逆者が、犯罪後一般に自殺するか、而らざるも、割合に其の數の多きを聞かば、人或は之を以て、彼の徒が、犯行を悔いたる徴候となし、而らずんば、刑罰を恐怖する証據となすものあらんと雖も、其の實、悔悟又は恐怖の念を起して、精神の常に回復し、自己の加害行爲の惡事たるを覺るとなす如きは、斷して正鵠を得ず、弑逆者の疾病を加味したる、不動不屈の觀念は、極端にまで、其の理由を貫きて、大に己の行爲を貪詩し、刑罰の如きは、敢、之が惡報と認めず、無上の名譽と、看做すものなり、此の故を以て、自殺は弑逆者に在りては、例外少數の事に屬し、疾病的衝動の結果なるが、之より一層急激なる病狀、變轉の結果ならざる可からず

弑逆者の犯後の自殺は、例外にして、且、疾病性の事實に屬し、一般としは、啻に其の犯罪の惡報を避けんとはせざるのみならず、却りて、自、進んで、公然處罰を受けん事を要求す、自殺の如きは、己の立派なる性質に、己の清精なる行爲に、似合はしからざる、卑怯の振舞なりとして、斷乎として、之を退け、よしや、乘すべき好機あるも、逃走だに、敢、企てざるなり

斯の如く、弑逆者は、其の疾病性行爲に就きては、極端にまで、論理を貫徹するを以て、自殺の如きは、勢、其の數の少なかるべきより考ふれば、事實犯行の後に自殺する者は、割合に多數なるものゝ如し、惟ふに、此の点は、非常の加害行爲の外に、更に彼の徒の性質の、異常なるを示して、大に其の意味あるべきものならざるを得んや

自殺問題を了るに先だち、序に多數の人の認めて、彼等の犯行の間接原因と爲し、間接自殺の事を、一言せんとす

精神醫學等に於て、間接自殺と稱するは、死を欲して、而も或は仕損を危み、或は未來の苛責（自殺者は、地獄に墮つる等）を恐れ、其の他、種々の原因に基きて、自、手を下すを厭ひ、先、他人を殺して、裁判上死刑に處せられんとする者を謂ふ

二三の人の主張する如く、弑逆者は、果して、此の種の者たる可きか、其の然らざるを証するは、寔に容易なる事なり、間接自殺の場合に在りては、狂者は、己の死亡するを、唯一の目的として、他人を殺し、弑逆者に在りては、目指したる他人を殺すが爲めには、死も、且、辭せざるに過ぎず、其の差、亦、大ならずや、此の点より視る時は、ロンブロゾ氏が、バッサナントの犯行を目して、不幸なる生活を辭せんとの、間接自殺に、過ぎずと云へるは、恐らく誤見ならん乎

義の爲めに殪れんとは、實に弑逆者を、支配する觀念にして、其の犯行を、助成するに、歇く可からざる所なり、彼の徒は、之を以て、己の責務を滿たすものと、思惟するが故に、初より、事成るの後、己も、亦、殪るゝを覺悟せり、生命を犧牲に供して、人口に膾炙され、天上に於ては、永劫の安樂を享けんとの慰喩の外には、義に死するを、其の事、相應の月桂冠と心得、義は貫かざる可からず、死は辭するに足らずとは、彼に在りて、双々離る可からざる關繫に屬し、其の事業に適當したる、二段の經過たるに、外ならざるなり

弑逆者に於ける、難に殉せんとの觀念は、其の負詩自尊の感情と、相容れざる性質のものにあらずして、却つて、然る可き理由あるなり、蓋、或者は、專、宗教に溫溺するの故を以て、未來天上の幸福の外は、他を顧みる事無く、或者は、政治上の事項に、熱中するの故を以て、偏に死後万世の芳名を思ひ、又、多くは、溫溺の極、公業が、心窩に己を賞揚し、加害行爲に、左袒する如く、思惟するなり

斬の如き觀念を懷抱するを知らば、彼徒が死を恐れず、極めて、苛刻なる拷責にも、一聲の苦だに、表白せざる所以を、解するに難からじ、實に、叛逆者が、責問の前に、勇敢不屈なる一事は、人をして、一驚を喫せしめ、寧、感歎せしむるに足るものなしとせず、其の男たると、女たるとを問はず、政治に關すると、宗教に關するとを分かたず、夫の目指す對手の、ボルセンナを逃したるに、憤慨して、自、烈火の上の右手を燒きたる、ミシュス、セボラを初とし、千五百八十四年に於ける、キヨムバリ。バルタザル、ゼラル。より、カルロット、コルデ。スタアアブス。サン。及、ギトオを經て、ミシユレ氏が、生理學上、人間の苦痛を、堪へ得る極端の、一適例なりとまで評したる、ダミアンに至るまで、何れも極めて、殘酷なる拷責に、平然自若として、一言の苦悶を漏らさざりしなり、此の一點は、恰、宗教上の殉死者に類似すと謂ひつ可し、多くの中に、止、一人、稍、勇氣を缺きて、其の身兵士たるにも似ず、苦痛の前に、降伏したるは、ボルトロなり、犯罪後逃亡せしが、遂に或森林の中に於て、縛に就き、初はコリギ提督、及、己の兄アントロの教唆に出づと云ひ、死に處せられんとするに臨み、漸、其の僞たるを、自白せりと傳ふ

叛逆者の不可思議なる勇氣に就きては、既に其の當時の者も、之を怪みて、非常の原因に由來するものと了解し、例へば、オランダ人は、バルタザル、ゼラルを以て、鬼に指嗾せられたりとなし、スペイン人は、神の宣託に出づとなせり　（未　完）

◉監獄建築論

牛門逸士

監獄建築の事たる、實に監獄學科中、主要なる部分を占め、區に囚人を監禁する以上は、罪惡の傳播を防止し、刑罰の適正を、期待するに足る、適當の構造法なかる可からざるは、今更の言を要せず、然るに、漫に之を技師技手の輩に、一任するが如きは、竣功の曉、恐らくは、貽悔の秋あらむか、故に之が建築を爲すに方りてや、十分に技師と、審議を悉くし、後世の笑柄となるが如きことを、避けざる可からず

一時監獄費國庫支辨論の、朝野に喧傳せらるゝや、府縣會議員は、此の論の實施を想像して、府縣監獄の改築を延期せしめたり、否、管に府縣會議員のみならず、治獄の任に當れる有力者、監督の責を負ふ府縣知事に在つても、亦、實に斯く想像し、其の建築は、寧、國庫支辨となりたる曉に於て、爲すの易々たることを庶幾したりしなり、不幸にして、此の一たび敗れ、戰後經營の今日に於て、再、出づべくもあらず、拮に於てか、國庫支辨の念、漸、去りやらひとし、改築の議、また此の後暫時も遷延すべからず、已むなく、遂に府縣會の議に付するとゝなりたるもの、是、近時到る所、改築の議を耳にする多き所以ならむか、我輩固より、之を喜ぶものなりと雖も、唯、國庫支辨となりたる後に於て、比較的に、經濟の點に、顧慮する所なく、以て適正に、行刑の實を、擧げ得べき構造法に、依準し難きを、憾とするのみ、然りと雖も、當局者は、今日たとひ、構造上不完全の點ありて、二三年忍ぶとも、斷乎たる改築の、非常手段を執るの、用意なかる可からず、姑息の修繕は、意の如き構造法に、化せしひる能はざるのみならず、經費の點に於ても、所謂一文吝みの、百損たるを免れざるなり、此の機に乘じ、我輩の拙に本論を掲ぐる、亦、聊、當局者の參考の資に、供せんとてなり、本論は、獨逸監獄建築法に、依りたる點多きを以て、或は、寧、當局者の多くは、既に領得し盡くしたらんと雖も、我邦今日の構造法に、適應すべき點を、陳示したるは、强、一讀の値なしとせざるべし

○監獄の位置

如何なる場合と雖も、市府繁閙の地に、囚人監を建設すべからず、拘置監は、裁判所近傍に置くを可とするを以て、今、若、囚人監と分離して、建設せざる可からざるの必要に際會せば、或は止むなく、市府の一部分に、建設することあらむと雖も、囚人監をして、市街の中央、若しくは、其の豫定擴充地域、並に工業の隆盛なる地方に建設するは、其の宜しきを得たるものにあらず

若、夫、監獄建設に、適良なる地位を求めんか、鐵道に沿ふ所の中等市街にして、且、其の停車場と相距る、凡、十町内外の位置を、最、可なりとす

囚人監を、市内、及、其の豫定擴充地域、又は工業の發達せる地方に於て、建設す可からざるの理由は、第一、費用の点に關し、冗費たるを免れず、何となれば、概して是等の土地は、地價の不廉なるより、其の建築用地の爲めに、多額の建築費を、增加せざる可からざればなり、第二、監獄、及、市府民の健康の点に關し、甚、不良なるものあり、監獄は、僅の一小地域内に、多數の在監人を、拘禁せざる可からざるを以て、大に衛生の点に、注意する所なからむには、病患の續發を、免るゝと能はざるべし、蓋、市府は、監獄の存在するが爲めに、其の空氣の不淨を被り、監獄も、亦、市府の爲めに、其の災害を被るべし、第三、刑の執行、及、管理の點に關しては、尙、一層憂ふべきものあり、素、監獄に收禁する所以のもの、彼等囚人をして、寂寥を感せしめ、前非を悔い、良心を喚發せしむべきに、絲竹管絃の聲、分房に達し、其の思想を攪乱し、常に精神の在る所をして、斯くる惡方嚮に向はしむるが如きは、抑、刑罰執行の本旨に非ざるなり、凡、是等の障害を避けんと欲せば、幽靜なる地方に、建設せざる可からず、其の豫定擴充地域に至りては、最、大に注意する所なからざる可からず、蓋、桑滄の變、殆、測り知る可からざるものあればなり、從來の經驗に徵するに、昨の桑田、今は變じて、市府中樞の地と爲れるもの尠なからず、然れども、亦、幽靜なる地を撰ぶの結果、市府を距る一里内外の、遠隔地をして、監獄用地と爲すが如きは、建築並に管理上、頗、大なる困難を感ずべし、例は、建築地に、多くの木材砂石等を、運搬せんと欲するも、運搬費の增嵩を來たし、職工の雇入にも、非常なる不便を感じ、其の他、細密の点に於て、之が爲め、巨額の冗費を要するに至る、實驗する所に依れば、建築費の上に於て、二割乃至二割五歩の增額を免れずと謂ふ、加之、建築落成後、管理上の不便を蒙ること尠なからず、囚人を押送するに、不便なるは勿論、米麥其の他、監獄需用品、作業素製品の運搬にも、亦、容易ならざる不利を生ずべし、又、醫師を傭入れんとするも、現に北海道監に於けるが如く、僻遠の土地に在りては、開業せしむること能はざるを以て、多くの俸給を與へざる可からず、又、多少官吏の不便をも、顧慮せざる可からず、家計を營まんとするも、巨額の費用を要し、兒童ある者は、學校に通學せしむる能はざる困難ありて、不平嘆息の止むなく、結局才能ある官吏は、去りて他に道を求むるに至るべし、斯の如きは、監獄に有爲の士を、待つ所以の道に非ず、斯かる僻遠の土地に、監獄を建設するの不便なること、現に北海道集治監を、好適例となす、建築に志ある所の者、宜しく鑑みる所ありて可なり

而して、建築地は、開豁にして、陰鬱ならず、空氣能く流通し、高燥にして、瀦水、及、沼澤に近接せざる地方を、撰定すべし、而かも、其の敷地は、容易に掘鑿して、汚水を排除し得べく、且、精密に地質を檢査し、善良なる飮料水、其の他、用水の不足なきか否かを、測定するを要す、其の水量は、官吏並に囚人に論なく、監獄搆内に生活する者に對し、一日一人分、少なくとも、五斗以上を費消するに足る、水量なかる可からず

建築地の位置は、總、衛生上の要件に適せざる可からざるは、勿論なりと雖も、其の地を撰むに當りては、建築

落成後、たとひ健康を害すべき事の、不時に發生する事あるも、多くの費用を要せずして、容易に除却し得べきか否かに、注意せざる可からず、乃、其の地質は、砂質灰質の如き、極めて乾燥にして、且、成るべく、滲透し易き地所を可とし、且、別に巨額の費用を、要せずして、地形工事を爲し得る土地を撰びべしと雖も、下水疏通の点に至りても、また、注意する所なからむには、巨額の費用を要して、迂回曲折したる溝渠を、設けざる可からざるか、然らずんば、濁水滾々、臭氣鼻を衝くの、失態あるに至るべきなり

其の純良なる水の、有無を檢査するの方法は、獨、化學上の分析に依りて、之を識別し得るに止まらず、絕えず、水を吸取りたるときは、之が爲めに、其の質を變せざるか否かを、知らむが爲め、十分に、地質をも、檢査する所なかるべからず

（未　完）

◉身分帳簿の活用

龍涯生稿

故ゼーバッハ師の、我監獄社會に、稗益を與へたる事は、今更喋々の辯を要せずと雖も、若、夫、其の尤なるものを求めば、身分帳簿に、若くものあらじ、不完全なる名籍表、行狀錄に依りて、支配されつゝありし、我監獄時代より、一躍して、身分帳簿に移りし時代の如き、如何に、その當局者を震盪せしめたるぞ、如何に、噴々其の効用を、到る處に傳聞しつゝありしぞ、既に監獄は、身分帳に依るに非ざれば、行刑の事を司掌するに足らずと迄、絕叫する者あるに至れり、我輩も、亦、實にしか思へり、今日と雖も、その言の、吾人を欺かざるものあるを信ず、然れども、顧りて、四五年間の經驗を積み、以て今日に至りたる、身分帳簿を閱覽せよ、我輩、甚、悵然自失するものあるに似たり、今、この陳套の問題を借り來りて、何人も、能く知れる辭柄を弄す、また故なしとせず

身分帳簿とは、云ふ迄もなく、當該囚人の身分行狀を、查察するに足る便用記なり、この目的を達せんには、細大の事故漏らすなく、一切當該囚人に、關聯し來れる書類を、蒐集せざる可からず、若、夫、人あり、その囚人の系統來歷、如何を知らんと欲せば、身分帳簿に就きて、之を知り、他の補助簿を用ふるの要なきに至りて、始めて其の効用を認む、この故に、他の補助簿あるに非ずんば、其の來歷を知り得ざるが如きは、苟、以て身分帳簿の効を、達するものと謂ふ能はず、我輩今日の身分帳簿を見るに、此の点に於て、疑なき能はず、徒に、補助簿の名稱を衒ひ、殆、身分帳簿中の樣式と、同一なるものを調製し、以て自家の參考に供せんとする者あるに似たり、固より、行狀表を調製するに際しては、日表若しくは月表を要し、作業の變換に就いては、其の通知簿を要すと雖も、是、乃、材料にして、全く身分帳と、相異なれるを以て、妨げなしと雖も、同一の行狀表を、二課に保存し、同一の作業表を、三課に保存するが如きは、徒に手數の煩雜を要するのみにして、何等の効果をも見ざるなり、是を以て、身分帳は、厄介視せられ、遂に形式的の裝飾具となり、自、疎漏に流るゝの弊あるを免れず、身分帳は、一見當該囚人の來歷を、知り得るは勿論、また幾分か、繁文省略の意義に胚胎す、一々長文の回議案を作成し、典獄の決判を經、之を帳簿中に、合綴し置くが如きは、甚、妙を得たるものと謂ふ能はず、然りと雖も、全く之すらも、付添し得ざるものに比すれば、優ること數等なり、各監獄は、此の邊に於て、區々に渉り、十分に、その効用を達し得ざるもの非ざるなきか、今、參考の爲め、卑見を左に揭げて、身分帳中に、列記すべき事例を示せば、左の如し

作業表には、多く某業某監房を、初めに記載し、其の後、轉業轉房、病監入等あるも、記載なきもの、如し、是等の事項を記入し置くべきは、勿論にして、其の他、刑期五分の三を、經過したる者の如きも、參考の爲め、該表中に記入し置く方、可ならむか

視察表には、各監多く白紙を以て、終はるものあるを認む、全く視察したる事項の、寡小なるに因るか、或はその記入すべき事項を、誤信せしに因るならむか、兎に角、各府縣斯の如く、區々に渉りたる者あらじ、看守長、敎誨師、醫師若しくは、作業主任書記の、特に視察したる事項を記すは勿論、囚人の情願、志望に關する事をも、記入すべし、例へば、懲罰の猶豫、若しくは、施行中に係り、敎誨を施したる敎誨師の視察、懲罰の全免、施行後に於ける情体、金員贈與に就いての、看守長の意見、病囚に對する醫師の意見、作業に於ける書記の意見等、細大漏らすなく、苟、以て意見の徵すべきあらば、悉、記入する方、可ならむ

其の他、身分帳中に、書信接見の要領を、記載したる者なきを以て、便宜、各監之を補綴し置くの、必要あらむ歟、調治簿の如きも、其の回歸の曉には、身分帳中に編綴し置くは、現に某典獄の注意に依りて、實行されつゝある事項なり

死亡囚に對して、遺金品處分の照會案、危篤の報告、又は在監囚に對して、身分上（權利義務）に關して、照會回答あるときは、一切此の中に合綴し、往復件名簿に於ては、其の旨を記入し置く方、可ならむか

以上は、予輩一己の私見に止まり、唯、その思付きたる儘を、記載したるのみに過ぎず、要は、唯、當該囚人の來歷如何は、趣て身分帳に依りて知得し、成るべく、其の効用をして、遍からしむるに在るのみ、以上揭記の外、尙、記載補綴し置くべきこと、多々あらむ、そは諸氏の判定に一任せん、

雜錄

◉監獄新築の稟請

（府縣會に附する前に內申せしむ）

監獄の新築改築、又は監房の新築改築に際しては、豫、主務省に稟申し、認可を得て、工を起すの規定あるは、蓋、諸建物配置の便否、監房構造法の適否、檢束の周否等を、詮考監督するの旨趣に、外ならざるべし、然るに、從來の有樣に由れば、費用は、既に府縣會に於て、決定せられあるが故、仮令、構造上欠くる所あるも、また拘束上、不便多きも、豫算に限定せられ、主務省と雖も、如何ともすること能はず、該稟申は、一に有名無實に、屬するの慨みなきにあらざりき、方今新築の事、四方に起り、監獄の改良も、亦、焦眉に迫り、其の今日に於て、新築する監獄は、實に百年の大計を定むるものなれば、之に意を用ふるの要あるは、一般の希望する所なり、それかあらぬか、此の程、地方一般へ、遠せられたる旨趣を聞くに、將來監獄を新築改築し、又は豫房を新築改築するときは、府縣會へ、附議するの前に於て、內申し、其の筋の意見を聞きて、豫算を編制すべきみとゝなりしよし、是に於てか、幾分か、吾人の希望を達することを得たりと雖も、成るべくは、此の際、監獄建築標準の、發布あらんことを、切望するのみ

◉掃除夫看病夫炊夫等に就き

（其の撰擇に注意せよ）

掃除夫、看病夫、炊夫等は、刑罰的役業の要素、即、自由の拘束、科程の勵行を缺くものなり、故に監獄作業としては、頗、不適切なりとす、然れども、監獄管理の點と、經濟の上とに於ては、甚しき便利を得るが故、囚人をして、是等の業務に使役するものとす、其の囚人中、是等の役業を、希望するもの多きは、畢竟、自己の安秩を計り、役業に對する刑罰の緩怠を、期せんとするに外ならず、當局者諸士、既に斯る狀況あるを觀察せば、是が撰擇に、心を致さゞるべからず、其の之を撰擇するに當りては、主として、個人的關係を省みて、改悛の狀、顯著なるものを以てし、其の中に就きても、初犯のもの、長期刑のもの、期刑の半以上

を經過したるもの、賞表三個以上を有するもの、破廉恥の犯罪にあらざるもの、体軀の虚弱ならざるもの等、殆ど假出獄に要すべき資格あるものならざるべからず、彼の往々見る所の、無賞表者、再犯以上者、短期刑者等の如きを、之に使役するは、刑の公平を保つことを、得ざるのみならず、逃走犯則等の不都合あるは、屢、見聞する所なり、尤、囚人の少なき支署等にありては、之に適當なるもの、少なきを以て、此の場合には、特に本署より、移送するの注意あるを要す

◉在監人の書信紙

（一定ならんことを望む）

在監人の書信用紙は、各監獄一定なるを要す、而して、其の紙端には、返書表紙の記載方、囚人なるときは、發信の度數、郵便稅自辨のこと、差入を致すべき物品の種類、接見の時限等を、記入し置きて、親屬故舊に、便を得しむべし、之、現今或監獄に於て、實施せらるる所、其の方法、頗、便利なるを以て、記して、讀者諸君の參考に供す

◉監房揭示

（詳密に遵守事項を記すべし）

現行監獄則施行細則に示す、揭示項目は、今日の狀態に比しては、不備あるを免れざるは、實務家の是認する所なるべし、抑、監房揭示てふものは、在監人の守るべき義務と、其の權利とに屬することを、一切網羅し、其の懲罰に處せられたるときに當りても、揭示項目の何條に反したるかを、自省せしむべきものならざるべからず、特に坐作の方法、器具の取扱方、動作時限、談話の禁等は、明に揭示し置くを要す、往々揭示事項と、矛盾する取扱を爲す處なきにあらざれば、蛇足を憚らず、玆に一言す

◉看守の帶劍

（劍を地上に曳くなかれ）

看守の劍を佩ぶる所の、帶革は、今、尚、舊製（素より、新製とて、別に、規程あるに非ざるも）を用ひて、劍を鍵に懸けざるときは、長く地上にまで垂下し、地上を曳きずり歩くものあるを見る、斯の如きは、其の姿勢、甚、見苦しきものなれば、如何なる場合と雖も、鍵に懸けしめざるべからず、現今多くの監獄にては、巡查の例に慣ひ、垂れ革を短くして、また茄子環を廢し、常に牽者するものを、用ひらる、希はくば、各地とも、此の法に則られんことを望む、然らざれば、仮令、鍵に懸けたりと雖も、逃走囚追跡、其の他疾走する場合には、不便多く、又、密行の際に在りては、鏘々の音、看守の位置を示し、其の効を奏すること、能はざるものとす

◉監房巡警

（密偵を專とすべし）

夜間監房巡警の場合は、主として、在房者の動止を偵察すべきは、論を俟たず、故に、努めて、密偵の方法を採り、靴の音、劍の音、若しくは、咳聲を發せしむることなきを要す、歐米諸國に在りては、看守に無響靴を穿たしめ、且、鄰下には、ゴムを以て、張りたる布を敷きて、響音を防ぎたるもの多しと、是、密偵の旨趣を貫くが爲めと、在房者の安眠を、妨げざるとの注意に出でたるものとす、本邦に於ては、構造不十分なる所多しと雖も、成るべく、其の旨趣を貫くの、注意ありて可なり

◉乳兒の保姆に就いて

（規定なきに）

携帶乳兒の多き監獄には、囚人中、若しくは、特房留置人を以て、乳兒の保姆とし置き、乳兒を集めて、是に托し、一定の時間に於て、乳を與ふるの外は、乳母の許に、置かざるの方法を、採られし監獄ありとか聞きぬ、吾人は、其の方法の當を得たるを悦ぶ、然れども、其の保姆てふものは、役業として、其の筋の認可を得て、新設せられたるものなるか、若、役業とせば、之に對する工錢の出途は如何、其の方法は、善美なりと雖も、此の点に於ては、疑なき能はず、人動もすれば、必要に迫られ、終には岐路に陷るの誤失なきにあらず、聊、婆心を以て、一言し置きぬ

◉李俊鎔の監獄視見

（獄制の改善を啓發すべし）

朝鮮の賓客、大院君の愛孫たる李俊鎔は、此の程、警視廳監獄巢鴨支署を巡見せりと、李氏も、亦、該國の政事家たるを知る、否、少くも、彼の「國の文野は、獄制の進否に依りてトす」との金言を知るものなり、我國の獄制、尚、整備せざるもの多しと雖も、亦、歐米諸國と、比肩するに足るものあり、特に巢鴨監獄は、其の制、稍、歐洲の構造に則り、又、規模極めて宏大、東洋唯一の監獄なりとす、李氏にして、此の宏壯なる監獄に臨み、

囚徒動作の有樣より、紀律の嚴肅、秩序の正然たる實況を見たるとき、如何なる觀想を生じたるか、之を慘酷苛虐、極まりなき自國の、刑罰執行に比せば、幾分か開發したる所なくんばあらず、若、多少開發したる所ありとせば、該國の爲め、大に喜ぶ所にして、亦、我國の今日ある所以のもの、敢、偶然にあらざるを知らしむるに足れり、我國の朝鮮保護の策、今や大に嘆ずべきものありと雖も、由來其の實を擧げしものも、亦、多しとす、然れども、未、獄制改善の誘導を爲したるを聞かず、之、吾人の寔に慊みとする所なり、吾人は、敢、當局者に望む、幸に此の有力なる賓客に對し、我國獄制の沿革、及、實況を說述し、彼か、他日の施設に、誤りなからしむることを、期すべし

◉紙製鋸にて破獄せしとは信か

（獨逸の刺文を嗤ふべからず）

獄制發達、紀律嚴肅の本家とも謂ふべき、獨乙國の、感監獄にて、囚人に刺文せる油斷ありとは、驚愕呆然、沙汰の限りもなきことゝ、嗤ふものもあるべきが、外國は、外國とし、我國にては、夢想だにも及ばざる所、又、有り得べからざることゝ思ひしに、頃日二三の新聞に記する所に依れば、囚人飯粒を以て、紙を堅め、之にて、鋸を製し、監房の柱を切り破り、房外まで逃げ出でたるを、取押へられしと、吾人は、固より、無實の記事なるべしと思へり、否、無實の記事ならんことを望む、若しも、不幸にして、事實なりとせば、紙製鋸りは、一朝一夕に成す所のものにあらざるべし、其の間、戒護の方法は如何、監房、及、衣体の搜檢は如何、是に依りて、考案するも、其の無實なるを疑はずと雖も、看守者たるもの、須、獨乙の囚人刺文のあとに鑑み、決して、之を以て、對岸の火災視することなく、常に戒心せられんことを望む

◉酒狂者の犯罪

（本邦にては如何）

酒の爲めに、罪を犯すものは、各國とも、其の數實に尠なからず、今、近着の紐育統計誌を見るに、大貌列顚、幷、愛耳蘭土に於ては、年年亂酔して、暴行を爲し、入監せるもの、十四万五千人、內十一万二千人は、男にして、三万三千人は、女なりと、又一昨千八百九十四年の春より、昨九十五年の春まで、一年間、合衆國にて、酔狂したる夫の爲め、殺害せられたる婦人は、三千四人あもしと云ふ、風土人情、共に異なる日本にありては、此の如き比較には、あらざるべしと雖も、其の數、亦、少なきにあらざるべし、斯かる、統計を調製せらるゝは、最、必要のあとゝ云ふべし

◉慈惠費の就きて

（收入豫算は、監獄則第二十四條のみに限らず）

監獄費中、慈惠費の收入豫算に、編入すべきものは、監獄則第二十四條に、規定されたる所の逃走者、若しくは、刑死者死亡者等の、一年間を經過するも、受取人なき領置貨物のみに、限る如くに、解するものなきにしもあらざりしが、元來、慈惠費なる名目の生出したるは、該條より、初まりたるものにして、該領置貨物は、慈惠費の外は、他の費用に充てしめざることゝ、規定したるものなれども、之にて、支出の不足する見込あるときは、其の意外に、豫算を要求することを得べしと云ふ、現に愛媛縣の如きは、保護會社に、保助を要するが故、若干の金員を要求し、慈惠費の增額を、爲したりと聞き及

◉差入檢查の爲め解縫したる衣類臥具

（原形に復する費用）

衣類臥具の差入を、許すべきときは、之を解縫して、精查すべきは、言を俟たずと雖も、之を原形に復するの繁を厭ひ、若しくは、原形に復するに、何れの費目より、費用を出だすか抔の、疑を生ずるものもあるかの趣なるが、施行細則に、監獄に於て、原形に復すべしと命じたる以上は、其の費用は、被服費より、支出するものなることは、敢、疑を存ずる所にあらず、故に、かゝる場合に在りては、獄衣の裁縫同樣、囚人をして、原形に、縫綴せしむることよけれ、若しも、煩を避けて、意外の失態を招くが如きことあるべからず

◉死亡帳に就きて

（形式に流るゝなかれ）

死亡帳は、即、死亡者の關係を、詳にする所の、臺帳にして、死狀の如何等に就き、後日の証跡とすべきは、實に此の帳簿あるのみ、故に其の記載事項は、最、明瞭に、精密ならざるべからず、記載例に示す所に依れば、之を以て、檢死書に代用すべきものに、あらざるかの疑なきに非ずと雖も、吾人は、該帳簿を以て、直に檢死書と爲すの必要を、認むるものなり、然らざれば、別に、檢

死書を作る處にありては、重複の嫌を免れずして、夫が爲め、死亡帳の記載を、署するものあるは、往々見聞する所なり、而して、監獄則施行細則第七十八條に云ふ、名籍簿なるものは、現今の規定に依るときは、名籍原簿を指すもの、如しと雖も（名籍原簿は、斯の如き病症、及、其の因由死狀等を、記すべき場所なきを以て、今日の規定に依るときは、同條に名籍簿とは、死亡帳なりと、解釋せざるべからず、同則第七十九條に在る、遺骸を下付せしとき、受取者をして、之を證する爲め、署名捺印せしむべき簿冊も、亦、此の帳簿を指すものなれば、之が記載方に、注意する所なくんばあるべからず

◉東京集治監の寫眞

（在伯林小河君へ贈る）

前號小河君の通信にあるが如く、先般同氏出發の際、各監獄の寫眞を、取集め、携帶せられしが、既に分配し畢はりたれば、再、其の送致を、申越されたるに依り、集治監へ依頼せしも、經費の出途なき爲め、撮影せしひること能はずとの事なれば、其の費用は、協會より支出し、撮影を請ひ、此の程送致したりと云ふ、東京集治監とか、巢鴨監獄とかの寫眞は、多少外國人の注意を喚起するや、疑なしと雖も、常に遺憾とする所は、分房監の、彼等に示すべきものなきを

因に記す、英國ホワルド協會主幹タラック氏は、時々斯道有益の書籍を寄送し、又、通信等を爲しくるゝか故、同氏にも、東京集治監の寫眞を送付せり、近頃寄贈にかゝる同氏著、監獄制度原論には、各國の獄制、進歩の狀況、及、批評等の嶄新なるもの多ければ、他日讀者の參考に、供することあるべし

◉忌むべき新聞記事

（掲くるも恥かし）

改暦後僅に一ヶ月餘、忌むべく、嫌ふべきの記事、新聞上に續々たり、今、茲に掲くるも、筆濺りて、句ならず、然れども、聊、後日の鑑と爲さん、何をか忌嫌すべき記事と云ふ、曰はく、看守數人、制服帶劍の儘、妓樓に登る、曰はく、看守有夫姦を爲す、曰はく、看守酔ひて劍を抜き、街路を横行す、曰はく、四人詐欺の手段を以て、刑期内に出監す、曰はく、看守囚徒の眼を蹴潰す、曰はく、看守追剝を働く、而して、其の記事は、地方新聞の報ずる所多し、事實の有無は、固より、知るに由なしと雖も、かゝる不吉の記事、幾の日か、新聞紙上に、其の跡を斷つべき

◉山梨縣監獄の巡閲

（其の模様を伺ひたし）

警保局監獄課長浦太郎氏は、去月二十七日より、山梨縣監獄を、巡閲せられたりと云ふ、同縣監獄は、一昨年春、元内務屬山上氏、巡閲の當時に在りては、事務上の好評少なからざりしが、現今の進歩は、果して如何、聞かまほしきことになん

◉監獄課員の交迭

（大坂より來たる）

同課員木名瀬氏の、兵庫縣第一課長に、轉任せられしは、前號に報じたる所なるが、其の後任として、大坂府監獄書記羽村龍久氏、襲任せられたり、氏も、亦、監獄練習所を卒業したる人にして、實務に經驗ありと云ふ

◉看守服務要綱の出版期日

（申込は三月二十日迄發送は仝月三十日より）

服務要綱の脱稿は、既に一月初旬に在りしが、其の後、著者の修正增補したる處、少なからず、何分六百餘頁の冊子にして、看守の服務法は、悉、之に網羅すと云ふ有樣なれば、存外に日月を要し、且、遠隔の地に在りては、其の購讀者の取纏め方にも、時日を要するに付、今少しく申込期日を、延期せられたき旨、本會に申込む者これあり、旁、本會は其の請を容れ、申込期日を、三月二十日迄とし、印刷發送は、仝月二十日より、取計ふことに改めたり、依つて、各本支署員諸士は、此の旨を諒せられ、續々御申込あらむことを請ふ

六花紛々

◉日沒後に、四人を歸監せしむとは、彼の雪除外役に、使役する四人の勉勵を、賞したる新聞の記事、此の一事、以て雪除外役の全豹を、察するに足る

◉通行人の便を、計るが爲めとて、又、縣民の意を滿たすが爲めとて、監獄則の規定する、動作時限に悖りて、四人を使役するあとを得るか

◉安坐を許し、喫食時間を延ばしたる爲め、四人に賞せらるとは、田舍新聞の記する所、雜話を許し、獨歩を許さは、四人より、顧傭表を呈せん

●壯快　の技術を見、偉大の勳蹟を聞けば、緻密の業、平常の務めは、自、一時倦厭の傾なきを期せず、斯道に於ける今日、奮勵一番、倦怠に流るゝ勿かれ

●工場　は、雨雪容捨なく、風に從ひて、舞込み、監房は、床下腐敗して、蚯蚓坐を窺ふも、修繕の道なしと、是、地方議會の、無頓着なるか、聊、其の施設を怠るものか

妄言妄錄

倪々子

妄に言ひ、妄に錄す、豈、一片の私意を挾まむや、談餘友儕と共に、監獄の事を議す、興濃かなるの時に迫んで、酒を呼び、杯を擧ぐ、耳、愈、熱するに從ひ、談、益、佳境に入り、意氣斗牛を呑んで、口角沫を飛ばす、口終に囁嚅語能はざるの時、止むなく筆を採りて、之を錄す、讀者或は酒餘の譫語と、解するも可なり

○溪洲生てふ人あり、何人たるを知らず、前號の協會雜誌に、質問を發して曰はく、昨今監獄改良を喋々す、其の改良は、如何なる程度に達せば、終極なるか云々と、何等の奇問ぞ、何等の警語ぞ、何等の砭針ぞ、知らず、之に向ひて、答ふる者ありや否や

○監獄改良を以て、形式の裝飾を施すものと、思惟する輩、否、寧、之に熱中する今日に在りては、此の奇問、豈、警語砭針たらざるなきを得むや、有司者覽て以て、如何とする、自己の現に爲しつゝある行爲は、監獄改良に向ひて、果して、幾何の勢力を加ふべきか、其の處措たる、全く監獄改良の目途に向ひて趨る、一端緒なるか、念茲に到れば、悵然として自失し、臆然として、大笑する者なからむや

○覽よ覽よ　監獄改良の福音は、到る所、耳に喧しき程なりと雖も、而かも、犯罪の傾向は、漸次進みつゝあるにあらずや、事實は、之を語りて詳なり

新に刑を受けたる入監者調

	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年
一〇以上	三八、四六二	三七、五〇〇	三七、五一〇	三六、一七二	

前表は固より、題號の示す如きが故に、之を以て、直に監獄の不整を謂ふが如き、野暮は爲さずと雖も、犯罪者の增加するは、監獄事業の爲めに、喜ばしきことに非ず、あはれ、畢竟監獄改良の聲は、虛名に過ぎざるべきか

○然りと雖も、監獄改良の聲は、明治二十二三年の頃よりなれば、數ふるに、僅に六七年に過ぎず、此の短日月を以て、効を奏せんと欲する、寧、迂愚に庶幾し、希はくは、他日に、之をトせん

○異山生てふ人あり、看守反省錄を載す、頗、觀る可きものあり、異山の者ならずして、同山の人ならずは、焉ぞ能く筆を、這種に染むることを得んや、良藥口に苦く、忠言耳に逆ふ、此の語を解するの看守者諸君、希はくは、一讀せよ、規箴反省の料たること尠なからず、

●大日本監獄協會第六回常集會議事筆記（承前）

○會長（小原君）　夫では、さう願ひませう、夫から、もう一ケ條ございます、御過出から、に逃べを願ひます

特赦假出獄ノ、恩命ヲ蒙ラシムルニ、全國受刑囚ニ對シ、可成不幸ノ感ヲ生ナキヲ、企圖セシニハ、如何ナル方法ニ依ルヲ、可トスル乎

出題者　永名瀨君

○永名瀨禎助君　特赦假出獄の恩命を、蒙らしむるに、全國受刑者に對し、成るべく、不幸衝の感なきことを企望せんには、加何の方法に依るを可とするか、詰り區分困難なことでありますけれども、特赦にしろ、假出獄にしろ、正當の條件は、法律の明文にあるが、法律に定めてある所の條件を、分離すれば、假出獄といふものは、許されねに違ひない、又、特赦といふものは、申請はせらるゝけれども、之を詰り、或其の實際家の見る所に依つては、或は一年以下の刑期の者に向つては、幾ら條件を具備せりと雖も、出獄せしむるの必要はない、或は特赦の恩命を蒙らせる丈の必要がないと、見解を下して居る人がある、又、刑期の長短に拘らず、相當の條件を具備した以上は、是等の恩命を、蒙らせるのが、正當であらうといふ、詰り區々の意見を、取つて居る結果さいふものが、即、受刑者の身に取つては、大に幸、不幸といふことを免れないと、換言すれば、詰り當局者の意見に依つて、或者は恩命を蒙り、或者は然れども、亦、事實捏造の跡、間々あるに至りては、未、妙趣に達せざる者、達せずと謂ふと雖も、達し得るの器量、僥かなるものあり、努めて、已まずんば、冥々の裡、看守者に、利益を與ふること、尚、一層多からむ

○洋々生君　筆鋒犀利の法律論、根底鞏固、他の咽喉を扼せずんば、止まざるの慨あり、然れども、尚、一步進むで、法律の生面より、監獄の事項を論ずるときは、極めて、興味多からむ、予は、獨、之を君に、强ひざるを得ず

ほ、之に關るといふ、遺憾がある、それで、是等の不公平のないやうに、全國統一の權衡を取らんとすれば、どういふ方法に依つて、此の特赦假出獄といふものを、申請し、或ほ、又、認可を求むるといふことの際、均一といふ風になるかといふことを、詰り御協議申したいのでございます、實に之が爲めに、私は想ふに、受刑者の幸、不幸といふものは、誠に遺憾に堪へないと思ひます

○助川謙君　是は必要なる問題と思ひます、是なば、一年以下の者には、此の恩惠を與へさせぬといふことになつては、行刑規則にも關するやうなことで、是等は、如何なる者と雖も、入監以來、充分なる行狀方正なるものは、司獄官吏が、眼を注いで、恩惠を與ふるやうにしなければ、却つて區別なくして、彼等に恩惠を與へて、法律上精勵を與ふる所のものを、却つて無視するやうにならうと考へられます、夫であるから、何處までも、さういふ場合は、隨分至難ではあるけれども、短期四にも、恩惠を與へらるゝやうな、方針が立つたら、宜しからうと考へられます、之を概して、假出獄を與へぬといふ觀念であつたならば、必、折角の目的も、無効視するやうなことになります、依つて、充分是は、至難ではあるけれども、幾分かは、彼等に與ふる方法にしてなければ、奬勵の道はないと思ふ、故に假出獄なるものは、飽くまでも、監獄に於て、勞働して來るやうになれば、益、奬勵の道が、明いて來るものであらうと思はれます、至難ではあるけれども、矢張、謹愼方正なる者を、ヒ關めになつたならば、充分なるヒ手續になつた方が、宜しからうと考へられます

○有馬四郎助君　私も、一つ考案がありますが、是は、出願者の御心掛のやうに、誠に執行上、大切の問題でありまするから、餘程愼重に考へなければ、ならぬ問題であらうと、私は信じます、併しながら、是等の問題は、或程度までは、即、刑期四分の三、或ほ何々年限を、過ぐるといふ所までは、機械的の方法を設けられませうけれども、其の上といふのは、器械的の設けを立てるといふことは、出來ぬ、去れば、標準を立てることが、出來ぬかといふと、是は、頻繁に、典獄を、内務省にお集めになつて、典獄の腦髓を、均しくさせる爲に、充分之に、内務省の主意の存する所を注入して、さうして、典獄たるものが、銘々に於て、成るべく、空想の事實を捕へて、自分、獨、天狗にならぬやうに、餘程愼重に、在四の感化の程度、所謂之に關係する所の、倫理學者、或は生理學といふやうなものもありませうし、其の外、關係の多い學科の上よりも、參酌する所があつて、其の確なる正格の尺度を以て、判斷するやうにするより、外はないと思ひます

○若山蒐雄君　私の考には、典獄といふものは、其の職分を持つて居るから、是までとても、誰も等閑に附する者はござりませぬけれども、尚、調査の精密に行屆くといふことと、夫から、先、此の判斷の公平です、公平といふことを、成るべく守り、調査の精密といふことを以て處するより、仕方がないと思ふ、其の上、尚、内務省なり、司法省なりは、調査を、一層精密にせられましたならば、尚、功能があらうと思ふ、どうも、其の外のことで、斯ういふ定規があるといふやうなことは、到底行はれぬやうであらうと思ふ、私共の心配しますのは、特赦とか、假出獄とかいふことは、重いやうなことではありますけれども、是は、多い中で、言ふたなら、少數なもので、是より、まだ目先にやつて、もつと多數な賞表である、此の賞表をやることの上に於て、能く調査をして見ましたならば、隨分一方からいうたら、不公平ちやといふ事柄が、あるかも知れない、一層特赦なり、假出獄なり、受けて出て仕舞つたものに付いて、一時は、不公平であるとか、不權衡であるとか、いふ感じを起すかも、知れませぬが、去る者は、日に疎しで、此の爲めに、奬勵を失ふといふことは、澤山にあるまいと思ふ、併し賞表を得た者は、得ないやつが、始終見て居るから、此の方が、もつと私は、不權衡、不公平といふやうな、感情を起させる時機といふものが、特赦、假出獄より、賞表に付いての方が、尚、多くはあるまいかといふ、斯ういふ心配を持つて居る、此の事柄は、調査の綿密に行屆くこと、公平といふことを、缺かないやうにするより、仕方があるまいと思ひます

○石澤謙吾君　詰り器械的には、いかないことで、其の中に、器械になるのは、今のヒ既の賞表が、器械にあつて往くんです、之が段々階級になつて往くんです、其の上は、どうも典獄の調査と、公平心の裁斷とに、依るより外、仕方がない

○若山蒐雄君　典獄が、其の眞情を以て、愼んで、追々精勵しましたならば、始めて、不權衡のやうなことが、ないやうにならうと、思ふのでございます

○會長（小原君）　私が、刑事局に居りました時、假出獄者の何ひが出る時に、參事官などが、困り居つたです、文章が色々で、何んでも讀むと、四人といふことな、先、眼に置かず、或ほ其の文を飾り、證人や、實人の傳のやうに書いてある、いつもソラ、又、證人の傳ちやアないかと言つて居つた、夫で、どうか假出獄の申請とか、何かの文ほ、大抵同じやうになつたら、宜しからうと思ふ、どなたか案をヒ立てになつて、雜誌にでも載せて、標準をヒ示しになつたら、どうかと思ふ、左もないと、餘程可笑しい、併し是ほ、唯、ヒ話でございます

○岡田朝太郎君　是ほ、典獄諸君の職權を、縮めるやうになる、即、機械的になつて、動きが取れぬやうになる、少し綿密なことで、器械的に、縛られるやうになると、實際の利益も、薄かりませぬから、私が先刻から、意見を申しませぬであつたのは、問題が、成るべく統一する方法がないかといふことであつて、私ほ統一することに、反對であるから、ツヒ一言も述べなかつたのであります、其の餘のことほ、銘々按摩ら、ツヒ一言も述べなかつたのであります、其の餘のことほ、銘々按摩次第、此の假出獄が、適當のものであるか、否といふほ、場合々々に依つて、違ふから、ツヒ意見が無かつたのでございます

○石澤謙吾君　さうして、特赦等をした者が、再、犯罪をする者があるが、ないかといふことを見ると、典獄の眼が、能く通つて居るか否かが、能く分る、さういふやうな研究より外に、仕方がない

○岡田朝太郎君　私ほ、斯ういふことを希望する、例へば、特赦或ほ假出獄を得たる者が、再、罪を犯したるを、監獄協會に集めて、佐野君なり、私なり、之に志す者が、統一をして、經驗なり、何なり、所謂實驗を積んで往つたら、宜しからうかと思ひます、即、さういふやうな實驗を、協會の維誌に掲げ、分類をして、成績を示して、往きたいのであります

○助川謙君　御參考までに申しますが、既に石澤典獄の居られた時に、假出獄を許した囚徒があつて、典獄ほ、之に充分なる教諭を加へられ、其の四徒も、二度とほ惡いことをしないといふて、契つて往きました、然るに、其の者ほ、京都の者でございます、京都に往つて、再、出京をして、關東に於て、强盜を働いた、所が、直に捕縛になりまして、又、十年刑を受けるやうになりました時に、再、集治監に往つて、石澤典獄に申譯がないといふので、鍛冶橋から絶食して、遂に死んだのでございます

譯

◉巴里列國監獄會議決議詳報

加地鈔太郎譯

巴里列國監獄會議の決議は、取りあへず、先に之を譯出せしが、中に往々意義の明瞭を缺くものあり、しかのみならず、其の會議に於て、如何なる議論に基き、斯くは決議せるものなるか、其の論旨を序するは、無用にあらずと信ずるを以て、茲に其の要領を譯出す

○第一部第一問　二たび、同一の罪を犯したる者に非ざれば、再犯者と、看做すこと能はざるか

刑の加重は、新に再犯あるごとに、累增せざるべからざるか

本問は二個の問題を含有す、即、一は如何なるものを以て、再犯と爲すべきかと云ふこと、一は再犯を、防制するの方法如何と云ふこと、是なり

先第一に起りたる問題は、再犯とは、前に刑の言渡を受けたる者、二たび罪を犯すときは、其の罪の性質如何を問はず、總て之を再犯と爲すべきか（總般的再犯）、又は前の罪と、後の罪とが、同一若しくは、類似するにあらざれば、再犯となすべからざるか、（特別的再犯）と云ふにあり、

遙警視、特別犯、及、國事犯の如き、其の意風の、敢て惡むべく、卑しむべからざる罪に在りては、同一の罪を、二たびするにあらざれば、再犯と

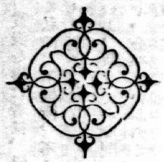
ざいます、實に羞いみさは、承知しながら、食ふみさが出來すして、再、犯するものであるから、引取人などのみさも、能く考へればならぬ、何にしろ、數年間、謹愼勉勵する者に、與ふるのであつて、何處までも、規律に服從しなければ、恩典を見るみさは、出來ぬが、將來悪いみさをすると、しないさの請合になつては、中々計り難いのです

○諏訪美太郎君　唯今の問題に牽聯したことでございますが、諸り北海道は、內地と爲すか、島地と爲すかといふ疑問がある、是は、どういふものでございませうか

○有馬四郎助君　事實の上では、島地と爲さぬといふさに、なつて居りやアしませぬか、

○會長（小原君）　最早御論も、盡きたやうでございますから、是で、此の會は、閉づることに致します、皆樣御苦勞でございました

午後五時閉會



為すべからずとの說には、何れも異議なかりしと雖も、普通犯に至りては、議論數派に分れたり、或論者は曰はく、先に重き刑に處せられたる者、二たび罪を犯すときは、其の罪の性質如何に拘らず、之を再犯となるざるべからず、其の故は、初の刑重かりしを見れば、犯者の危險なる人たるみさを、知るに餘りあり、其の更に罪を犯すに及びては、之を如何ぞ、初犯者と、同一視することを得べけんや、蓋、其の再度の犯行は、法律の反敵たるもを、益、明にしたるものなり、豈、之を以て、通常の犯罪者と、看做すべけんやと、又、他の論者は、輕き罪の爲めに、特別的再犯說を主張して曰はく、法律は、偶然の犯罪者に對しては、寬假する所なかるべからずと雖も、慣習的犯罪者に對しては、決して假借すべからず、而して、社會に危險有害なる慣習は、同一の犯罪を重ぬるに依りて、始めて生ずるものなれば、同一の行爲ありたるものに限り、再犯として、調すべきものなりと、數多の委員、就中、露國委員は、尙、數歩を進めて論じて曰はく、類似の罪を累行したりとて、未だ以て、再犯となすに足らず、何となれば、或は偶然之を累行したるや、知るべからざればなり、抑、再犯は、數罪の間に、同一の實質あるを要するのみならず、尙、心意的に、類似する所なかるべからず、之を換言すれば、前後の行爲は、同種の意思に依り、支配せられたるものならざるべからず、此の場合こそ、犯罪の意風、最、强固にして、機會に遭遇する毎に、發動するの恐あるものなれば、再犯を以て、之を遇するの必要あるなれど

高論者は、彼の常業的犯罪者に付、別種の待遇を主張して曰はく、是等の犯罪者が、甲の犯罪より、乙の犯罪に遷るは、唯、機會の如何に依るのみ、若、其の前科を調査せば、實に千態万狀悉りなく、其の罪質は、

何れも、皆、社會の大害となるものならざるはなし、此の犯罪者に向ひては、特別的再犯の例を、用ふることを得ず、遂すや、總般的再犯に依らざるべからずと

元老院議官ベランジエー氏曰はく、再犯の時効を設けたる法律は、其の効果、顯、可なり、之を採用するは、最、利あるべし、益、已に公訴に時効あり、刑に時効あり、豈ぞ再犯に時効を、設け得られざるの理あらんや、犯罪者をして、品行を改悛するの念を絶たしむるは、決して得策にあらず、既に數年間、罪を復びせずして、社會の遺忘する所となりたるものに對し、舊罪の時効を認めて、怡、豈、犯罪なかりしもの、如くならしむるは、之を公義正道と言はずして何ぞやと、

再犯の制壓方法に付いても、頗、議論あり、罪を重ぬる毎に、刑の分量を、加重するの割合は、決して急進的なるべからず、且、刑の加重をして、過度ならしむべからずとの說に付いては、衆議、皆、一に歸したるが如し、然れども、其の增累的加重は、裁判官の義務と爲すべきや否に付いては、大に議論ありたる所なり、或論者は曰はく、裁判官は、犯罪其のものを罰するにあらずして、犯罪人を罰するものなり、加之、或場合に於ては、再犯は惡しも、犯罪的慣習と看做すべからず、故に裁判官をして、十分なる斟酌の權を、有せしめざるべからずと、之を駁する者曰はく、裁判官は、罪の輕きものに對しては、其の處分往々寬に失し、亦、能く其の犯罪的意向の如何を究めず、若、裁判官をして、義務上加重せしむるの制限を設けざれば、決して、刑の目的を貫く能はず、而して、裁判官は、短期の刑を濫用するが爲め、裁判權力をして、往々薄弱ならしめ、再犯者をして、益、增加せしむるの傾きあり、故に、再犯加重は、裁判官の義務となすべからずと、夫の犯罪を以て、常業となすは、

と、決定し得べき、處罰度數の宣誓を、定めざるべからず

○第二問　流罪は、最、嚴き意義に於て、之を刑罰の正當なる方法中に、加ふるを得るか、若、然りとせば、如何なる特別の効用を、充だすべきものなるか

流罪とは、原語を「トランスポルターシヨン」と謂ひ、囚徒を殖民地に發遣して、刑を執行するの法なり、此の問題は、曾、ストクホルムの列國會議に於て、論議せられたる所にして、今回ほ、其の書き方を改めて、二たび、提出せられたるなり、此の問題は現今決して、理論的にあらずして、現に二三の國に、實行中のものなれば、若、之を以て、道理に合はずとせば、是等の國、殊に佛國か、四十年來實行しつゝある制度を、非難するものとなるべし、斯の如く、此の問題は、單に二三の國に關係あるに過ぎざれば、議論は、全、此の二國々の委員にて、持切られたるが如し、白耳義國委員は、監獄學の點よりは、寧、殖民政策の點より、反對を試みて曰はく、殖民地を繁榮ならしむるもの、眞民の移住に、若くはなし、嘉、史上の証する所なり、犯罪人を移して、殖民を計りたる國は、皆、失敗せざるはなし、例せば、佛國の新カレドニー、及ギユイヤースに於ける、露國の西伯利に於ける、歳、然らざるはなし、若、夫、囚徒を氣候不良なる地に移さんか、是、苦を長うして、人を殺すものなり、何となれば、此の移民は、皆、人民中の屑なれば、殖民地は、漸次衰頽に傾くべきも、決して發達の見込なければなり、若、之に反し、健良なる土地に移さんか、是、刑罰を變じて、幸福となすものにして、刑罰の目的に違ひ、眞民との權衡を、失ふの太しきものなり、然らば、殖民地に於て、之を監禁し、嚴重なる試驗に服せしめんか、是、獄内役徒を、執らしむる牢獄のみ、嘗、故に本國より遠隔し、厳密の監督に、

ものに至りては、到底吾人の靜安を、害することなくして、此の世に生活することは能はざる者なれば、其の刑も、亦、之を社會より、遠ざけ置くの、一法に歸着すべし、其の方法として、遠謫、永久監禁、無期刑等ありと雖も、要するに、其の方法は、各國の刑法に一任するを可とす、而して、如何なる犯罪者を以て、常業的犯罪者となすべきかに至りては、法律上之を一定すること、甚、難し、蓋、其の人に依りて、其の狀を異にするものあればなり、故に全く、之を事實問題に委し、裁判官をして、犯罪者を前科に依り、決せしむべきのみ、但、法律を以て、常業的犯罪と看做し得べき犯罪度數の定限を、定むる位のことは、敢、妨害なかるべしと論決せり、以上の論旨を斟酌して、部會議は、遂に左の如き議決をなし、而して、此の議決は、其の儘、總會に於て、採用せられたり

（第一）再犯は、場合の輕重に依り、總般的、若しくは、特別的なることを得、又は時の條件に、從ふことを得、

（第二）其の處罰は、左の諸點を、斟酌せざるべからず

（イ）刑の累增的加重、但、次項の例外を除く、

（ロ）常業的犯罪者には、他より、重き刑を科すること、

（第三）裁判所は、例外的減輕の、情狀あるみさを認知し、且、理由を示したる、明白なる判決を以てするにあらざれば、右、第一の規則外に、出づることを得ず

法律は、短期刑の濫用を防ぐ爲め、特別の最下限、裁判官をして、之より、下ることを得ざらしむる、最下限を定めざるべからず

（第四）第二の場合に付いては、法律を以て、其の科せられたる刑罰の性質、及、犯罪者の、邪惡の度合に依り、裁判所が、營業的犯罪者なりと、決定したる能はざる不便の地に、發送するの要あらんや、故に流罪の法は、初めて殖民地を設くるに當り、其の第一着に必要なる、拓地開墾等の工事を爲さしむるは、實際或は大に益あるべしと雖も、既に眞民の移住を始むるに至らば、直に之を、本國に引上げざるべからず、加之、流罪は費用を要する、最、多し、即、內地の在監者に比して、七倍の多きを要すと云へり、此の如き餘分の費あらば、他に、尙、必要なる慈善的、及、豫防的の事業に充つるに若かざるなり、且、夫、彼の自由移民なるものは、犯罪の豫防上、重大の關係を有するものなり、蓋、內地に於て、產業なきもの、新事業を求むるは、殖民地に若くはなし、若、是等の徒を放任して、其の自然に委さば、必や、罪惡に陷るの外なかるべし、殖民地は、實に是等眞民の豫防上、其の移住を奬勵すべきの地なり、決して、流罪囚徒の有害なる使用に、供すべきものにあらざるなり

露國委員中、此の制を維持する者の說に曰はく、流罪は、嚴苛にして、嚴酷的性質を有するを以て、社會の保護上、實に効驗鈔なからざるものなり、然れども、身体强健にして、殖民事業に堪ふる犯罪者にあらざれば、之を適用すべからず、而して流罪者をして、故國に再歸するの希望を絕たしむるほ、改悛上、至大の關係あるを以て、之を避けざるべからず、露國は、他國と異なり、一種特別の狀態に屬す、其の人口の增殖は、遠ならざるにあらずと雖も、尙、十分なりと云ふを得ず、勿論現今の如く、社會に有害なる原素は、其の政治上たると、否とに論なく、之を遠ざくるの方法として、此の流罪の制を用ふるが如きは、大に改良を施さゞるべからずと雖も、此の法は、又、殖民政畧上、決して廢棄すべからざるものなり云々と、然るに、露國委員中の反對論者は、此の法を、絕對的に排斥して曰はく、流罪は早に理想的刑罰に止まり、決して完全に、實行し得べきものにあらず、既に十五年以來、世人は、皆、其の非を唱らして、曩、之が廢止を上請せり、彼の樺太島に於ける經驗の如きは、採るに足らず、若かず、斷然之を廢止し、代ふるに、彼の利益ある監禁法を以てせんにはと、

右の如く、露國委員、自、其の制度を拋棄せんとするの傾を見ばしたれば、今は佛國委員の任務として、之を辯護せざるべからざるの場合さはなれり、同委員ブナー氏は、最、巧妙なる論法を以て開陳して曰はく、各國が其の殖民地を、自己の利益に處理するほ、固より、其の權利なれば、容喙するの限にあらざるべし、然れども、苟、永久の分房監禁法を、採用せざる國にして、其の殖民地に於て、罪人、及、不治的犯罪者の刑を、執行せしめ得ざるの理あらんや、蓋、此の方法ほ、社會をして、再犯者の害毒を、免れしむるのみならず、若、眞民の福祉ならざる機、十分なる取締方法を、設くるに於ては、殖民地の發達上、至要の原素となるほ、疑を容れず、其の例証ほ、佛領新カレドニーに於ては、未、曾、囚徒の移送に對し、苦情なきのみならず、千八百九十年の殖民地議會ほ、更に移民の新方法を設けられんことを、希望したり、若、夫、此の刑罰の方法にして、適當に施設せらるゝに於ては、其の効果を生ずべきほ明なり、即、役業を義務的ならしめ、絕對を嚴正ならしめ、囚徒の犯則ほ、速に之を處分し、不定の期間、之を監禁する等の法を設けしめ、而して、其の取締に任する吏員を精選し、刑罰の嚴正を保つと共に、又、感化運營の法を講じ、之に加ふるに、宗教の道を以てせしむるときほ、囚人ほ、犯地より遠隔の所にあるが故に、自然に、改悛に導き易し、而して、種々なる階級的訓度を設け、品行善良なるもの

は、先、一定の期限間、試驗の後、幽閉を免し、土地を給し、家族と同居を許す等の恩典を以て、漸次之に臨むときは、其の効益決して鮮少ならざるべし、然るも、尙、流刑は、正當なる刑罰方法にあらずと盲ふか云々と、

佛國大學教授レヲエイエー氏は、夙に流竄法の、最、熱心なる贊成者として、內外人の知らゝ所となる、氏は此の問題を研究する爲め、南米ギユイヤース、及、西伯利を、漫遊して、實地を觀察し、熱心に、之が改良策を講究しつゝあり、故に其の說は、衆の、皆、聽かんと欲する所なり、氏曰ほく、流竄に特種の効能二あり、一は大氣の下にありて、勞動するみを得るが故に、囚人の健康を損するみとなし、一は囚人をして、正業に反らしむるの功あり、故に流竄は、一たび犯罪に墮落したる者を、處罰すると同時に、之を回起せしむるの利益あるものなり、是、他の制度に超越する所以なり、曾、普通の監獄は、一家を破滅し、犯人を墮落せしめ、知らず識らず、再犯に陷らしむるものなればなり、舊時の牢獄は、百人に付、九十五人の再犯者を出し、現今の完成せる監獄に於てすら、猶、且、五十人の再犯者を生ず、然るに、流竄法を、適用したるものは、其の種々の欠點あるにも拘らず、再犯者百人に付、僅に五人を出だすに過ぎず、曾、之に增すの好果あらんや、此の制を採用せざる國、影多ありと雖も、彼等は、他の迂回したる方法に依り、實際之を行ふものと、云はざるべからず、警察處分を以て、犯人を國外に放逐し、若しくは、移住法を寬にするが如き、即、是のみ、露國、及、佛國の如き、此の流竄法を維持する國は、幾たびか、失敗なきにしもあらざりしと雖も、是、制度の不可なるに依るにあらずして、其の法律若しくは、其の適用に、誤ありしが爲めなり、然れども、現今は其の弊害を一洗して、大に舊態を改めんとす、即、佛國の如きは、其の刑法草案に於て、國事犯者に對して、最早、此の流竄法の適用を廢止し、且、囚人の希望に依り、內地の監獄に止まるも、殖民地に發遣せらるゝも、自由ならしむるの新法を設けたり、又、從來の弊害を豫防する爲め、別に殖民地刑罰高等委員と云ふものを置け、之をして、殖地に於ける刑の執行を、監督せしむるの方法となせり、又、露國に於ても、彼の世人の嫌惡する、一般流竄の法を廢め、單に普通法の、重輕罪にのみ、之を適用し、且、役業を以て義務となすこと、猶、佛國の徒刑に於けるが如く、又、十五年來、樺太島に實行するが如くするに於ては、流竄は、刑の執行上、重要缺くべからざるものと云ふべし、此の問題に付、佛露兩國が、期せずして、一途に出でたるは、亦、一奇と云ふべきなり云々と、

以上記する如く、此の入監しき問題は、部會議に於て、佛國委員の爲め、遂に左の如く議決せられたり、總會議に於ても、多少議論ありたりと雖ども、結局は、該議を是認するに過ぎざりき

改良の法は、其の種々なる形式に於て、既に實施せられたる改良、及、尙、實施し得べき改良に依り、大罪に對する長期刑の執行、并に慣習的罪者、及、頑陋なる再犯者の懲罰の爲め、必要あるものとす

質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、每號遍く、寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、甚、遺憾なりと雖も、亦、編者をして、此の遺憾あらしむる程、會員諸君の、熱誠なるを思はゝ、編者、豈、多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は、左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、謂者、敢、諸氏に對して、紙面を吝むと謂はんや

要　件

一、質疑と應答とは、必、別紙に認むるを要す

二、文體は、何れも、簡明なるを貴ぶ、

◉質　疑

第十一號　失名氏

代書する信書、即、手紙に、其の代書したる看守に於て、署名捺印（法令に明文なきも）するの利害如何

第十二號　仝

在監人をして、典獄、書記、看守長に、面接せしむるには、一々看守を經由せしむべきか、又は監房役場等にて、直に之を爲さしむべきか、實際の利弊如何

第十三號　仝

此の頃、本誌應答の冒頭に、大文字を以て、法學士先生の明案を揭載せらる、拜讀大に得る所あるもの、如し、付いては、我々同志力を、互に應案の付するみとを得る、平易の事に、先生達の言案を煩はすは、本懷に非ず、依りて、此の后は、同士論難の極、納まりの付かざる時に、其の軍配を取られんことに、致しては如何

第十四號　在三河岡崎　材木迂夫

囚人（餘罪發覺）等にて再度被告人となりたるときは、其の取扱に關するとは、本欄に見受けしが、今日迄、何如するの答案を、見讀せざるが、果して、被告人となるときは、之に關係する、書信發送の定度は、如何にか

第十五號　仝

在監人の、書籍を看讀するに、其の種類は、監獄則にも、制限ぜられ、又、當路者にも、大に所論のある所にて、彼の斯道の泰斗と、唱道せらるる小河岳洋氏も、其の著書監獄學にも、詳論しつゝありしが、近頃歐洲の或國家にては、之た議院に提出し、其の制を廢したるかに傳聞ぜり、就いては、全國斯道の、眞信なる高論を承りたく、敢、企望す、（我國法は、鈷、置き、各、諸君の高識を聞きたる後、他日紙上の餘白を借らんざるも、暫、諸君の高識を聞きたる後、他日紙上の餘白を借らん

第十六號　仝

僧侶被告人となり、入監したる場合、其の身体に、貫ふ所の法衣は、脫却せしめ、若、他の衣を着めたるとき、獄衣（即、淺葱色の衣）を着せしむる方、穩當ならん、如何（理由は、附せずとも、推知せられたし）

第十七號　仝

有資者囚人は、雜役に（工場勞事に服せしめ、即、製品をして、倉庫に運搬せしめ、又は一定の役名を付しがた き、）

之と類似の役業にして、總、其）服せざるを至當とし、或論者は、雜役の名を付したきものと云ふ）工場中の萬事を指揮する、即、雇主其の者の、常用者に充つるとなれば、品行方正、隨分行屆きたるものにあらざれば、適合せざるとなれば、有資者の如き、善良にして、少しく常囚と同じからざる囚人を、最、要すと云へり、國說何れか非なる

第十八號　在青森　以德散士

看守補助証書を有し、再、看守を志願するもの、体格壯健なるときは、其の年齢に係はらず、採用するを得るか否か、規則面より見るときは、年齢超過のものは、一切採用し能はざるもの、如し、果して然りとせば、實際上、補助証書の効用薄くして、不便の感なき能はず、玆に記して、識者の垂教を仰ぐ

第十九號

飲夫、酒掃夫、看病夫の如く、囚人に役業等級を付するは、其の役業の手續に因るの外なし、而して、其の手續上の等級に、境を立て、進級せしむる場合に於て、之が標衡を得るの方法は、如何にして可なるか、敢、當路者の高教を待つ

第二十號

施行細則、第六十一條により、病者の攝養に効あるものと、醫師に於て、証明したるときの、飲食物腐敗なし、當局の處置に關はれ、

第二十一號　質問生

並に、某囚徒、物逃歸により、明治九年二月十四日、懲役十年に處せられ、服役中、仝十五年八月三日、外役先に於て、看守の隙を窺ひ、逃走し、外にあつて物變ななし、當局の末、數囘供養、情の重きに關はれ、重禁錮八ヶ月、監視一年の言渡を受け、引續き、服役中、又候外役先に於て、仝年十一月一日逃走し、（逃走日數前后合せて六十八日間）兼に持兇器強盜卽を以て、有期徒刑十二年に處せられ、某集治監に於て、服役中、仝廿八年四月十二日、該刑は滿期せり、依りて、前懲役十年の殘刑、乃、三年、及、逃走罪八ヶ月の刑は、曩に執行中なりし、某地方監獄に於て、執行す、此の如き囚徒に對し、賞與勤査内規により、賞譽を行はんとするときは、其の囚の行狀勤査期限は、如何算定區別するか、論者二二の說ありとも、余は敬服せず、若、本囚に適合すべき實例あらば、先士確証を擧けて、余に明敎を吝む勿れ

因に記す、本囚に對し、某集治監は、既に賞表二箇（一ケは明治十四年四月二十日某地方監獄にて、一ケは仝廿七年十一月廿三日某集治監にて）を付與したり、（據るべき記錄なし）要するに、此の勤査算定は、前刑懲役十年、及、後刑の重禁錮八ヶ月に至る迄、世算區別せられたるか、異性質監獄に交囚せしが故、自然勤査算定に相違なしとせず、聊、實行に疑点あり、依りて、左に請訓指令等を、參考に記して、當路者に質す

（參考）茨木縣　請訓に、前畧、並に舊刑法に據り、懲役の處斷を受け、刑期限内逸走外にあつて、輕罪を犯し、新刑法により、禁錮の刑を受け、再、入監、其の后は、先非を悔悟、（中畧）賞表を付與し得べきか

第二、前條賞表を付與し得べきものとせば、前后の刑期を併せ、而して、后犯宣告以前、既に役過する日數を扣除し、殘る刑期を、再入監年月日より、勤査内期限に照らし、計算可致也

（訓示）第二役過する日數を、扣除すべきものにあらず

宮城集治監照會、第一本刑の外、加役指役のあるものは、本刑に其の年限を合せて四分し、勤査内規に由り、賞譽し、且、仮出獄の計算も、右に準ひ、計算候て可然や（以下畧）

回答、第一御見解の通り

愛知縣照會（二十年三月三）前畧、右等の者は、初犯、乃、六年の内、役過日數終の分せし日數を扣除し、殘期と再犯二年とを併せ、更めて刑期を五分し、行狀錄取設け可然也

本局回答、前畧右刑期限内、再、罪を犯し、刑を受けたるものは、後、前犯の刑期と、后犯の刑期とを、通算して、更に、勤査期限を分ち、（則、通算刑期の四分の三た五分す）后犯宣告后は、該期限に據り、其の行狀を勤査せられ、可然と存候

◉應答

◉前號第一號擲桃生の質疑に答ふ

質疑應答、また、質疑應答欄内は、變じて討戰場たらひとす、斯の如きは、編者の意に反するもの、然れども、擲桃生の研鑽に熱心なる、予之を匣底に藏するに忍びず、前號に掲載したり、今、法學士狽介君に代つて、編者の卑見を述べんとす、幸に、法學士並に擲桃生の意を、得るか否か、編者の知る所に非ず

編者識

(一)死刑の宣告を受けたる者、判決確定したるときは、囚人監に送致するを、適當なりとせんか、囚人監拘置監は、刑の確定したるか否かを以て、分つべきなり、この故に、死刑囚と雖も、苟、刑の確定したる以上は、囚人監に、送致せざる可からず、既に、監獄則施行細則第三十一條にも、其の意を明かにせり、乃、死刑囚は、赭衣を着用すべきこと、宜しく本体なるべきも、其の刑の確定より、執行する間の期間、極めて短小なるを以て、拘留囚と同一に、赭衣を改着せしむるの煩勞を、避けたるなり、實例は、蓋、質問者の如く、拘置監に置けり、是、仝、以上の理由に依り、其の煩勞を避けたる、一の變例に出でたる結果なり

(二)斯の如く、既に、既決囚なりとすれば、書信の如きは、刑法附則に、特別の規定なきを以て、監獄則規定の如く爲すは、蓋、嚴正なる解釋ならひか、實際は、質問者の如く、特例を置く方、處遇上穩當なりとす

◉第九十二號第三號筑波童子の問に答ふ

法學士　狽　介　生

明治三十年三月一日、放免すべし、別に、疑問の点な

きが如し

◉仝號第五號露岳生の問に答ふ

法學士　狷　介　生

問者の意、十分に之を解せずと雖も、接見に立會ひたる監獄官吏は、他人の陰私を、漏告するが如き事實なかるべし、既に、陰私漏告と謂へば、私密にすべき事實を、他人に告ぐるの謂ならざる可からず、立會官吏の下に於て、發したる言語は、秘密なるべきものなりや、或は事實、秘密に近きものわらんと雖も、是、秘密と謂ふ能はざるなり

◉第九十號第一、二號露岳生君に答ふ

道　樂　生

一、接見を許すか否かの件は、通辨又は、自、日本語に通ずるものなるときは、勿論之を許可するものとす

二、別房引取人の件は、乙論を以て、至當とす、其の引取人の行狀如何は、監獄署の問ふ所に非ざるべし

◉仝　在下野　世界愛民

一、內國人外國人に係らず、差支へなき必要事故と認むれば、許可して可なり

二、引取人あれば、引渡の手續を爲すべし、典獄に於て、許否の權なし、若、引渡人に於て、再犯の虞あるときは、一應警察官衙に照會して、引渡の手續を爲す可し

合、監獄署は、判明せる至親間に於けるの外、之を所轄の警察署に照會し、引取人の現住を認めたる後、出監せしめ、殘期の監視を、執行せしむべきものならん

◉仝　厚　顏　生

一、問者或は外國人と云ふを以て、爰に疑團を生ずべけれど、之を許可する上に於て、毫も差支なきものとす

二、予は甲論者の說を、可とするものなり、許否の權能、一に典獄にありて、存すればなり

◉仝　和　漢　闌　生

一、固より、差支なし

二、乙論者の說を、至當と思考す

◉仝　在信濃　溪　洲

一、本邦人の在監人に對し、其の知己故舊なる外國人、接見を請ふときは、典獄に於て、必要と認むるときに限り、許可するを得るなり

二、出獄の方法なく、蕪止むを得ざるとき、別房に留置し、監視の執行をなすなり、故に原籍井に、居住等、判然せし引取人あるときは、當然出獄せしめざるべからず、其の引取人、曾、入監せしことありて、之に引渡すときは、再犯の虞ありと想像するも、只、想像を以て、出獄し得べきものなり、出獄せしめざる始きは、一面再犯豫防的慈仁策に假たりと雖ども、徒に繫留するものなり、警視中なればとて、強ひて繫獄し得べしと雖ども、其の滿期となりしときは、如何、假令、再犯の虞ありとも、出獄せしめざるべからず、鳥の喙より考ふるときは、引取人の身分により、再犯の虞あるの故を以て、引渡を拒むべからざるなり、否、引渡を許可せざるの、權能なきものなり

◉仝　金　華　山　人

一、外國人と雖も、我が國語を以て、談話し得るものに限り、監獄則第三十五條により、許可すべきものと思考す

二、乙論者に同意を表す、如何となれば、假令、引取人は親友なりと、認定するも、警察官に於て、差支なしとするときは、之を許さゞるの謂れなし、假りに、親族共謀して、強窃盜を爲すの疑ある場合と雖も、現に居住すべき地あるときは、之を許さゞる可からざればなり

◉仝　擲　桃　生

一、接見を乞ふ者の資格に就いては、現時何等の規定なきを以て、之が許否に至りては、其の內國人なると、外國人たるとに關係なし、放に本則の場合に於ける外國人なりと雖も、本邦人に對すると一般、監獄則第卅五條、及施行細則第九十六條規定の範圍內に於て、處分するは、當然なり、然れども、其の談話に至りては、立會官吏に、理會し得る所の、談話ならざる可からず、故に、四人用の言語、又は、外國語は、總、嚴禁すべきものならん

二、別房留置なるものは、元來警察監視に變形せる者にして、刑法付則第卅二條の場合を除くの外、決して、監獄內に、留置すべきものにあらず、故に引取人を得るときは、乙論者の趣旨と同じく、直に附則第卅三條の處分をなすや當然なり、然れども、玆に注意すべきは、別房留置人、其の者の種類なり、廣、監獄に出入せる浮浪者ならざれば、無頼の乞丐等の如き、其の數多きを占むるならん、譬て之等は、在監中私謀を恣にし、出監者に托して、引取人の如く、假面を被ほしめ、司獄官吏を欺瞞し、或は智巧ある營利的引取人に托して、秘計を運らすことしめんとする場合少しとせず、事体如此なるを以て、引取人ある場

◉仝

一、之を許可するとを得、何となれば、其の外國人は、日本語に通じ、且、典獄に於て、其の接見事由を、必要と認めたればなり

二、生は乙論に左祖するものなり、何となれば、其の引取人は、曾、入監して、知己となりたるにもせよ、監視の執行は、素より、警察の行政事務に屬するものにして、万一之を許可せざる警獄ありとせば、杞憂より出でたるものならん、法の精神にあらざるなり

◉第九十號第三号木强生君に答ふ

金　華　山　人

筆、一定し難し、犯罪の地と、罪狀とにより、臨機處分すべきものと、思考す

◉仝　在埼玉　薄　給　生　投

上官に申告すれば足れり、告發は、署長の爲すべきもなり

◉仝　厚　顏　生

告發し得べきは、當然なりと雖ども、之を告發せざるべからざるの職責なし、併、上官に申報するは、格別なりとす

◉仝　薄　給　生

上官に申告するは、勿論なるも、告發するとせざるとは、勝手たるべし

◉仝　道　樂　生

刑事被告人又は囚人、罪を犯したるときは、告發すべきか否かの件、刑事訴訟法により、告發することを得ること、勿論なり

◉仝　在上野　世界愛民

刑事被告人又は囚人、押送途中、逢警罪を犯せば、上官に申報す可し、若、捨て置き難き場合は、其の地の早決を爲す、即、司法警察官警部にあ

告發す可し、此の告發書は、上官の取纏を乞ふ可し、然れども、是と同時に、自己過失の特訓書を、差出す可し

◉仝　福岡獄々生

看守が、刑事被告人又は、外役の囚人押送中、其の囚人若しくは、刑事被告人中、逃亡罪を犯したる者を、認めたるときは、看守は、之を上官に申告し、上官に於て、果して、刑法の制裁を伸ぐ可き者と認めば、之を裁事に、告發す可きものに非ずと信す

◉仝　在信濃　溪洲

本問は、實議者の意見の如く、其の地の檢事に、告發すべきものなり、刑事訴訟法第五十二條を參考せば、判明せん

◉第九十號第四、五號材本迂夫に答ふ　道樂生

四、刑事被告人の發信は、如何なる事柄を記入しあるも、典獄に於ては、許否するの職責なし、一々之を裁判所に、交付せざるを得ず、但、事柄の、余り不安當なるものあるに於ては、一應注意を與ふるは、固より、妨けなし　又、發信の爲めに、金品の差入ありたるときは、獄則の制限なき以上は、之を許可すべきものと信す

五、獄則に從はざれば、如何なることも、之を安當とは、云ふべからず

◉仝　世界愛民

四、該場合に於て、訴訟に服せざれば、差廻す可し、固より、差止むる權利なし、又、判檢事に於て、許可すれば、敢て、干渉するに及ばん

五、監房に、疊を數く事に、一定したし

◉仝　金華山人

四、典獄に於て、發信を止むるの權なし、本問の如きは、宜しく當該裁判官に、注意を促すに止む、若、裁判官に於て認了し、發送の后、貨物の差入を願ふときは、典獄は、監獄則第三十八條により、斷然許否すべきものと、思考す

五、輕業擧囚等の、監房に疊を數きたる監獄は、急ちくは、在らざるべし、監獄則施行細則第三十三條によれば、囚人と雖ども、病囚、及、拘留囚には、疊を數くも、妨けなきもの、如し、然れども、病室の他は、一般に適當と數きて、適當と思考す

◉仝　和漢關生

四、在監人に、信書の發送を許すは、他を救ひ、他の用を辨ぜしむるものに非ず、故に典獄に於て、否許するの權あり

五、輕業擧囚の監房は、施行細則第三十三條の規定に從ふは、當然なり、而して、被告人の監房には、疊を數くは、安當なるべし、さりながら、同者よ、施行細則第三十三條の明文を、熟讀弄味せば、愚ひ中ばに、過ぐるものあらん

◉仝　薄給生

四、生は、かゝる場合は、斷然監獄に於て、發送を差止むるの權ありと、絕叫するものなり

五、監獄則施行細則、第三十三條を見よ

◉仝　厚顏生

四、司獄官としては、其の濃厚く、是、或は、議論の伏線かとも、疑はるるも、許否の權能、獨、典獄にあるあれば、斷然非判所に、差廻すして、發送を許さるを得べきものとす

五、被告人に、疊を數かしむるを得べきは、既に規定のあるあれば、疊を數かしむるは、穩當ならん、併、定役に服せざる輕業擧囚にありては、物論差違を數かしむるを可とす

◉仝　福岡獄々生

四、刑事被告人、發信文字に、不穩のかどあるも、司獄官に於ては、固より、其の發送を差止むるの權なし、故に本問の如き場合は、司獄官は、宜しく職務的繪義として、其の不穩の箇所、其の共犯者と、關係の狀況等、聽、注意上、當該判官に、申報するのみにて可ならん、而して、不幸にも、萬一當該官に於て、之を認可し、發送の上、金錢食物の、差入を請ふ者あるときは、典獄は、個人的關係を詳悉し、監獄則第三十八條、仝細則第八十九條により、宜しく、其の許否を、明斷するの外なし

◉仝　溪洲

四、囚者の倒た駈けて囚ほる、場合は、監獄管理上、檢束上、及、被告事件に、些少の障害を與へざるなり、故、不穩の文字と認むるを得ず、新る事柄な、不穩と認め、發送を差止むる如きあらば、失當の扱たるを免れず、縱令、監獄は、不穩と認むるも、判檢事之を認可したるときは、即、不穩にあらざるの証據なり、其の文信發送の爲め、金錢物品の差入な、出願するときは、必要と認むる場合に限り、之を許可すべきなり

五、被告人の監房に、疊を數かざるは不可なり、輕禁錮囚の居室に、疊を用ふるは失當なり、本問の如きは、監獄則施行細則第三十三條を、一讀再考せば、判明せん

◉第九十号第六、七號自情樂童子君に答ふ　道樂生

六、女監取締の頭髮は、別に異法なからん、止むなくんば、束髮位ならんか

七、別に理由あるにあらざるべし、強ひて詮議すれば、獄則立案の當時、之を洩らしたるに、過ぎざるべし、併ながら、苟、優過證善の手段として、方法あらば、例令、獄則に明文なきも、之を禁ずるの條々なくんば、行ひて妨げなからん

◉仝　世界愛民

六、女監取締の頭髮は、束髮にす可し

七、警治人は、囚人と違ひ、入監期間の短き者なる故、賞擧の規定なし、然れども、典獄の職權内に於て、賞擧の方法を設くるも、差支へなかるべし

◉仝　厚顏生

六、俗に、てがら髮と云ひ、或は、又、梳巻とも云ひて、後方に丸め、竹片或は木片の、小鉢を用ゐしむるは、其の体裁も、宜しく、尙、且、輕便なりとす

七、警治人は、囚人と、全然性質の相異なるものなれば、自、又、其の待遇を異にせざるべからず、特に改悛の狀、顯著なるものあるときは、假出獄の規定あるに於てをや、之、蓋、賞與の規定なき所以ならんか

◉仝　薄給生

六、束髮、最、適當とす

七、各監獄に、教授規則の設けあるならん、警治人は、日々の教授により、學業進歩し、且、役業勉勵する者には、半紙なり、書籍なり、之を賞與して、督勵するの途あるより、特に賞表なるものを、與へざるものならん

◉仝　　金華山人

六、束髮を以て、適當と思考す

◉仝　　和漢闇生

六、實業なる方可なり、但、結束ほ、各地方に依り、風俗を斟酌すべし、之を強定せんとするは疑し

七、予も、亦、實疑せんと思ひ居たる折節なれば、他の御說を承はりたし

◉仝　　溪洲

六、女監取締の髮ほ、其の人の身分により、一定するを得ざるべし、强ひて、一定せんとせば、束髮適當ならん

七、懲治人ほ、指嗾の不具者か、十六歲未滿なる知識淺劣のものなり、斯るものなれば、体質共、完備せる囚人と全樣に監獄則四十條の各要項を、當たす能はざるを察し、全一の規定を設けざりしならん、如斯ものほ、監獄に於て、適宜奬勵の法を立てて可なり

◉第九十號第八號答日純平君に答ふ　　金華山人

八、甲乙二者とも、實參すべからざるほ勿論、外國人と雖ども、本邦の法律により、處斷せらるゝ以上ほ、總て、本邦の法律規則に服從せざるを得ず、然るを、早に自國の習慣なりとて、紀律を犯すの謂なし、此の点に就きては、命令に從ほざる廉を以て、相當に處罰すべきものと思考す

◉仝　　薄給生

八、素より、かゝる行狀、不屆のものに、實表を與ふべきものにあらず、各、自國の習慣にもせよ、我帝國監獄則の、許す所にあらず

◉仝　　厚顏生

八、甲乙二者共、實與の條件具備すと雖ども、一ほ、日本風の慣習、勢に慣れず、二ほ、辮髮の切斷を拒むと云ふと雖ども、賞の實たる所以を考察するときほ、之を實する上に於て、毫末も、斟酌とする所なし、知らず、他に疑の存するあるか

◉仝　　世界愛民

八、改悛の情顯著なれば、實參するに、妨なし、然れども、豚尾漢の辮髮、切斷を遮絕するも、强力を用ひて、斬髮す可し、是、規則なればなり、若、應ぜざるを放任すれば、不都合なり、即、外人より、我法權を蹂躙せられたる者にて、國權に關係す、宜しく切る可し

◉仝　　溪洲

八、甲四洋人ほ、生れながら、起居動作の習慣、我國と異れり、一朝晉國の監獄に入ると雖ども、直に晉國の慣習に、變改すること能ほず、故に、日本慣習姿勢に欠くる所ありと雖ども、監獄則第四十條の各項に、該當するときほ、實表を附與して可なり、乙清國人ほ、何程海濱合掌して、辮髮を有すると乞ふとも、并ほ應許する限りにあらず、愛刑當初、切斷すべきものなり、故に、實表附與に、障る如き場合あるなし

◉第九十號第九、十、十一號南洋生君に答ふ　　青森荒川害

九、新に入監する犯人、猿を携帶したる時ほ、其の猿の數に關せず、當路者ほ、一旦之を領置したる後、直に監獄則施行細則第九條の手續を爲すを、正當の處分と思考す

理由、携帶の猿を、監獄則第八條施行細則第四條の、手續を爲して、犯人出監の際まで、領置保存するものとせば、第一、其の猿の繁殖場に、關聯すべし、第二、飼料購求の費用を、出すの途なかるべし、第三、若、犯人飼料の費用に供すべき財貨を、携有するも、日々飼料の購求、時々飼料の給與、併に屎尿の掃除等、一方ならざる手數を煩ほす事なれば、特に、一名の小使を要するか、又ほ、雜役の囚人を使役せざるべからず、然ときほ、小使の給料、雜役囚人の工錢等を、如何すべき、乃、監獄則施行細則第五條を、直に適用すべきものと、愚考する所以なり

◉仝　　世界愛民

九、犯人猿を携帶して、入監したるときほ、被告人に、知己あれば、引渡して遣るも、戲論せよ、若、之なきときほ、猿を公費して、金錢に換へ、領置すべし

十、何人にても、刑事被告人ほ、刑事被告人なり、其の待遇す可し、作業も、其の通り

十一、食後休憩なしに、作業するほ、反りて、衛生に害あり、是等ほ、許可す可からず、衛生のみときほ、本人の願に依らず、醫師に任して、取扱ふ可し

◉仝　　道樂生

九、實習にて、飼養の法なくんば、領置し難き物品として、獄則の處方を爲すの外、他に途なからん、蓋、保管物規定に、動物ほ、飼養し置くみときを、得るの途あるときに、限るものと信ず

十、別に答ふるを要せざるべし

◉仝

十一、休役中ほ、就役せしむるみと能ほず、若、身体の運動を要すとせば、醫診により、屋外運動等を、爲さしむるを上策とす

◉仝　　河西久藏

九、猿豈本間を汚すに當りて、領置物品ほ、其の種類の何たるを問ほず、必、官に領置すべきものなるかな、決せざる可からず、今、監獄則施行細則を見るに、領置物品中、其の保存に堪へ難きものほ、云々と、之に由りて、之を觀れば、本則の場合に在りては、勿論、本條にほ則り、處分すべきものならん、然りと雖ども、本則動物の如きほ、其の保存に堪へ難きものと云ほんより、寧、保存す可からざるものに近からん、故に、前項換金處分の爲し能ほざる場合には、之を野外に、投棄するも、亦、不可なかるべし

◉仝　　厚顏生

九、猿ほ、領置すべきものにあらざるべし、併、本人の情願に依り、他に預くるほ、格別他に預くるものなきときなさば、實却せしむるより、眞法なきを信ず

附、之等ほ、實際に稀に見るべきの事實にして、又、論題しなどほ、同業者他に多く、之あるべければ、亦、實際に差支なし

十、之、或ほ議論の生ずべき問題にして、予も、曾、疑ふ所ありき、然りと雖ども、仮令、拘留狀を發せられ、拘置監に、繫鎖せらるゝ場合と雖ども、四人を以て、遇するを可とす、故に、作業ほ、許可すべからざるものとす、尙、反駁を待ちて、論ずる所あらんとす

十一、夫、或ほ衛生上、小益あらん乎、併、絕對的休養中にありては、作業を許すべからざるものとす

◉仝　　薄給生

九、之を實却して、金錢に代ふるを正當とす、假令、監獄に、これ等獸類を飼養する場所ありたるにもせよ、本人より、飼養料を、拂ぜざるに於ては、之を許可すべきものにあらず

十、刑事被告人の、待遇をかすべきものと雖も、主刑期限中のものなるを以て、其の主刑は、執行しつゝあるものなり、されば、房監に於て、急作の業を、執らしむるも、當然なり

十一、斷然、許可すべきものにあらず

◎仝　金華山人

九、本犯なき、親屬故舊に、引渡さしむるの手續をなし、若、親屬故舊の遠地にあるか、又は、親屬故舊なく、或は無籍者なるときは、該獸の引請人を求めしめ、之に應ずるものなきときは、實却せしむるの外、途なきものと、思考す

十、餘罪の爲め、拘留狀を受けたる囚人と雖ども、拘置監に移すの必要あるもの、外は、可成地方監獄に、拘禁し、定役あるものは、作業に服さしめ、其の拘置監に、移したる場合と雖ども、等しく、囚人を以て、所遇すべきものと、思考す

十一、休憩時に、作業を爲さんと請ふものあるも、許可すべからざるものと、思考す

◎仝　和漢蘭生

九、發又は、牛馬の如き、生存の儘、領置せざる可からざるものを、携帶せしもの、之を飼養するの資力あらば、知己又は仝業者に托せしむべし、若、飼養料を所持せざるものは、家元又は親屬に、送附せしむるを要す、若、能はずんば、止むを得ざるとなれば、假令、犯人の生計上、必須のものなりとも、施行細則第五條に據り、實却せしむるに預け、其の飼養費は、本人より償はしむ、若、之を償ふの見込なきものは、監獄則施行細則第五條に依り、處分を爲すは、穩當なりと推考す

十、囚人餘罪の爲め、更に拘留狀を發せらるゝときは、強ひて、拘置監に移すの必要あるを見ず、故に、地方監に置き、他囚と隔離し、相當の役業を科す、若、其の犯罪に依り、特に拘置監に移すの必要ある場合は、拘置監の病房に入れ、相當の役業を執らしめ、勿論、前刑進行に、支障なからしむ、何の場合と雖ども、其の待遇は、囚人を以てするは、勿論なりと信ず、但、書類の受授は、被告人の取扱を爲す

十一、囚人、衛生上の故を以て、午飯休憩時に、作業を爲さんと請ふも、之を許すべからざるものと信ず、何となれば、午飯休憩は、僅一時間以內、休を休むるも、病養上、障害となるべき謂あるべからず、又、規律上に於ても、決して、許すべきものにあらずと信ず

◎仝　福岡縣筑前箱崎導人

九、本問に對し、論究するに、余は囚人と見做し、待遇する者とす、如何となれば、即、主刑執行中、餘罪發覺せしにより、該事は該者を召喚し、訊問するに、禁錮以上の刑に該る可き者と、思料するより、直に拘留狀を發し、拘置監に移し、審理する者の如し、亦、拘置狀は、只、拘留するの効力あるのみ、本刑を中止するに非ず、亦、以て有罪と確定するに非ず、然るに、刑法第百二條に曰く、一罪前に發し、已に判決を經て、餘罪後に發し、其の輕く、若しくは、等しき者は、之を論せず、其の重き者は、更に之を論ずとある故に、未、餘罪判決せざるに據り、當理中にして、即、主刑執行中なれば、囚人の待遇を以てする者と愚考す、否、反對論者もあらん

の外なかるべし

十、囚人と雖も、拘留狀を發せられたるときは、拘置監に移し、刑事被告人として、待遇するを正則とす、然れども、其の身分は、囚人なれば、審理上必要ならざる事項に付いては、囚人として、處遇するを允當なりとす、故に作業の如きは、証據湮滅等の、支障なき方法を用ひて、囚人同樣に、科すべきものなり

十一、病後攝生の爲め、役圃に、作業を請ふもの、果して養生上必要ならば、許可するは可なり、然れども、科程外の工錢を賦與すべきものに非ず、何となれば、科程外の工錢は、其の者の勉勵に依り、指定の業を終へ、尙、業を爲したるか、又は、或必要に依り、課役外の業を、採らしめたるものに非されば、與ふ可からざるものなればなり

◎仝　溪洲

九、獄廻等を、營業とするもの、之を携帶入監するものあるときは、監獄則施行細則第五條により、實却換金處分を爲すと、當然なり

十、有役囚人、餘罪發覺の爲め、拘留狀を受け、拘置監に入るゝ雖ども仝然囚人の處遇をなし、適當の役を課するを、至當とす

十一、定役に服する病後の囚人、午食休憩時、衛生の爲め、作業を爲さんと請ふものの許否如何と問はる、予は食後直に、勞働するの、却りて、衛生上に害あるを認む、況、病後のものをや、殊に共就役時に在つて、就役するは、規則の許さゞる所なり、從ひて、科定外工錢給與に、論及するに、及ばざるなり

◎仝　在青森　蕗岳生

九、携帶の獄は、畫に、他へ預けしむ、若、本人、自、預くるの知緣なきときにして、强ひて、本人の情願ある場合は、監獄に於て、相當の者

◉第九十號第十二號吉川讓治君に答ふ　河西久敞

十二、本問を按するに、護送看守が、刑事被告人逃走の念慮あるを理由とし、讞審判事が爲したる退廷を、拒絕するを得る乎と云ふにあれども、抑、讞審は、公判と其の趣を異にし、審行を旨とするものにして、被告人訊問中、法廷の秩序を、維持するの權、若しくは、被告人等を、取締る權は、一に當該判事に、屬するものにして、看守は被告を、法廷に送致するを以て、其の職務結了するものにして、通常法廷內に止まりて、審理の個所に、參列するを許すは、必竟一の便宜に出でたるのみ、法廷內に於て、看守は、何等の權利を有せざるも、推して知るべきのみ、其の判事に對し、退廷の拒絕を爲す能はざるは、又、喙々を要せずもがな

◎仝　薄給生

十二、讞審判事の命を、拒むの權能ありと言はん、何となれば、被被告人は、其の看守の看守すべきものにして、之を讞審判事に、引渡したるものにあらざればなり

◎仝　厚顏生

十二、問者は、逃走の廉に、重きを措ける者の如しと雖ども、予は逃走の廉如何を論ぜず、護送看守は、退廷を拒むの、權能あるものとす、（特に署長の、命令ある場合は格別）

◎仝　道樂生

十二、讞審は、密行なれば、掛官の外、何人も、入ることを得ざるべし、故に、該廷に於て、掛官に、被告人を交付したるときは、看守は、直に退廷し、審問后、該官の交付あるを俟つて、至當とす、されば、

本問の如き事實は、之ある答なし

◉仝　世界愛民

十二、如何に、豫審判事と雖ども、看守する官吏を、退檢せしむるとなかる可し　然れども、事實發見に、妨害ありて、猥檢の下命あらば、外に立番して、逃走を豫防せよ

◉仝　溪　洲

十二、問題の如き場合に於て、豫審判事は、看守に退廷を命ずる權能なし、假に誤りて、斯る命令ありとするも、聽くを要せざるなり、否聽く能はざれば、如何となれば、看守は法廷の內外を問はず、始終被告人に、附隨警護の任あればなり、萬一職權の放た以て、看守の退廷を要せざるべし、書記も退廷を要すべく、從て判事も、廷にあるを要せざるべし、豈士あれば、診斷には、妨げなきものなり、豈斯の如き醜あらんや、看守も、書記も、判事も、職務上、當然廷にあらざるべからず

◉第九十一號第一、二、三號違警生の質疑に答ふ　在大阪　洋々散士

一、違警生質疑の要點は、獄則違犯者、懲罰會議に、教誨師列席して、科罰の參考として、囚人の狀況等を、詳述するは、穩當なれども、懲罰の輕重にまで、立入りて、彼是容喙するは、不穩當にあらずやと云ふにあり、敢士以爲へらく、教誨師と雖ども、懲罰會議に列席せしむる以上は、其の懲罰に就き、充分の意見を陳述し、且、其の罰の輕重に、容喙するを得るは、固より、當然なりと、思考す、然れども、其の決を採るに至りて、會長たる典獄が、之を左右し、且、其の會長たる典獄が、罰の輕重を、定めたる以上は、教誨師は勿論、他の看守長又は監獄書記と雖ども、最早、容喙す可きものに非ずと、愚考す

立論するに至りては、其の栞當を失すと云はんより、吾輩は、寧、掌務以外の所爲、即、越權の措置と云はんのみ、且や、懲罰權の如きは、一に獄務行政長官の、權能に屬するものなれば、辨を俟たず、故に、教誨師は、科罰の輕重の點にまで容喙するは、其の職責上、素より、なすべからざるとなりと

二、本問を要するに、免關閉者に對する諸般の制裁は、刑法第廿一條、同第二十六條、同附則第十二、十三、十四條に依りて、知るを得べく、其の犯行停止云々の場合の如きは、刑法附則第十五條、監獄則施行細則第廿五條を讀下せば、得て知るべきのみ、疑者恨を割して、繕讀するを惜む勿れ

三、四人とは、裁判言渡を經、自由刑執行中に係るもの、卽、已決囚を總稱するの語にして、四人と云ひ、又、囚徒と云ひ、又、刑人とも云ふ

◉仝　福岡　默々生

一、獄則違犯者、懲罰會議に、教誨師を列席せしむるも、單に、處分上の參考として、該囚人の、平素の行爲狀況等を、陳述せしむるに止まるものにして、科罰の輕重にまで、容喙するは、固より、栞當な欠くのみならず、是、所謂、越權の所爲ならん、記憶せよ、科罰の大權は、獨、典獄の專有なることを

二、免關閉者は、假出獄者と異なり、卽、國事犯罪人なり、此の犯罪人は、其の國法を犯し、刑律に觸るゝに至りては、均しく仝一なりと雖も、其の心狀に於ては、甚、異なれり、彼の廉恥を殘りし、常事犯罪人と、豈、仝日の比ならん乎、又、其の年限に於ても、大に懸隔あり、加之、免關閉者は、獨、島地に居住せしむる者なればなり、此、其の制裁なき所以にして、他に深意なからん

二、仝人、又、質疑して曰はく、免關閉中、重罪輕罪を犯したるときは、其の出獄を停止するの制裁なきは、如何と云ふにあり、敢士以爲へらく、免關閉は、國事犯にて、關閉せられたるものに、對する規定にして、普通の犯罪とは、大に其の性質を異にす、故に一旦關閉を免じたる以上は、再、重輕罪を犯すことあるも、其の免關閉を、停止することなし、是、普通犯人を遇するよりも、國事犯者を、優遇する所以なりと、思考す

三、仝人、又、質疑して曰はく、刑事被告人と、懲治人とは、刑法刑事訴訟法等によりて、之を知るを得るも、囚人とは、如何と、敢士以爲へらく、囚人とは、刑法又は其の他の特別法に依りて、裁判宣告を受け、其の判決確定したるものを云ふ、懲治人とは、裁判宣告の結果にあらずして、卽、強制教育の命令なり、之に反して、囚人とは、刑法に於ても、囚徒逃走罪の處に於て、未決の囚徒、（現今の刑事被告人）及、已決の囚徒逃走したるときは、云々とあり、又、監獄則に於ても、第四十二條、及、第四十三條に、囚人と懲治人との區別を設けて、判然其の處罰の規定あり、依りて、囚人てふ語は、法律上之を認め居れり、果して然りとせば、仝人質疑の要点な、知るに苦しむ

附、仝人質疑の要点は、囚人は、刑法刑事訴訟法等に依り、之を知るみとを得ずと、云ふにあるが如し

◉仝　南山生

一、教誨師の掌務たる、邪曲奸佞の徒をして、勸化敎導するに在り、愚ひて、各囚日常の素行、及、獄則の違否、親屬の關係、教誨の感否等を、熟知するものなるが故に、今、教誨師が、懲罰會議に、臨席するに當りて、是等諸般の事項を報告するは、可なるも、科罰輕重の点にまで、

三、囚人とは、刑法、及、監獄則仝篇行縄開により、明かなり、要之、休刑、卽、刑法第七條死刑以下輕禁獄、仝法第八條輕重禁錮、仝法第九條拘留に、處せられたるもの、皆、此、囚人なり

◉仝　在信濃　溪　洲

一、教誨師、懲罰會議に列席し、囚人の狀況等を詳述するは、可なるも、懲罰の輕重にまで、立入りて、彼是容喙するは、栞當の得ざるなきが如し、法律規則を以て、定めたるものなければ、其の成立を知るに由なし、科罰は、典獄の職務なり、會議等に於て、決定する如きとなかるべし、懲罰會議とは、如何なる職務權限を以て、組織したるものなるや

四、凡、行刑の主旨は、其の非を改めしむるに在り、故に、苟も本旨趣を違するに付きて、必要なりとする所の方法は、之を採用するに於て、固より、妨なかるべしと信ず、しかも、現行刑法中、君が疑問たる居房の方法を、禁ずるの明文なきをや、既に明文なしとすれば、從ひて、抵觸する所なきや、言を俟たず

五、行爲の眞否は、其の形蹟的の、行爲にあらずして、心術上より出づる所の行爲、如何にあり、故に眞し、其の行たるや、善事なるが如くなるも、善を好んで爲すの行に非ずして、即、賞あるが爲めに、善事を爲すものに在りては、決して之を善良なる囚人の行爲とは、認むる能はず、果して、然らば、之が區別を爲すの標準は、囚人の形蹟的行爲の上にあらずして、反りて、之が觀察を爲す所の、看守者其の人の、公平なる活眼に待つより、他に道なからんと信ず

◉仝　溪　洲

四、決行、及、放免時獨居せしめ、此の期間に乘じ、訓諭教誨を加へ、惡念を去り、遷善せしめんとするは、昨今監獄社會の定見なり、其の效果に至つては、一朝一夕に發顯し難しと雖も、自然奏効すべき理なり、敢、居房の方法たる、現行刑法と、牴觸する慮はあらざるなり

五、善良なる囚と、不良なる囚とを、識別せしには、別に標準を要せざるなり、即、官吏の命令に服從し、獄則を守り、役業に勵み、且、改悛の狀あるものは、善良の囚なり、之に反するものを、不良の囚と認む

◉仝　洋々散士

四、優悠子の本問の質疑は、如何なるかとを質疑せしか、意味判然せず、決行、及、放免時に於ける居房の方法は、云々とあり、決行とは、如何なることを云ふか、又、最後に及びて、現行刑法と、相牴觸背戻する嫌なきかとは、如何なる事柄と、現行刑法と、牴觸するの憂なきかとの意味なるか、更に詳細の御質疑ありたし、質疑の趣旨を知る能はざれば、解答を、試むるに由無し

五、本問の要点は、善良なる囚と、不良なる囚との區別は、如何なる標準を以てせば、明瞭に知り得るかと云ふにあり、敢士以爲へらく、遵令犯行なく、能く獄則を遵奉し、戒護者の命令に、服從するものを以て、善良の囚徒とし、之に反するものを、不良の囚徒とす、是より外に、良不良の區別たる、標準無しと思考す

◎仝號第六、七和山生君に答ふ

道　樂　生

六、懲罰中は、書信の贈答を禁ずるは、勿論とす、尤、來信にして、反正歸善の機會を、與ふるに便宜なるものと、認めたるときは、之を示すも、妨けなし、又、丁爰の爲めに、其の執行を申止するに及ばざるべしと信ず、何となれば、獄則の處分は、除外例のある場合の外、私事の爲めに、妨げらるゝの理なければなり

七、若、夫、注意し得べき場合に於て、其の注意を懈り、爲めに犯則せしむるに至りては、固より、責任なき能はずと雖も、否らざる以上は、良、犯則者ありとするも、之を責むべき理なしと信ず、又、犯則を摘發せしときは、其の犯行の情狀、輕重によりて、或は行賞すべきもの、之あらんと思考す

◉仝　溪　洲

六、獄則處罰執行中のものに、書信の贈答を禁ずる規定あらざるを以て、無論許すなり、其の父母の喪に遭ふも、處罰執行を中止せず、書、扉禁のものは、應作の業を免ずるなり、處罰執行中、書信の贈答を許すも、懲罰の効を減殺する憂なきのみならず、時によりては、愛信の爲め、悔悟心を發起するあり、其の父母の喪に丁り、處罰の執行を中止せざるは、罰の嚴峻を得ち、併、父母喪失の爲め、哀悼するの至情を、興發せしむるに、妨げなきのみならず、感化上、一層奏効あるを信ずればなり

七、囚徒の犯則は、看守の不注意に出づる場合あるべしと雖ども、又、盡く不注意に基づくものにあらず、人の行爲は、人爲を以て、防ぐ能はざるなり、看守如何に、嚴密周到に、注意するも、彼、犯さんと欲せば、犯すを得べければなり、看守は、彼を戒護し、其の行狀を觀察する職務なれば、犯則を發見せしとて、賞するに及ばざるなり

◎仝　洋々散士

六、本問和由生質疑の要点は、獄則處罰執行中の者に對し、書信の贈答は、之を許すか、及、許すものとせば、父母の喪に遭ふときは、其の執行を、中止するか否かと云ふにあり、要するに、本問は二個の質疑なり、末段の質疑、即、父母の喪に、遭遇するときは、其の處罰執行を停止するか否かは、別個の問題にして、敢、前段質疑の書信の贈答を許すか否かに、關せざるなり、然るに質疑者が、殊更に、許すものとせば、云々と云ひしは、其の意を、解する能はざれども、散士は、二個の質疑として、之が解答を試みん、前段、即、獄則處罰執行中と雖ども、無獄に於て、必要と認めたるときは、之が贈答を許可する可なり、例へば、餘罪事件自首の爲め、書面を出だすとか、或は、親屬より、家事上急迫の事につき、導れ來りしときの如きは、之が返事を出さしむるも可なり、又、親屬故舊よりの書面にて、改過遷善上、必要ありと思慮したるときは、之を示し、且、之が返書を認むるみとを、許すが如き、固より、至當の事なりと思考す、後段の場合、即、處罰中、父母の喪に遭ふときは、其の執行を停止するか否かと、散士は、此の場合に於ては、其の處罰執行を停止せざるを可とす、何となれば、處罰の如きは、中斷したるときは、其の効果を奏せざるものなり、例へば、減食三日の處罰なるとき、二日目にして、其の處罰を、中斷したるときは、他日續り一日の處罰執行を爲すも、其の効果を、奏せざるなり、故に、散士は、處罰執行猶の上、更に父母の喪に遭遇せし免役日を、與ふるを可とす

七、本問質疑の要点は、囚徒の犯則は、多くは看守の不注意より、出づるものなるを以て、囚徒のみ賞罰して、看守を、稱賛するは、理に適せざるに非ずや、と云ふにあり、散士は、本問を答ふるに、區別せざるべからず、看守が、獄則違犯の事柄を、大事に至らざる前に、發見したるときは、即、看守の注意の、結果なるを以て、看守を稱賛するも、不可なし、然れども、看守が、少しく注意せざれば、斯の如き事は、生ぜざるに、不注意の結果、囚徒が獄則違犯を、爲しゝみとを、懲らすして、遂に、大害を生ずるに至りしが如き場合は、看守も、亦、其の責無しと云ふを得ず、故に此等の問題は、其の場合に於て、區別せざる可からず、依りて、讓、一概に、論ず可きものに、あらずと思考す

◉仝號第八號護獄迂夫君の質疑に答ふ　溪　洲

入、職退後、官署の機密を、漏洩するも、別に制裁なし、只、義務上、慎むべきとなり

◉仝　洋々散士

入、本問題獄迂夫實疑の要点は、退職後官吏が、奉職中にありし官署の、機密を漏洩したるときは、其の制裁如何と云ふにあり、散士以爲へらく、本問の場合には、行政上、懲戒處分を、受くるものと思考す

◉仝　道樂生

入、刑罰上の制裁なしと雖も、社會的の制裁は、あるべしと信ず、何となれば、此の如き、無節操男に對して、社會は、唾して、之を顧みざるべければなり

◉仝　碧山生

入、退職後、機密漏洩に關するの制裁ありやと、吾輩其の有る見聞せずと雖も、亦、必用なるを信せず、苟、身を官海に委するの士にして、退職後、在職中の機密を、吧嘆するが如きは、少しく、其の良心に訴へたらんには、徳義上、得て爲すべからざるとならん、例令、ありとするも、是等の良醫は、一の良心なく、感覺なきの動物、人類社會の外漢として、冷視するのみ、然れども、漏洩の結果に依り、生じたる事項にして、他の法規に抵觸する場合の如きは勿論、其の制裁に、順ふべきや明らけし

寄書

曙生

◉雜感紛々

○勵行すべきは、看守の教誨と、擊劍の練習と
○全廢すべきは、考杓看守と、監束の鞭○と
○憤重すべきは、教誨師の案行と、囚人の賞罰と
○思慮すべきは、典獄の懲戒と、囚人の逃走と
○改良すべきは、看守服制と、晝夜分勤法と
○寒心すべきは、看守の破廉恥と、放免囚の○へ玉と
○憐嘆すべきは、有實表者の犯則と、出獄人の再犯と
○注意すべきは、外役囚と、他管押送と
○厚遇すべきは、危篤の病囚と、外來の人民と
○勝禁すべきは、監内の果樹と、戒護中の喫煙と

◉給與工錢に對して强制執行をなすを得ず

福勇生

給與工錢、給與工錢、々々々々、抑、囚人に付與すり工錢は、如何なる性質のものにして、囚人、及、囚人對債權者は、之に對して、如何なる法律上の、効果を發生せしめ得るものなるか、否かの案件は、十餘年來、司獄官の頭腦に刻印せられたる、好箇の重要問題にして、其の干する所、頗、鮮鮮、然も新民事訴訟法の施行せらるゝに當りて、尚、吾人に迷惑を與へ、泛々、未、確定議の出に出でたるを見ず、客歲吾當幾會

に於て、此般の評議ありしも、其の歸する所、純然たる一小田原評議、唯、吾人の精研査定を待つ、一層の深、且、急なる覺ゆるのみ

愚、世上の有識者が、此般に干する、總眞の傾向を見るに、囚人に給與すべしと云へる特定工錢は、即、囚人が所有權内のものにして、到底、債權者の擔性たるを、免るゝ能はざるものなりとは、多數の勢力を占め、之に反抗するの徒は、囚人に給與すりとも、定めたる特定工錢は、直に囚人が所有權内のものなりと雖も、其の由來や、慈善主義に出づ、即、囚人出獄の後、其の生計に就かしむるが爲めに、惠與するものなれば、債權者は、自己夢中のものたらしむるを得ずと、即、二者共に法理に過ぜざる、妄信的情實論なりとす、吾輩をして、之を評せしめば、兩者其の根底的見解を誤りたる、沒理的の迂論なりと、評過するより、他に適評を發見する能はざるなり、若、夫、恩惠的の贈與物は、債權者の擔性に、供せしむるを得ずとの理由をして、此般の前提たらしむるを得ば、世間普通の無貸贈與、即、無報酬にて得たる債務者が、財産は、凡、債權の担保物たるを得ざる斷定に陷る可く、狡猾なる債務者の利益に於ては、申し分なきも、可憐の位置にある債權者の不利も、亦、甚しと云はざるを得ず、是を以て、條理は、斯の如く、廣漠なる規定を許さず、法律は、此般の事件に關しては、大に制限を附し、債權者、及、債務者の利害、もし又は債務者が、收入財産の由來、慈善的なると否とを論ぜず、苟、國家、及、社會の公益を害せざるものは、債務者の凡の財産に對して、債權者は、其の權利を主張するを得ず、敢、禁制せざるなり、況、慈善的贈與なりと雖、一旦贈與契約確定後は、其の贈與を强要するの權利確立し、茲に法鎖を生じて、受贈者は、純然たる權利者の位置に立つなや、又、況、日本の實狀を見るに、債權者は

常に、不利の境遇にあり、債務者に低頭平身して、漸、其の權利を滿足せしむるの奇觀あるをや、殆、其の常態なるに於ては、債權者の權利を剝奪する、豈、輕々に所斷して可ならんや、要するに、慈恩的てふ薄弱なる論旨を以ては、毀たる司法官の命による、債權者の强制執行を、排斥する能はざるや、更に吾人の贈を要せざるなり、其の他、彼の囚人に給與す可しと定めたる、特定工錢は、囚人の所有權内のものなるが故に、債權者の强制執行を、免るゝを得ずと云ふに至りては、法理を無視するの甚しきもの、若、夫、此般の前提をして、眞ならしむるを得ば、囚人に給與すべしと定めたる特定金額は、囚人が所有内のものならざりせば、債權者の强制を免るゝを得べしとの斷案を、下さゞる可からず、然るに、囚人に給與す可しと定めたる定額は、直に囚人か、所有權内のものにして、官署は、唯、之を保管するに、止まるものなりとの解釋は、法理上より、附する能はざること、猶、貨債主が所有する一定の、無体財産、即、特定の金額は、即、貨債主が所有權内のものにして、貨債主は、之を保管するに、止まると云ふに同じく、法律上の責任に於て、大に利害を異にし來るは勿論、實際に於て、行はる可からざるの議論たり、唯、夫、法理上に於ける此般の解釋たる、囚人が其の定役たる、課程の終了に伴ひ、官署に對して、法律上與へられたる、一定の金額を要求するの權利を、生じ來るに止まる囚人は、此等勞役に伴ふ果實を、繼續收入するの權利、即、債權を、債權者は、强制執行をなし、囚人が正當費用に充用し、殘は監獄則により與へられたる、其の他の特別處分權を抑留し、一方に於ては、官署に對し、囚人出獄の際、工錢の拂渡を、禁止するを得るか否かは、眞に法律上の問題となり來るなり、或は曰ふ、工錢は、囚人出獄の際にあらざれ

ば、囚人の所有内に、移らざるが故に、差押ふるを得ずと云ふものあるも、是又民法を精査せざる盲従的不可思議論なりとす、見よや、一般の債権、即、債務者が、無体動産を差押ふるを得るは、民法の已に確認せし、保険附の法理にして、又、動かす可からざるものなるを、果して然らば、囚人の給與工錢に對する債権は、猶、之を差押ふるを得べきか、吾輩は断じて、之が差押を拒絶するを、得べしと信じて疑はざるもの、即、民事訴訟法第六百十六條禁止條項内に、此の般の債権なる、含蓄するを認むるものなり

我輩の論者は、動もすれば、民事訴訟法第六百十八條第二項により、囚人が、工錢取得権は、第三者、即、國家の慈恵により、受くる所の繼續収入にして、此の債者の収入や、囚人が出獄後生計の爲め、固に必要となる者、かゝる故に、之を差押ふることを得ずと云ふと雖も、囚人素、一概に、赤貧のものに限らず、情實的犯罪者の如きは、社會に於ける生計、往々中等の位置に位するもの、故、珍しとせず、故に、生計の爲めに、必要なるか否かは、實際事實問題に屬し、囚人が身邊の事情にして、出獄後生計の爲めに、給與工錢を要するの事情を、推斷するを能はずんば、猶、之に對して、強制執行をなすを得るに至る可く、工錢を給與する刑法の精神、即、作業奨勵の政著も、此に於てか、地に落ちんのみ、之を以て、吾輩は、同條第五項により、債権者に對抗して、公益の爲め、一般囚人を保護せんとするなり

詳言すれば、囚人を役務者と見做し、其の受くる工錢を以て、直に報酬と見做すにあり、三百代言的の口調を帶び、法律家を以て、自任する輩は、敢、字義に拘泥し、定役を以て、役務にあらずと、戰令、役務と稱し得可しとするも、囚人は、刑罰を、執行せらるゝ爲めに、報酬を受くるの謂ほれなければ、工錢を以て、報酬と見做す能はずと抗論するも、是、素より、臆牙に撝くるに足らざるもの、苟役に對する刑法上の見解、夫、或は斯の如けん、然れども、此の般の見解は、以て民事に干せる事項を、料理するを得るか如何、設令、同一事項なるも、刑法上さ、民法上とは、其の見解を異にせざる可からざること、往々存する所にして、彼の懲治繕人の、一部分たなせる、胎内の胞兒の如きは刑法上は勿論、一般法理に於て、之を一個人と認めざるも、民法は其の胎兒保護の爲め、猶、法律上一個人と認むる特例あるが如く、民法上の准人會社、若しくは、其の他の自治團体の如き、民法上に於ては、之を一個人と認むるも、刑法上に於ては、敢、一個人と認めざる等、各、其の見を異にするときにあらざれば、立法の精神を完からしめ、刑法の要求する政策を、有効ならしめんが爲め、役務者、即、刑罰たる定役を、移むるもの、受くる工錢、換言すれば、不完全なるにもせよ、役務の爲め受くる報酬と斷するも、ほた、何の不可かあらん、之を解釋論よりするも、法律の不備を名さし、立法の精神を没了するを許さず、特に、禁止條項の如きは、設令、嚴解を下すを要するも、公益を没して、猶、之に嚴格なる解を下すは、素より、解釋學の許さゞる所にして、民事訴訟法第六百十八條の如きは、民人の救濟及、社會公益に關するとき、淺からざれば、之に廣義的解釋を下すも、亦、敢、法律の精神に戻らざるに於てをや、之を要するに、立法上より、論するも、將、法律の解釋上より論するも、囚人が工錢に對する債権たる、民事訴訟法第六百十八條第六項に含有する所にして、債権者の强制執行を、覚くことを得べきは勿論、國税若しくは、戦例費用等の機性物たる能はざるは、蓋、明瞭なる事實なりとす

◉疥癬の治法に付いて

在石川縣　國蝋生　投

我國監獄衛生の進歩、日に月に、駸々として、發達せりと雖、尚、未、長足の進歩を、爲したる者と曾ふ能はざるなり、如何となれば、我國發刊する所の監獄雑誌上、往々にして、疥癬の撲滅に苦しまる〻所あるを認む、加之、疥癬は、監獄に附帯して、離る可からざる者の如く、公言せらる〻あるに至りては、如何に我監獄衛生の改良を、企圖しつゝあるにも拘らず、又、如何ともするとなく、慨歎に堪へざるなり、獨、疥癬に止まらず、疥癬を撲滅すること能はずと云ふ監獄にありては、之によりて、他一般衛生の、如何に低位にあるかを、想像するに足れり、之、予數多年の經驗によりて、疥癬を撲滅するの容易なるを、世に公にするの止むを得ざるを、知る所以なり、然れども、其の方法の珍奇ならざる、或は識者の笑を招くに似たりと雖、其の執行の方法を誤るに於ては、如何に施治すと雖、何の効力なきを以てなり、疥癬は、既に疥癬蟲に原因するとを知る、之を殺戮撲滅して、其の蕃殖を絶つべし、故に、今、我監獄にありて、疥癬を撲滅せし順序方法、及、目下疥癬の漸防に注意つゝある所の方法を記して、未、疥癬の撲滅に苦しまる所の者に、示すは、敢、無益に非ざるを信ず

予も、亦、當初監獄に於て、疥癬の周有たるを知り、爾來、數年の間、疥癬に有效と稱するの藥品、及、他の方法等を、施さゞるなしと雖、著しき效力を見出さず、茲に於てか、倘、予數の熱心の至らざるが爲めに、其の執行の不眞なるを以て、目的を達せざるに非ざるなきやを考へ、爾來、疥癬患者は、厳重に別異し、他囚と交通を絶ち、同病者のみ

ほ、之を同一居せしむるとせし、而して、日々一回乃至二回、硫黄浴に投し、先、初め、五分間餘、身体を浸潤し、皮膚を柔軟にし、且、温浴、及、諸物等ある者は、五分時の後、湯を出でしめ、搔爬して、其の不潔物を掃除し、再、五分間餘、入浴せしむ、而して後能く皮膚を拭ひ、百露殺爾撒誤、酒精等分の者を、塗擦せしむるなり、而して、塗擦するには、初め毛氈にて、能く絞り、次に患者の手掌、及、指尖にて、能く摩擦するなり、尤、此の間監獄醫をも、應援せしめ、注意周到、不都合なき様、目的を達せしめ、命の如くせざる者は、自、手を下して、指揮する者なり、然る後に、着衣せしむ、斯の如くにして、日々入浴せしめ、甚きは、一日一回、重きは一日、二回、靈間休憩時、及、罷役後入浴せしむることさす、而して、衣服は、肌衣、及、褌を、主として、時々交換煮蒸洗濯せしめ、上衣、及、夜具は、必（仮）ば、一周一（乃至二回）蒸蒸洗濯せしむ、斯の如くにして、入浴と蒸蒸と、交、互、厳重に行ふに至りては、遂に全治する者にして、其の經過の如きは、一定なる能はず、勿論、病症の輕重によりて、不同ありと雖、大略重きも、三周を出でず、輕きは一周、尤、輕きは、二三回にして、全治することを得、茲に全く撲滅の目的を達するの熱心ありて、容易なるを知れり、故に、囚人に於て、監獄内にありて、特發するの憂なしと雖、只、憂ふ、刑事被告人に於て、下等社會、殊に幼年習慣犯にありて、外界より携へ來る所の疥癬には、時、困却せり、而して、彼等は、其の罪の速に決せらるゝを常とするを以て、拘置監にありて、全治するの暇なく、直に囚人に入るを以て、實に其の所置に苦しむ、故に刑事被告人の、新入者あるに中りては、監獄醫之を診察し、其の疥癬なるを認むるに於ては、直に別異し、入浴塗擦せしめ、衣服は時々

衣冠嚴然、威風凜々、勞を執るものを見れば、高位高官の人たるを知り、破笠短簑、野を行き、山に入るを見れば、野人樵夫たるを知る、之、服裝の改正、吾人を驅り、當局者を驅り、府縣調員を驅り、破れて繕ひ、仆れて起き、猶、糾合して、大に成すあらんとするにあらずや、然りと雖、吾人は、少しく古人と所見を異にし、服裝の改正、未、容易に、規律の眞相を、得たるものと云ふべからざるなり

獨逸式の体操は、能く筋骨を逞しくし、驅驅を容易にし、歩調を整へ、号令をして、嚴、且、廣ならしめ、其の要や、急にして、利益する所、亦、尠なからずと雖も、吾人をして、之を云はしめば、未、容易に、規律の眞相を、得たるものと云ふべからざるなり、而のみならず、自然能惡の情湧き、倦懶の心動き、職務に忠ならんと欲して、職務に忠ならざるのみならず、却りて、又、規律に忠ならざるに至り、遂に、二兎を追ふものは、一兎だに得ざるの、嘆矣を買ふに至る、豈、思はざるべけんや、点検法の、嚴且、廣なる、可は可なりと雖も、一の儀式的に流るゝときは、規律は、又、規律の奴隷たるを免れざるなり、豈、能く規律の眞相を、得たるものと云ふべけんや、且、又、之に付隨する副示、猶、且、然り、浸に日角を鳴らして、曝々喃々、說く所多しと雖も、是、又、騙くものをして、義務的たるの感想を抱かしめなば、偽、以て、閑話の新材料を、與ふるに過ぎざるなり、豈、規律の教ふべく、習はしむべきもの、一ことしてあるなし、其の他時間の格守、或ほ何、或は何と、段案し來れば、多々、益、多かるべしと雖も、未、規律の眞相を、得たるものと云ふべからざるなり、規律、豈、容易のものならんや、吾人、愈、入りて、愈、其の眞相の津涯を望むに、深遠なるを知る、規律、豈、又、容易のものならんや、曉近說くものをして云

はしめば、軍人は規律に慣れ、規律に依りて、養成せられたるものなれば、軍人より擇拂すべしと、大に軍人に采色を添へられたるは、是、又、可ほ可なりと雖ども、吾人をして、之を言はしめば、未、容易に、左袒し能はざるなり、成程、軍人は規律の上に於ては、之に及ぶべきの者なかるべしと雖も、單に喰を攀ぢ、川を渉り、絶飛彈雨の間に、健步驅驅して、號令の下に、死生を賭するものと、看守其の者の職責を比較するときは、大に其の然らざるものあらん、一は他動的にして、一は自動的なり、これ、豈、似て非なるものと云ふべし、若、規律の一点にのみ、重きを措き、強ひて、軍規に摸せしめんとならば、其の首腦たる所の、自動的働きを抹却し、他動的の働きに軟化し去られんとす、これ、豈、正鵠を得たるものと云ふを得べきか、人は云ふ、筆は、上下の秩序を、鄭重にすべしと云へば、漫に、尊大驕傲、以て下僚に臨み、下僚、又、强顏脅息、以て能く禮節を嚴守すと、誤了するに至るは、吾人大に疑なき能はざるなり、官守を明徵にせよと云へば、或は無限の權限を弄し、一喜一戚、容易に進退を決せしむるに至るが如きは、吾人、又、大に疑なき能はざるなり、忠誠を以て、勤務にせしむべしと云ふと雖ども、忠誠の士、未、必ずしも、忠誠の下に求めざるべからざるなり、忠誠の士、一片君を思ふの赤誠ありて後、初めて義に就くべしと雖ども、之を驅つときは、誰か喜んで、之に熱中すべけんや、獨、熱中せざるのみならず、勢力、扞挌支吾の患たるを免れざるなり、道理を脫却し、岐道よりするは、之、亦

所た、結査し來れば、實來巡査看守は、其の勞力に比し、俸給なる者、所謂依其の器に適はざる者にして、されば輿論の是認する所、必竟するに、其の俸給を增加せられたるものなり、今、明かに、巡査看守俸給例を、改正せざるものまで、警官吏に波及して、其の權衡を失するに至る、故に宿料として、給與するなり云々と、其、或は然らん、豈、矣、然ちんや、されば一知りて、二を知らざる、引擔附會の甚しき者、未、左程すべくもあらざるなり、吾人は、卑見事實の吾人に証明せる所、如何ぜんや、無殘や、論者を、破壞せり、吾人の卑見とは何ぞや、言はしめよ、內務省副令第八二九號は、其の精神を明白せるにあらずや、云はずや、今般勅令第百五十九號を以て、巡査看守に、宿料を給與することを得る件、發布相成候處、右は橫濱市、神戶市等の如き、物價高價なる地方、及、之と同一の狀況を有する土地に、在勤する巡査看守にして、生計上非常の困難を感じ、爲めに、警察官又は刑獄官たるの体面を、全うするを能はざる事情ある者に限り、特別給與の例を設け、專、土地の狀況に、適應せしむるの主意に有之候、云々と、されば、請ふ通讀一番せよ、論者の不可なる、敢て吾人の蛇辨を要せんや、事實の証明とは何ぞや、社會の耳目、吾人の耳膜を雜動せり、何縣は、否決せり、何市の如き、否決と、讀一歩、本令にして、論者の所謂、口を宿料に籍りて、俸給增加を籍圖せし者ならしめば、安ぞ一に新紙、吾人に報ずる如きに出でんや、事實は、巡査看守俸給增加其の者が、危機一髮、此れ迄急追しつゝあらしめば、偶、悲むべし、輿論の否認し來らんとは、熟れども、吾人風に、巡査看守俸給增加を切望する者、否、他官吏社會一般、俸給增額の期、日一日より、迅かならんことを、絶叫して止まざるなり、願くは一番、試みに、現行俸給例發布の當時に

◎巡査看守宿料に就きて

在仙臺　塚原　既生

官吏の種類少なきに非ずと雖も、巡査看守の職掌程、至繁、且、酷烈なるもの、他にあらざるべし、見よ、彼の巡査の如き、暴雨に、烈風に、金鐵を溶すの炎天に、流体凝結の寒夜に、一定の時間に、一定の線路を、警邏査察して、社會の安寧を保持し、世の幸福を增進し、職務の內外を問はず、規律嚴格に、品行方正に、一年三百六十五日、一日の安心を買ひて、家族と共に、團座相樂むの餘暇なきに非ずや、看守も、亦、然り、否、一歩進んで、巡査よりも、尙、甚しと云はざるを得ざるものあり、請ふ、是より、余をして、少しく、其の狀況を云はしめよ、抑、看守の職務たる、其の勤務の酷なる、他官に冠たり、朝は月を踏みて出勤し、夜は星を戴きて家に歸る、其の執務中と云へば、一日僅々一時半內の、休憩時間を與へらるゝに過ぎず、其の他は、總、立詰の勤務にして、暑熱激烈が如きの日も、冷を買ふの道なく、寒氣肌を劈くの夜も、暖を取るに由なく、年中大暴風雨の晩漢の間に、身を風毛の輕きに處し、職責を、富嶽の重きに置き、祭日日曜と雖も、全月の休暇あるとなき、金俸玉文たる、明治十八年七月三十日、內務省番外警視廳府縣（東京府を除く）への達も、有名無實たり、豈、平穩中の平穩と云はざるを得んや、其の俸給待遇と顧みれば、以前は、等外官吏に、六圓俸よりを以てす、夫より、世に漸く進歩して、巡査看守の職責、重、且、至大なるのみならず、國家施政上、一日も欠くべからざる、須要の官たるを認め、明治二十四年八月十日、勅令第百七十九號を以て、巡査俸給例を改正し、同時に、勅令第百七十號を以て、巡査看守は、判任官を以て、待遇せらるゝに至る、迫日、又、看守俸給例、巡査と同樣に改定せられたり、是、一ば

以て、其の職務の至難に酬ゆるの致す所なりと雖ども、一は以て、其の品格を保たしむるに、出でたるや必せり、矣、然り、ゼの當時は、右の俸給を以て、充分に家族を養ひ、又、其の品格も、保ち得たりしも、昨年清國と開戰以來、物價非常に騰貴し、其の止まる所を知らざるの有樣なり、故に、巡査看守は、其の俸給のみにては、到底一家三四の家族を養ひ、中等の生計を立てゝ、其の品格を保つ能はざるに至り、來屆に、八十籠屆には、月々に物價の高むを見るに至り、信用は、愈、失墜して地に落れ、遂に折角附與せられたる、判任待遇も、爲めに罵詈讒謗の裡に、埋沒せられんとするの、不幸に遭遇するに至る、之、自然時勢の然らしむる所、止むを得ざるの結果なりとす、嗚呼、慨歎に堪へざるなり、續りと雖も、同僚諸君は、只、慨歎する勿れ、今や之が救濟法の出づるあり、救濟法とは、何ぞや、巡査看守の宿料給與の件、即、是なり、然るに、同法中、地方の狀況に依り、云々とあり、其の地方の狀況とは、那邊の点まで、給與すべきの度となすか、生計の困難を見て、之を定むべきか、果して然らば、其の標準を定めんには、先、第一着手として、物價の如何を顧み、然る后、之を論決せざるを得ず、今、茲に、一家三人と假定し、其の日常の費用を、算出せば、實に左の如し

種別	數量	代價
白米	叁五〇〇	叁五〇〇
醬油	〇貳〇〇	叁〇〇
石炭	〇壹五〇	壹五〇
薪	參俵	壹六〇〇
菜	貳把	五〇〇
雜費	凡テ六壹二八壹	貳六五〇
計		參貳八〇

以上の如く、日常生計上、必須欠くべからざるのみにて、三級俸を超過するあり、貳拾六錢五厘、是に雜誌代、會費、品修繕費、及、交際費、其に、獄被服費等に、何を以て、之を支辨し得るか、數、前述の不都合を來し、遂に、品格を落し、信用を失するに至らん、之、目下の狀況なり、如斯狀況の地方も、尚、給與すべきものに非ずと爲すか、誰か其の非理なるを、誇らざるものあらんや、宮城集治監の如きは、宿料を要せざるが、更に內決せりと聞く、果して然らば、何等の標準に依りて、其の必要を認めざるか、余は斷じて、宮城集治監にて、斯の如き、兒女的方針を、取りしにあらざることならんと、確信する者なりと雖も、暫、道路の言を記して、其の信否を下すと云爾

◎看守宿料の勅令

商業の活機、端なく、物價の騰貴となり、物價の騰貴、又、端なく、薄俸冷給者に及んで、駿、惡色あり、此際此時、屢雷轟々、宿料の勅令、驟下し來り、獸天勳地、見弟妻孥、俯伏して食を取る、今は（○○縣にて）靜寂聲なく、妻孥を下らす、嫂爲めに炊かす、當時の蘇秦、感果して如何

◎被監視人引取人に就きて

花山生

修住地なき被監視人は、宜しく、正實なる引受人を待ちて、初めて出獄せしむ可きに、今更余聲が、喋々を待たずして、明かなりと雖も、現時の實況に依る時は、徒に刑房留置人を、滅するに汲々として、引取人の正不正を論ぜず、出獄せしむるの傾向あるとぼ、各縣、皆、然らざるはなし、此の故に、社會救濟の徒は、出獄人の工錢を目的として、所謂被監視人引受屋の名稱の下に、不正の私利を營むもの、現時往々にして、聞く所なり、實に痛歎に堪へざるの一事なり、在監人、殊に監獄の厄介物たる、別房留置人を、減するとは、固より、國家の慶事にして、吾人の切望に堪へざる所なりと雖も、之を減少するに汲々として、引取人の正不正を問ほず、警察署の回答如何に依らず、終、一人にて數人を引受け、或、被監視人との關係如何を問はず、單に、引受人の名稱さへあれば、出獄せしむるは、抑、身分帳取扱例第三項の旨意に、反戻するは勿論、眞正なる獄事家の、最、遺憾とする所なり、記して、獄事家諸賢の、參考に供し、併せて、當局者の注意を望む

◉偶感隨筆

ちぬの浦　自惰樂童子

教誨師の嘆

緣なきの衆生、度するに難しとは、之、教誨師の嘆なり、豈、夫、然らんや、人を勸化敎導するは、極めて困難なる事業にして、且、貴也の、最、重大なるものなり、況、監獄の教誨たる、至難中の最たるものにして、彼頑硬蠢愚の罪囚を勸化するは、恰、石田に新種するが一般にして、勞する所多くして、獲る所、甚、少なし、教誨師の苦心焦慮、實に想ふべきなり、然れども、此の苦心に耐へ、此の困難に打ち勝ち、終に彼の無緣の衆生を濟度するこそ、實に、之、自己の本職たる事を、忘るゝ勿れ

教誨師吁然たり

一日教誨師某、囚人に向ひ、個人的教誨を爲して曰はく、汝、宜しく阿彌陀如來を信じ、常に彌陀の名號を唱へよ、未來は、必、彌陀の淨土に、往生すべきなりと、囚人尋ねて曰はく、彌陀の淨土とは、何の事なるか、教誨師得意然として、答へて曰はく、彌陀の淨土とは、所謂、極樂界の事にして、即、西方十萬億土にありと、囚人、益、解せず、尙、又、尋ねて曰はく、夫は何ぞより、測量せし里程なるか、教誨師吁然答ふる能はず

して止む

噫々怪事

陸軍なる刑罰を執行し、且、其の受刑者を、矯正感化して、之を良民に復歸せしむる、重大なる責任を負ふ所の人士、委託せられし所の金錢を費消し、職務紛々、人をして、轉、惡愧に堪へざらしむ、而して、自己は、平然職務に從事しつゝあるも、嗚呼、噫々何等の汗穢物ぞ、吾人は、此の盟の、出でゝ我監獄界に、橫行するを疾む者なり

言行相違

口に筆に流るゝが如く、說き去り、說き來たり、曰はく、獄務の改良、曰はく、規律の嚴正、曰はく、忠實なれ、曰はく、精勵なれと、而して、行ふ所、果して如何、放蕩高臥閒暇、何ぞ其の言行の、齟齬するの甚しきか

廢物利用

體機は以て、純白美麗なる洋紙を製すべく、南京米の古袋は、之、堺陵邊の要素なり、實に廢物利用は、國家經濟の主旨、人の勉めて、廢物利用の途を求むる、故なきに非ず、然りと雖も、巡査の免職、以て看守たるに適し、非職警部は、以て看守長たり、嗚呼、廢物利用の弊も、亦、斯に至りて、極まれりと謂ふべし

目的

弓を張る者は、正鵠を射んと欲するなり、舟夫の棹すは、彼岸に達せんと欲するなり、吾人看守たるもの、何ぞ目的無かるべき、目的なきの人は、五里霧中に、彷徨するの人のみ

自働けば富を得

看守懲罰を廢して曰はく、奉職三年にあらざれば、進級せしめず、吾々

五年なり、余は、五ヶ年の警約年限を、經過するも、未、最下級の俸を受く、然りと雖も、曩に精勤の証を下賜せられたり、其の文面に曰はく、品行方正にして、事務熱達す云々と、之に依りて、之を見れば、職務に通曉するは、反りて、進級の障害物かと、豈、夫、然らんや、萬事一意專心、能く勉强せば、亦、何の目的か達せざる事やある、其の達せざるは、己の、未、不勉なる故にこそあれ、決して、落膽する事勿れ、諸に曰はく、自、働けば、富を得ると

空の袋は立たぬ

心中一つの德義心なく、眼に一丁の文字なきの人、頭に日章燦然たる帽を戴き、腰間三尺の秋水を閃かし、足に洋靴を穿ち、日に馬河の驛を揮ひて、真看守たらんと欲するも、豈、人之を許さんや、否、許さゞるのみならず、却りて、嘲弄せん、實に戒むべき事ならずや

希望は小なれ

世人口を揃へて曰はく、希望は、大にすべしと、然り、而れども、其の遠大なる希望も、之を達せしめざれば、何の益かある、夫、希望を達せんと欲せば、非常の忍耐力なかるべからず、否らざれば、到底其の業を成就せしむる能はず、されば、童子は曰ふ、希望は小なるも、むしろ堅固なれ、堅固なれば、忍耐力從つて生ずればなり、看守諸君、以て如何となす、司獄官にして、忍耐力なきものは、獄界に用なきの人物たり

◎懲治人に對し賞譽の規定を設けよ

ちぬの浦　自惰樂童子

夫、賞譽は、行刑感化の要件なり、然り、然るに、彌懲治人に對し、賞譽の規定なきは、如何なる理由なるか、法學士猶分生に曰はく、「別に理由あるに非ず」と、果して然らば、懲治人の如き、毀譽褒貶の感動力を

利用して、飼養を奨め、職正を督し、所謂喜んで善を爲すの方法を用ふるかと、最、必要、且、効驗の著しきものなりと信ず、殊に懲治人に對し、懲罰を規定し、一方賞譽を欠くは、實に不權衡の嫌ひなき能はず、依りて、改正監獄則には、懲治人賞譽の規定を、新設せられんかとを希望す

◎巡査看守採用方權衡上に就きて

在青森　以德散士

看守巡査は、規律上、及、其の取扱方は、殆ど同一なり、然るに、單に其の採用資格上に於ては、甚なる所あり、即、看守採用規則第二條第三項には、看守巡査懲罰例、又は官吏懲戒例に依り、免職せられ云々とあり、巡査採用規則第二條第三項には、巡査懲罰例、又は官吏懲戒例云々とありて、看守懲罰例の明文なきは、如何なる理由なるか、看守は、巡査より、其の人を精撰する必要あるの謂なるか、予は、敢て其の職責上、看守巡査は、新く差別するの必要あるを見ず、否、同一ならざるべからず、然らば、巡査採用規則は、明治廿四年九月、内務省訓令第二十一號を以て、規定せられ、看守採用規則は、明治廿六年十二月、仝省訓令第二十六號を以て、改正せらるゝを以て、時勢に伴ひ、其の歩を進め、緻密に法文を編成せらるゝに過ぎざるものにして、巡査を採用する場合に於て、看守懲罰免職せられ、相當時効の經過せざるものは、其の資格の完全せるものと、見做すべからざるや、勿論なるべしと、確信するも、其の地方に依り、巡査採用規則には、看守懲罰免職の明文なきを以て、其の資格上、職、最適なきものとして、直に巡査に採用するかに、聞知せり、若、此の解釋なして、適然と認め、一地方内に於て、斯かる事を爲さば、恰、左手を以て、不用とし、投棄せしを、數、右手を以て、之を拾ひ、泥汚の儘、再、使用するものなるべし、豈、斯の如き理あるべけんや、果して、主務省ほ、巡査より、看守は、其の人物を精撰せらるゝの方針なるか、將、當路者は、巡査其の人物の、精撰するに苦しみ、單に、法文に拘れ、注意を曲げ、其の、未、明示せられざるを好しとし、甘じて、監獄の悪鑑者を、拾集し、警察至最の職務に、採用するの故なるか、何ぞ、斯く權衡を得ざるの甚しき、當路者、須、其の理を案ぜられよ、又、看守巡査上、大に影響を及すものなれば、主務省に於て、相當の訓令あらんことを望む

◎滿天下の看守諸君の心點を叩く

在福岡　山内少郎

予は、岩手縣監獄に、職を奉ずるものにして、微々たる看守の末席にありて、一資半級に衣食するの白面書生たり、即、煉化の界隈に闊蹈して、天下の罪囚を確保するの看守者なり、諸君ほ、西南に、中國に、關西に、關東に、三府に、天然の氣候は、職務的生活を安からしむるの好土となり、諸君の胸中にある、光風霽月な逸發せしめ、亦、其の痛勢に對し、慰勞するもの多からん

是、予のみならず、寢殿的の吾人は、牡蠣三たび唱へて、聽を告ぐるのとき、曉床を蹴立ちて、正襲を整へ、殘月冷に、風氣、未、寢たるのとき、閃々たる左腹の斗劍を帶び、恰、從軍の行に於ける青年が、彼の「痴吹且曲向殘陽」の如く、歩武を進むるのときは、それ滿天下幾多の遊冶郎が、春樓に美姫を擁して、花柳徐斜の夢だに、醒めざるのときに非ずや、仝較の公子ほ、馬に轡ちて、花街を訪ふの夕に當り、壕を越ぐの烏隊と共に、參差伍々、歸家の途に上りつゝあるものは、看守の退廳に非ずや、人ほ花に眠り、月に醉ふの日にも、吾人の心中に逝り、吾人の方寸に

晩し、吾人の腸胃を煩悶するものは、そもそれ誰ぞや、鼓瑠の遊蹤、仰ぎ得べく、錦心繡腸を以て、得意に馳る高等官吏の驕樂を極むる、昨日今日、其の反境に立ちて、ましも可憐なるより、總ほ勞働的半面に疲衰したる Toiler として、彼の墨渓無額百有餘の徒を、指東すべく、啓蒙的半面の器械として、精神を猫瘦しつゝある、Toiler の胸裡に、蓄結して、氷解せざるものは、そもそれ誰ぞや

蓋意味よりは、看守の職務は、國家的名譽の職務とす、彼の罪囚の遷善改過に就いては、直接なる繙繹界の、主人公なりと謂ふ、看守は、行刑府の直接被護者なれば、重き一等を置くと謂ふが如き、種々様々なる評論が、恰、舞臺に立てる、演劇師の手腕を、雖するが如し、然れども、斯等の評論は、吾人看守にとりては、半文の値だになき、俗に曰ふ、なだて嘘しの機に感ぜられぬ、其の重き嚢布の葛藤を、背面に負へるが如く、其の識然として、悩憺しつゝあるに、そもそれ誰ぞや

よしや、吾人看守は、百囚の眼前、且那様と敬稱せられ、看守様と呼び做さるゝも、纔りて、恩ひ見よ、如何に吾人看守は、社會の人衆より冷視せられ、其の慢慮と、其の職務的關係とは、如何に國家の利害を有するかも、研究せずして、紋嘴織手の嘲笑に附し去らるゝは、そもそれ誰ぞや

獨、然のみならず、位置の上長たる人の眼中よりせば、吾人看守は、如何に映するものぞ、試に見よや、倒額を掻り、直立三尺の前にあり、帽を右手に、脇々進ぶる所の看守な、下敢する所の、其の人の擧動を見ば、如何に此の底の人種の中心に、囂笑を買ひつゝあるものなるかな、漂生の寒物、枯槁の老奴視せられすんば、幸なりと謂ひつべきか、青燈夜雨、囲隣定まり、人眠りにつくのとき、依稀紙障子の裡に靜座して、明晰なる解釋を考察したりしに、未、正しき答を得ざるは、遺憾なり、或一派の人は、看守の俸給を、服制改正との点に付きて、啾々するあり、又は監獄學的の理想は、人心の高潮に注入せざるを、喃々するあり、然り、俸給、亦、増加を要すべく、服制の改正、亦、迅行を要すべし、然れども、予想ふ、昨年尚來、物價騰貴の極を致し、生活の用度支辨、之に當まり、現今の下級俸にては、甚、困難ならん、然れども、一個人を標準としたる職務的報酬としては、入圄の俸給、廉なりと雖ども、稍、懇するを得べく、判任の待遇、官位の末等にありと雖も、身官職に置くの人たるを得べし、十九世紀的近代の監獄志想は勿論、津々浦々迄、傳播せざるにもせよ、既に、サイヤンス」の一となり、明に學士間の疑問と、講究とを要するの今日、多少有力の朝官紳士は、看守の資格と、其の服役とを識認し得べし、然り、然らば俸給増加すらすとする待遇、其の當を得たるとする監獄志想や、或方向には、注射したりとする今日、吾人看守は、位地相當の待遇を得ず、資格相當の職是た伸びず能はず、徒に圄中のものたるが如き情態に沈淪しある、其の遠因のあるべきと、必ずしもならん、吾が同胞の腦頂に、中古以來より、維新前の監獄制度に於ける、歴更の經案の瞰たれざる、今日に於て、現今監獄制度の、全く進歩したりしか否かの疑問なして、實に彼等數千萬の、「ナショナリチイ・マインズ」に體められざる限り、監獄改良唱導家の與勢は、他の出來事と觸着して、其の競爭を觀るの活劇を、呈せざるの限り、酒々たる天下の人心は、人爵と、位階との操拝し、功名利の奴隷となりて、維新に市場に鬻がるの限り、山地將軍の、軍人は勳章の爲めに、戰ふものに非すとの明言が、果して然く感ぜられざる限りに於ては、恰、日清戰爭、軍旅出征に際し、薪に臥し、膽を嘗め、風に櫛り、雨に沐して、克く敵人種を潰破したる、の戰士と同じく、郎寒隆冬の今日、勉勵として、風雨、猴意に付せず、

寛容より、容易の業なるべきも、並に所謂、知より未知、簡より繁に及ぼすの道遂は、斯る單純のものに非ざるなり、即、聯合開發的なる事、類似誘出的なる事を要するなり、然れども、監獄は、外界と、其の境遇に於て、黒白の差あるが故に、教授を爲すに當りては、始終肯定的の言辭姿体を避くるに務め、否定的の言辭姿勢を、採るに注意せし事を要す、之、監獄の峻嚴を、毀損せざらん事を欲すればなり、乞ふ、是より、以下に於て、教授の方法を、二三の數例に由りて示さん、教例(一)一學年の作文習字に、讀方科と相關聯せしめん事を要す、蓋、幼年の者は、心意の把住力、未、微弱にして、數多異質の記臆は、到底兒童の堪ふる能はざるのみならず、若、強ひて、把住せしめんと欲すれば、却りて、其の能力の發達を、破害するの恐あればなり、而して、該學年の讀方は、片平の兩假字を教ふるを以て、其の初歩とすれども、此等に、大字を教授するには、必ずしも、其の音韻の順序に、據ることを要せず、乃、知より不知に及ぼすの原則を服膺して、先、幼兒の知れる所のものより、始むる事に注意すべし、今「ハ」「ほ」なる假字を、教授せんとするには、先、第一着に、彼等の知れる所の實物、乃、食物を咀嚼する歯、或は木の葉を示し、(師)此は何なる乎(四)はなり(師)汝等は、此の物質を代表すべき文字を知れる乎(四)知りませぬ(師)然らば、即、今、之を教ふべし、是に於て、師は黒板に「ハ」又は「は」字を書し、反覆輪誦、其の視念の確實に入りたるを認めたる后、偖、又、「ト」字を教へんとするには、彼等の知れる所の物質戸、(其の他何にても、上の名詞を有する實物)を示し、前の如き方法にて、其の記臆を容るゝなり、是に於てか、いろは四十八及五十音中に於ける、各、二個の音標文字を、稍、完全に教授したりと謂ふべし、次に、作文教授の例を示さん(師)極めて互類を好み、常に堂堂陣に様む鳥あ

課し、彼等の腦力を、縦横無盡に、鍛錬せざるべからず、而して、其の鍛錬は、數理的ならざるべからず、彼の單に、一九の九、九九八十一引く、或は、五分の三と、四分の二とを加ふるには、先、通分母とし、然る后、相方の分子を加ふべし、或は、内率を求むるには、兩外率の相乘積にて、兩内率の相乘積を除すべしと云ふが如きは、所謂、昔の寺子屋流の、器械的教授にして、兒童の能力は、全く依然として、毫も其の活用的の發達を見ざるなり、しかのみならず、其の記臆を、受教の當時に止まり、日月を經れば、茫然として、忘却せざるものは、殆、稀なりとす、數例(一)(師)十の内に二が幾つある乎(四)其の言葉の意を悟らず、是に於て、師は更に摸言して(師)二つゝ幾度引けば、十なる數が零となるか(四)五度なり(師)然り、五度なり、然れども、十の内より、二つゝ五回引けると云ふ事を見るに、一々引算に據るは、甚、面倒なり、汝等捷法を知らざる乎(四)知りませぬ(師)然らば、之を教へん、右に十なる數を置き、左の桁に、二なる數を置き、相方見合せて、二一天作の五とせば如何(四)未、其の何の爲なるを了得せず、是に於て、師は二一天作の五とは、畧寛するに、十の内に、二の關數が、五回あると云ふ除算の九々なる事を、知らしむると同時に、割算は、速減法の捷法に、外ならざる數理的觀念を、充分に與ふるなり、余の、曾、自經驗實の高等小學校に、在勤のとき、凡、算式の如きは、生徒自身をして、自發的に立てしめたりき、蓋、然らざれば、生徒の算術に於ける觀念は、空々漠々たればなり

◉異山先生の論説に付きて

道樂生

先生は、本誌第八十九號の紙上に於て、縷々我監獄事業の、未、進歩せざるが如く、痛論を試みられたり、貴論明晰、固より、生輩の企及すべ

り(鳥形を、黒板に圖示するものなり)汝等、曾、之を見爲しゝ乎(四)見ましたら(師)何と云ふ名なるぞ(四)はとなり(師)然り、はとなり、然らば、はゝとゝと、字幾つある乎(四)二つなり(師)汝等之を書き與ふ(四)能ふ(師)然らば、試み、之を各自の盤上に書せ、是に於てか、彼等をして、僅等が前に、嘗て未だ於て、習得せし文字を以て、はとゝ書き綴らしむるなり、斯の教授は、所謂開發的のものにして、又、兼ねて、誘出的の有効教授にも、故に、其の學年の上下に論なく、學科の如何を問はず、又、其の程度の高卑に係はらず、常に此の方法に據りて、其の歩を進めん事を要するなり、人或は曰はん、一人にて、一學級を受持つ場合に於てこそ、斯かる手數の教授も、亦、爲し得べけれ、數學級を、擔當する場合に於ては、到底爲し得べき業にあらずと、夫、或は然らん、然れども、斯る場合には、又、自夫に應ずるの方策あるなり、乃、同一の問題を(讀方習字の兩科を除く)同一趣味にて、應力通課する事此なり、豈、何の難か是あらん、況、數學級を擔當すればとて、必ずしも、同時に同一學科を、教授するものに限らざるなや、並に至りて、余は少しく、讀者諸君の、質諒を乞はざるべからざるものあり、抑、余の教授に於ける、卑見なる、序次を立て、綱書を設けて、網羅せんとするには、不完全ながらも、到底數十ページの填充を以て、足れりとせず、然れども、斯る事柄を、本誌上に於て、長論するは、却て本誌發行の主旨に戻るの恐れ無きに非ず、此を以て、余は初より、其の大要を期せしものなれども、尚、以下に於て、算術教授の一例を、概擧せざるべからざるの、止むを得ざるに至れり、蓋、算術の教授は、學科中、最、至難とする所にして、又、兒童の、最、厭忌する所のものなればなり、夫、算術教授に於て、最、忌むべき事は、後に數量過大の問題を課する事此なり、故に、可成數量の小なるものを

きにあらずと雖ども、私に愿ふに、進歩と云ひ、改良と云ふも、之皆、比較的文字に過ぎざるべし、故に、進歩の標準を取らんには、其の現在と、已往との事情を、考察せざるべからず、而して、已往に比して、現在の少なくとも、其の歩の進みしものあらば、即、進歩したりと謂はざるを得ず、此の經法より、立言するときは、今日の監獄の、昔日の牢屋に比して、異なる所なきかと云はゞ、公平なる觀察家は、恐らくは、仝一なりとは、答ふべし、爲、今日の看守が、柱に憑りて、號令を爲すの、不体裁なるもの、之ありとするも、彼の昔日に在りて、囚徒を、御するに、今の如き嚴格なる號令なるものありしや、否や、生は斷言すべし、之あらざりしと、然らば、看守の姿勢に於て、未、亦、問題するありと雖も、其の嚴格なる號令を以て、一統一律し、しかも、部廳に運動せしむるの点に於ては、既に幾段の進歩を加へたりとデは言はず、將、何とか云はん、然れども、余は今日の境界を以て、直に比較なる進歩とするにあらざるも、其の昔日に比しては、遙に進歩せりと云ふのみ、然るに、吳山先生は、敢、此の二進歩を非認せらるゝ、所以のもの、生の、始、解する能はざる所なり、疑ふらくは、先生は、唯、僅に、今日の現狀にのみ、着目して、妄に此の言を爲すの人ならんかな、若、夫、生の疑問の如くならんには、今、少しく、已往現在に於ける、證據の事情を査察推考して后に、戰く所あるも、豈、先生の爲めに、敢、言はしとせんや、世に監獄進歩論を爲すもの、一二にして足らずと雖も、そも進歩を計らんとするには、先、因りて生ずる所の餘弊より、改良を加へざるべからず、若、其の弊を改めずして、獨、進歩のみ、此計らんとするは、恰、和船に對むに、汽船の速力を以てするとゝ、一般にして、其の奏効を見ざるや、識者を俟たずして、知るべきなり、生は、世間此の改良論を后にして、進歩論を先にするもの、多きを、遺憾とするものなり、要するに、監獄の改良は、目下の急務たるも、固より、勿論なりと雖も、其の改良なるものは、制度にあるか、時、律令にあるかと問はゞ、決して、斯の如きものにあらずと云はざるを得ず、何となれば、彼の制度律令、固より必要なるには、相違なしと雖も、皆、之、人を待ちて、始めて、其の効用を收むるものにして、識見なき有するものにあらざるも、知るべし、然らば、何程制度を立派にし、律令を備ふと雖も、此れ、執法者、其の人にして、精選を得ずんば、完備なる律令、立派なる制度も、遂に無用の長物たるに、渥了ぜられんなり、此、生が不肖なも願みず、監獄改良論下に、制度律令を、先にせざる所以なり

然らば、何をか、先に改良せざるべからざるかを斷言するは、少しく憚る所なきにあらずと雖ども、云はずんば、亦、斯道の研究の貴を、免れざるに似たり、依りて、一層の勇氣を鼓して、此に約言せんとす、即、當路者其の人之なりと



官報

◎臺灣現行法令

◎日令第二十一號

臺灣住民刑罰令臺灣住民治罪令臺灣住民民事訴訟令及臺灣監獄令別冊之通相定メ明治二十八年十一月廿日ヨリ施行ス

明治廿八年十一月十七日

臺灣總督伯爵　樺山資紀

●臺灣住民刑罰令

第一章　總則

第一條　此刑罰令ハ臺灣　臺灣島澎湖列島及ヒ附屬諸島ニ住民ニ適用ス

第二條　此刑罰令ノ總則ハ他ノ總則ヲ定メサル諸罰令ニ適用ス

第三條　此刑罰令ニ正條ナキ所爲ト雖モ帝國陸海軍刑法及ヒ普通刑法ニ正條アルモノハ之ヲ罰スルヲ得但其刑ハ輕重ヲ酌酌シテ此刑罰令ノ刑ヲ適用ス

第四條　刑ノ左ノ四種トス

一　死刑　　二　懲役

三　罰金　　四　沒收

第五條　死刑ハ斬首ス

第六條　懲役ハ一日以上十五年以下トシ懲役場ニ留置シ定役ニ服セシム

第七條　罰金ハ拾錢以上千圓以下トス

第八條　左ニ記載シタル物件ハ沒收ス

一　法令ニ於テ禁制シタル物件

二　犯罪ノ用ニ供シタル物件

三　犯罪ニ因テ得タル物件

第九條　罰金ヲ納付スル資力ナキ者ハ五拾錢ヲ一日ニ換算シテ懲役ニ服セシム

第十條　未タ判決ヲ經サル數罪俱ニ發シタル者ハ一ノ重キニ從テ處斷ス一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發シタル時亦同シ

第十一條　教唆者從犯未遂犯ハ正犯既遂犯ノ刑ヲ科ス

第十二條　所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

第二章　犯罪及ヒ刑罰

第十三條　左ニ記載シタル所爲アル者ハ死刑ニ處ス其謀備陰謀ニ止ル者亦同シ

一　內亂ヲ起シタル者

二　政府ニ抗敵スル目的ヲ以テ官吏ヲ殺害シタル者

三　軍隊軍艦々隊軍用船舶官廳ニ對シ謀ヲ結ヒ抗敵シタル者

四　船舶兵器ノ工場船渠艦艦兵器彈藥其他戰爭ノ用ニ供スヘキ物件及軍事ニ關スル道路橋梁河溝港灣森林家屋船舶水道等ヲ毀壞シ又ハ火ヲ放チ之ヲ燒燬シタル者

五　電信ノ器械柱木ヲ毀壞燒燬シ又ハ鉄線ヲ切斷シタル者

六　汽車鐵道又ハ其標識ヲ毀壞燒燬シタル者及ヒ汽車ノ往來ヲ妨害スル爲メ危險ナル障礙ヲ爲シタル者

七　燈臺浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ毀壞燒燬シタル者及ヒ船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ詐偽ノ標識ヲ點示シタル者

八　詐偽又ハ威力ヲ以テ兵器彈藥其他軍用物件ノ運搬及斡旋ヲ妨害シタル者

九　兵器彈藥金銭物件ヲ敵ニ支給シタル者及ヒ軍隊軍艦々隊軍用船舶ノ動靜用軍品ノ集積所等ヲ敵ニ密報シ又ハ敵兵ヲ誘導シタル者

十　間諜ヲ誘導助成シ又ハ隱避セシメ若クハ藏匿シタル者

十一　俘虜ヲ逃走セシメ若クハ之ヲ助奪シタル者又ハ逃走ノ俘虜ナルコトヲ知ヲ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者

十二　軍隊軍艦々隊用船舶ノ標導ヲ爲スニ當リ詐偽ノ所爲アリタル

者

十三　造言飛語ヲ爲シ又ハ喧噪呼號シテ軍隊軍艦々隊軍用船舶其他官廳ノ靜肅ヲ妨害シ若クハ民心ヲ擾亂シタル者

十四　毒物ヲ井泉河流ニ投シタル者及汚穢物ヲ投シ若クハ其他ノ手段ヲ以テ軍用ニ供スル淨水ヲ害シタル者

第十四條　官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害シタル者ハ一月以上六年以下ノ懲役及七十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ官吏ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

官吏ノ職務ニ對シ公然又ハ其目前ニ於テ侮辱シタル者ハ一月以上二年以下ノ懲役及七十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條　囚徒逃走シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

囚徒ヲ助奪シ又ハ逃走セシメタル者ハ六月以上八年以下ノ懲役ニ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條　犯罪人又ハ逃走ノ囚徒ヲ藏匿シタル者ハ十五日以上一年以下ノ懲役又ハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條　官吏ヨリ召喚ヲ受ケ故ナク出頭セサル者ハ一圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　帝國ニ於テ通用スル內外國ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ僞造シタル者ハ死刑ニ處ス其變造シタル者及ヒ白鑞貨若クハ銅貨ヲ僞造シタル者ハ二年以上五年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　僞造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ行使シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役及ヒ二圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條　官印ヲ僞造シ又ハ盜用シタル者及ヒ官ノ文書ヲ僞造シ又ハ變造シタル者ハ六年以上十五年以下ノ懲役及ヒ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　私印ヲ僞造シ又ハ盜用シタル者及ヒ私書ヲ僞造シ又ハ變造シタル者ハ一年以上六年以下ノ懲役及ヒ五圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　官吏ノ職務上ノ訊問ニ對シ僞証シタル者ハ僞詐ノ陳述ヲ爲シタル者ハ一月以上六年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

被告人ヲ陷害スル爲メ僞證シ又ハ詐僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ被告人刑ニ處セラレタルト否トヲ問ハス其刑ニ反坐ス反坐ノ刑ハ情ノ輕キ時ハ前項ニ依リ處斷ス

第二十三條　人ヲ誣告シタル者ハ赤前條第二項ニ同シ

第二十四條　亞片煙又ハ其吸食器ヲ軍人軍屬其他渡來ノ帝國臣民ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス其情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者亦同シ

第二十五條　墳墓ヲ發掘シタル者及ヒ埋葬ス可キ死屍ヲ汚辱シ又ハ毀棄シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役及五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　賄賂ヲ行使シタル者ハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條　人ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第二十九條　人ヲ傷シタル者ハ一月以上八年以下ノ懲役ニ處ス因テ死ニ致シタル者ハ九年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス

第三十條　過失ニ人ヲ傷シタル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス因テ死ニ致シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ一月以上二年以下ノ懲役及五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條　十五歲以下ノ幼者ヲ略取シ又ハ誘拐シタル者及ヒ略取誘拐ノ情ヲ知テ之ヲ收受シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役及五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　婦女ヲ強姦シタル者ハ六年以上十二年以下ノ懲役ニ處ス因テ傷シタル者ハ十二年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス其死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三十四條　人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ二月以上八年以下ノ懲役ニ處ス

第三十五條　人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ四年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス二人以上兇器ヲ携帶シテ犯シタル者ハ死刑ニ處ス強盜人ヲ殺傷シタル者及ヒ婦女ヲ強姦シタル者亦同シ

第三十六條　遺失物又ハ漂流物ヲ收得シ若クハ押藏物ヲ堀得シテ犯匿シ所有主ニ還付セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ懲役又ハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條　人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ証書類ヲ騙取シタル者及ヒ受託物ヲ費消シ又ハ拐帶シタル者ハ一月以上四年以下ノ懲役及ヒ拾圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　職物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ十五日以上三年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條　火ヲ放テ家屋其他ノ建造物若クハ船舶ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

第四十條　火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舍又ハ山林ノ竹木田野竪參若クハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シタル者ハ六年以上十五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十一條　人ノ家屋其他ノ建造物又ハ船舶ヲ毀壞シタル者ハ一月以上五年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條　人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄シタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　人ノ牛馬ヲ殺シタル者及ヒ器物ヲ毀棄シタル者ハ十五日以上六月以下ノ懲役及ヒ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

◉臺灣住民治罪令

第一條　臺灣（臺灣島澎湖列島及附屬諸島）住民ノ犯罪ハ別表ニ定メタル官廳ノ區域ニ從ヒ臺灣總督府法院若クハ其支部ニ於テ之ヲ審判ス但臺灣總督ノ命令ヲ以テ特ニ法院ノ審判ニ付シタル事件ハ此限ニアラス

第二條　左ニ記載シタル犯罪ハ犯罪人所在地又ハ犯罪地ノ憲兵諸隊長警察署長分署長之ヲ審判ス

一　帝國刑法ノ瀆刑罪

二　臺灣諸罰令ニ於テ本刑懲役二月以下罰金三十圓以下ニ該ル犯罪

第三條　陸軍憲兵將校下士ヲ備隊長兵站司令官地方各行政廳長官警部長警部ハ檢察官ト爲テ犯人ヲ搜査シ其證憑ヲ蒐集シテ法院若クハ支部ニ起訴スヘシ

第四條　官吏職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ知リタルトキハ檢察官ニ告發スヘシ

何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ知リタルトキハ檢察官ニ告發スルコトヲ得

第五條　憲兵上等兵及ヒ巡查ハ審判官又ハ警察官ノ命令アルニアラサレハ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得但現行犯ノ場合ハ直ニ逮捕スヘシ

何人ニ限ラス現行犯ヲ認メタルトキハ速ニ檢察官若クハ憲兵上等兵巡查ニ交付スヘシ

第六條　被告人逮捕ノ後審判官ノ命令アルニアラサレハ五日以上留置スルコトヲ得

第七條　審判官ハ事實發見ノ爲メ證人ヲ喚問シ鑑定ヲ命シ臨檢ヲ爲シ家宅ヲ搜索シ物件ヲ押取スルコトヲ得

第八條　審判官ハ職務執行ノ爲メ官吏ヲ喚問シ憲兵下士上等兵及警部巡查ヲ指揮スルコトヲ得

第九條　犯罪ノ証憑ト分ラス又ハ被告事件トナラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ宣告スヘシ

第十條　本刑死刑ニ該ル被告事件ハ總督ノ認可ヲ經テ判決ヲ宣告スヘシ

總督若シ認可セサルトキハ原法衙ニ於テ又ハ法院ニ移シテ更ニ其事件ヲ審判セシム

第十一條　判決書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　被告人ノ住所氏名年齡

二　事實及ヒ判決ノ理由

三　判決主文

四　審判ヲ爲シタル年月日

五　審判ヲ爲シタル法院若クハ支部ノ名稱
六　審判及ヒ書記ノ官氏名
第十二條　判決ニ錯誤アリタルコトヲ發見シタルトキハ審判官檢察官及監獄長ハ總督ニ再審ノ申請ヲ爲スヘシ刑ノ宣告ヲ受ケタル者之ヲ爲スコトヲ得
總督若シ其申請ヲ理由アリトシタルトキハ法院ニ命シテ再審セシム
第十三條　刑ノ宣告ヲ受ケタル者改悛ノ情狀顯著ナルトキハ總督ハ其刑ノ全部若クハ一部ヲ赦免ス

（別表）

法院及支部廳名	管轄區域
本院	臺北縣直轄地及基隆淡水各支廳管轄地
宜蘭支部	臺北縣宜蘭支廳管轄地
新竹支部	臺北縣新竹支廳管轄地
苗栗支部	臺灣民政支部苗栗出張所管轄地
彰化支部	臺灣民政支部直轄地及彰化出張所管轄地
雲林支部	臺灣民政支部雲林出張所管轄地
埔里社支部	臺灣民政支部埔里社出張所管轄地
嘉義支部	臺灣民政支部嘉義出張所管轄地
臺南支部	臺南民政支部直轄地及安平出張所管轄地
鳳山支部	臺南民政支部鳳山出張所管轄地
恒春支部	臺南民政支部恒春出張所管轄地
澎湖島支部	澎湖島廳管轄地

◉臺灣住民民事訴訟令

第一條　臺灣（臺灣島澎湖列島及ヒ附屬諸島）住民ノ民事訴訟ハ別表ニ定メタル管轄區域ニ從ヒ臺灣總督府法院若クハ其支部ニ於テ之ヲ審判ス
第二條　審判官ハ地方ノ慣例及ヒ條理ニ依リ訴訟ヲ審判ス
第三條　原告及ヒ被告ノ自ラ訴訟ヲナス可シ但審判官ノ許可ヲ經テ親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人訴訟補佐人ト爲スコトヲ得
第四條　訴ノ提起ハ訴狀及ヒ其副本ヲ法院若クハ支部ニ差出シテ之ヲ爲ス
訴狀ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一　原告及代理人ノ氏名住所年齡
二　被告ノ氏名住所年齡
三　要求ノ事物
四　要求ノ事實及理由
五　立證
六　年月日
七　原告及ヒ代理人ノ署名捺印
第五條　審判官ハ訴狀ヲ審査シ若シ受理ス可カラサルモノナルトキハ之ヲ却下スヘシ若シ訴ヲ受理シタルトキハ訴狀ノ副本ヲ被告ニ送付シ相當ノ期限ヲ指定シテ答辯書及ヒ其副本ヲ差出サシムヘシ
第六條　答辯書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一　原被告及ヒ代理人ノ氏名住所年齡
二　答辯ノ事實及ヒ理由若シ反訴アルトキハ其事實及ヒ理由
三　立證
四　年月日
五　被告及ヒ代理人ノ署名捺印
第七條　審判官ハ答辯書ノ副本ヲ原告ニ送付シ其期日ヲ定メ口頭辯論ノ爲メ原被告ニ出頭ヲ命スヘシ
第八條　口頭辯論終結シタルトキハ審判官ハ左ノ事項ヲ記載シタル判決書ヲ以テ判決ヲ言渡スヘシ
一　原被告及ヒ代理人ノ氏名住所年齡
二　事實及ヒ爭點ノ摘示
三　判決ノ理由
四　判決主文
五　審判ヲ爲シタル年月日

六　審判ヲ爲シタル支部ノ名稱及ヒ審判官ノ官氏名
第九條　口頭辯論ノ期日ニ原被告共ニ出頭セザルコトアルモ審判官ハ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得
第十條　審判官ハ證人參考人鑑定人ヲ召喚シ臨檢ヲ爲シ物件ヲ差押ヘ停止命令ヲ發シ保證ヲ立テシメ其他便宜ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第十一條　審判官ハ職務執行ノ爲メ陸軍憲兵下士上等兵警部巡査ヲ指揮スルコトヲ得
第十二條　判決ノ執行ハ之ヲ求ムル者ノ申請ニヨリ審判官判決謄本ニ執行文ヲ付シ憲兵下士上等兵又ハ警部巡査ニ交付シテ實施セシム（別表）ハ治罪令ノ中ニアレハ略ス

◉臺灣監獄令

第一條　監獄ヲ別テ左ノ三種トス
一　留置場　刑事被告人ヲ一時留置スル所トス
二　未決監　刑事被告人ヲ拘禁スル所トス
三　既決監　懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
第二條　未決監ハ法院及ヒ其支部所在地ニ置キ留置場ハ各憲兵隊及ヒ警察官署内ニ置ク
第三條　監獄ハ民政局長ノ監督ニ屬シ其所在地行政區長官之ヲ管理ス
但シ憲兵隊ニ於ケル留置場ハ憲兵隊長之ヲ管理ス
第四條　監獄ニ關スル規則ハ民政局長總督ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

○敍任及辭令

陸軍高等官六等　山梨縣典獄從七位勳六等　井上眞平
陸軍高等官七等　島根縣典獄正八位　山上義雄

東京集治監書記　廳立　安之
京都府大阪府和歌山縣監獄署へ出張ヲ命ス
仝　書記　小林益三郎

福嶋縣宮城縣監獄署及宮城集治監へ出張ヲ命ス　仝　書記　安田藤重
三重縣淺賀縣奈良縣監獄署へ出張ヲ命ス　仝　看守長　中川新次郎
神奈川縣靜岡縣愛知縣監獄署へ出張ヲ命ス　仝　看守長　十河政之
栃木縣群馬縣長野縣監獄署へ出張ヲ命ス　仝　監獄醫　安田有秋
千葉縣埼玉縣岐阜縣監獄署へ出張ヲ命ス　仝　教誨師　個離見
山梨縣福島縣茨城縣監獄署へ出張ヲ命ス　熊本縣看守部長　緒方正夾
任看守長月俸拾貳圓給與　北海道縣看守　清野誠旨
仝　佐原義春

職務格別勉勵ニ付慰勞トシテ金三圓給與　仝　看守　澤田爲次郎
職務格別勉勵ニ付慰勞トシテ金貳圓五拾錢給與　仝　看守　佐々木安眞
仝　堀内豊吉
仝　田口鐵助
仝　佐々木万一郎
仝　河合菊太郎
仝　山田力之助
仝　岡谷勝重
仝　女監取締　模本セキ
仝　江南ユウ
仝　教誨師　片桐利譯
非職當林主事　伊集院藤七

職務格別勉勵ニ付慰勞トシテ金貳圓給與
月俸拾五圓給與
任茨城縣看守長給十級俸

監獄署土浦支署詰ヲ命ス　茨木縣看守長　大沼正長
依願看守ヲ免ス　秋田縣看守　林定憲
秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所授業生ヲ命ス　柏安治
依願看守ヲ免ス　秋田縣看守　鈴木忠藏
看守教習所科程卒業月俸八圓給與　秋田縣看守　樽野直彌
依願看守ヲ免ス　秋田縣看守　秋元彌市
看守ヲ免ス　仝　川部泰三郎
秋田縣看守　船木簗吉
仝　仝　土岐勝彬
仝　仝　河野道教
仝　仝　本間長士
仝　仝　大窪市太郎
仝　仝　簗宗祿
看守教習所科程卒業月俸八圓給與　仝休職看守　田口兵治
復職ヲ命ス　田畑仁藏
村井看三
秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所授業生ヲ命ス

●精勤証書授與

○秋田縣ニテハ、左ノ如ク、看守精勤証書ヲ授與セリ

看守　荻原政信
仝　三浦小太郎
仝　阿部泰藏
仝　谷々簗藏
仝　笹山莊治
仝　脇坂安恒

各地往來一束

●一月十日、宮城縣大木書記ヲ、友田監獄醫ニ、監獄視察トシテ、福島縣及埼玉群馬栃木福島ノ四縣ヘ、出張セリ

●一月十三日、岡山縣監獄書記和田宗賴氏ハ、三池集治監、及、大分縣監獄ヘ出張セリ

●一月廿日、手塚檢事正ハ、滋賀縣監獄署ヲ巡視セリ

●一月廿四日、李俊錄氏ハ、從者二名ヲ隨ヘ、午前九時ヨリ、巢鴨監獄支署ヘ赴キ、在監者ノ實況ヲ、視察シタリ

●一月二十六日、島根縣典獄山上義雄氏ハ、京都大阪兵庫ノ二府一縣ヘ、出張シタリ

●茲ニ、上京ノ北海道集治監典獄石澤謙吾氏、及、同十勝分監長八田鐵明氏ハ、諏訪書記、並ニ重木看守長ノ兩氏ヲ隨ヘ、二月二日出發歸任セリ

●一月二十五日、上京ノ大阪府典獄小林三郎、及、同月廿六日上京ノ、岩手縣典獄小林清三ノ兩氏ハ、二月三日出發、歸任セリ

●二月三日、上京ノ、兵庫縣典獄櫻井高尙氏ハ、十三日歸任セリ

●二月十一日、京都府典獄六角耕雲氏ハ、上京セリ

彙　報

●本縣監獄囚徒作業の景況　本縣監獄在監の囚徒が日々作業して得る所の收入ほ去る明治二十五六年度に在りては老若男女を通じて一囚人一日平均壹錢七八厘に過ぎざりしが現任典獄櫻井高尙氏が長野縣より轉任し來りし以來諸般の事柄と作業上の改良に銳意熱心し殊に作業上に就ては懲戒と收入の多きものを擇びて服役せしむるの方針を採り種々經驗改良したるの結果今日に於ては一囚人一日平均三錢七厘を得るの良成績を得るに至りたり今之を他の近府縣に於ける成績に比するに悉く其の下位にあり現に大坂府の如きすら一日平均三錢なりと云ふ因に記す目下作業の主なるものは瓦通、燒寸小廻の原材製造、紙漉、煉瓦製造等なりと

（明治廿九年一月廿日山梨日々新聞）

●監房改築の急務　別項に見ゆる如く今回來峽の浦監獄課長は現職に歸着する以前は警察事務の調査に從事したることありて是等の事務には鉄道熟練の如きは勿論なれども構造不完全の爲め逃走監獄行政の充分ならしむる能はず併し構造の不備は獨り本縣に限らず全國各府縣とも雜居房の組織にて分房制にあらざる爲め監獄署は寃から惡事學校なるかの如き觀なきにあらず然れども是は畢竟構造の不備に由るものなれば之れが改築の急務たる固より論なし而して地方の狀況に察すると監獄費國庫支辨云々を以て新築を躊躇する傾きあり是れ尤も謂はれなし何となれば國庫支辨は到底近年の中に望むべからざるなり故に地方經濟の小難か忍んで完全なる構造とせなし罪惡の根本を滅するの手段を急行するに若かず云々此德獄來の實例を引き來りて種々說話する所ありしと

（明治廿九年二月一日東北日報）

●小泉典獄の勤勉　宮城集治監に於ては先に看守訓練場の開場式を擧行せしが爾來小泉典獄は日々擊劍場に於て教授の傍ら二三時間づゝ其養成に着手しつゝありと同監の改良他日を期して見るべきものあらん

（明治廿九年二月四日德島新報）

●看守會　德島監獄にては今度看守會なるものを創設し會長には仝署第二課長を宛て會員は看守一同を以て組織し之を甲乙兩部に分ち毎月第一第三日曜日の午後に開會し諸規則及實務上の事項を研究し典獄より の諮問案及會員の提出に係る問題を考究する筈にて既に一昨日の第一日曜日に其の初會を開きたりと

（明治廿九年二月十日讀賣新聞）

●巢鴨の監獄（愚案外史）　生れてから監獄といふものは猛々嚊齊の畜で見たばかりの僕ほどんな可恐い可怖い可獸な所かと見たくもあり見たくもない心を叙せて人車を巢鴨に向けると押丁に送られて今放免されたばかりと思はれる片目で加も跛足の男に大塚の途上で出會つた時は所謂監獄日和の深々した空は今にも雪を墜しさうで加も執拗な朔風は呼嘯塞らせて一種不可思議な感想は僕をして再び其男の可獸しい物悽い顏を凝視る勇氣を失はしめたが人車は漸く進むで遂に監獄署の雙に角張つた屋根や見上げるほどの煉瓦の塀や鈎縄を伏せたやうな高見張を望むだ時は胸先が何時の間にか逆いて來るやうで聽て感かましい鉄門の前で車を下りて窮屈な低い入口を潜ちうとして誂つて貰つた背廣を打つたが何故かそれほど疾痛も覺ゑず頭の禿げた腰の曲つた樣めて實直らしい受附に案内されて座接所に通ると此室の硝子戸の内面にまで鉄の線が入つて居るのを見て聖立つ胸は僕の腰を椅子に凭らしめなかつたが署長室に導かれて署長丸山幸之助氏に面會した時はどんな可恐い可怖い可獸な人かと思つて居たのと全く反對して寔に温和な親切な好もしい人だつたので胸の有耶無耶も全く洗ひ去られて聽て其人の

案内で病監を覗て醫薬其他の行届いて居るのに呆れて聖徳は恁る罪人にまでも及ぶと嬉しくなつて試に監房の中へ入つて見た時は其所の此色の中で一番可恐い可怖い可厭な處であるのも忘れて了つて何あに牢獄や一年位なら入つて見ても可いぢやろか入つて見たいといふ氣になつた

つひ此維新頃までは隨分囚徒を嬲つたり罵つたり叩いたりした事もあつたさうだが近來では叩くどころか實に撫摩るほどの待遇であるが是れに附けても人間は惡事を働いては濟むまい

然るに僕の覗た時期明治二十九年一月十五日現在の囚徒は此巢鴨ばかりでも實に二千二百六十九人を數へたので濱の眞砂と比べた五右衛門の先見の申れるのも日惜く果ては情けなくも思ふ

朝は味噌汁晝は香の物に何か最一種煮染と言つたやうなものを添へて夕は香の物に何か最一種煮染と言つたやうなものを添へて一週に一度は魚類か肉類が喰べられて寢るには温い布團もあるから中々裏店住民などの及ぶところでは無いが其代り此處の人間は全く天賦の自由を束縛されて居る口を利くのも手を動すも全く命令的で甚しきは小便を爲るまで勝手には出來ない天賦の自由を束縛されるほど切ない辛いことの無いのは此處へ來て囚徒の何處となく色澤の失せた面色と生ぜとして居ない動作とを見ても能く解る

囚徒の自由は絶對的に束縛してどんな無智蒙昧な獣でも自由を束縛されるほど切ない辛い苦いことはないのを充分に知らしめて再び監獄に來まいといふ念慮を起させるのは懲戒法の最良手段であると僕は信ずる

監獄醫長の語るところに因ると普通の患者と違つて病氣の種類で房を分つことが出來ないから何うしても充分の治療を施す譯に行かないと愚痴を零したが成程是れは道理でもあらうが甚しき臭氣が廊下を通る僕の鼻までを衝いたので其處の窓を啓けたら何うだと醫長は看守を顧みて注意したほどであつたが是れほどうとか工風のないものか未だ掃除を爲ない前だとの斷りはあつたが已決監の監房へ入つた時も一種の臭氣には辟易した天井は見上げるほど高くて廣さも八疊位は敷けるほどであつて其臭氣は辻雲隠へ入つたよりも甚しかつたが寒い時しさへ此通りであるから暑い時はどうであらうか監獄に傳染病の流行するのも無理は無いさまでに思つた

窓が小さ過ぎるので監房の中が暗くて囚徒の健康を害しはせぬかと同行の岡田刑法氏は言つたが成程少し閉過ぎるやうだが餘り明くすると肝腎の婆娑へ出た時青天白日の身さいふことが出來なくなるだらうと僕は笑ふ

監房の錠は頗る工風を凝らしたもので是れではどんなことを爲ても内から啓きさうにもないが非常の際には速に啓かなければならないものだから唯嚴重さへ嚴重であれば可いといふだけではないので監獄學者は此錠の爲に夥からぬ苦勞をすると是れも同行の佐野監獄氏は嘆いたがじやうの爲に苦勞するものは豈啻に監獄學者のみならんやと言ふと何うやら謎らしくなる

病監の隅の屍室に三個の棺桶が揃つてあつて三本の木標が入口に立掛てあつたのを見た時は惡人でも死ぬ時の苦痛は同じことで何樣手當が行届くと言つても親戚の温い柔い看病を受けるやうな處には行くまい自業自得とは言ひながら如何にも可哀想なものだと漫に泪を促して來たが何なる惡人でも死ぬ刹那は善心に立返るものか矢張惡心のまゝで土中へ埋つて行くものか疑問は嘸なく僕の胸中へ浮んで來た

（未完）

出獄人保護事業問答

大日本監獄協會　佐野倚寄稿

問　今般我政府發布せられたる新監獄則を一讀するに從前の別房留置の項を削除せられたり右に付ては內務大臣より各府縣の知事へ出獄人保護會社設立の擧を勸誘せられたり聞く異して眞說なるや否

答　眞說ならん

問　今日各府縣に設立しある出獄人保護會社の狀態を聞くに往々逃走者ある由右は如何なる理由なるや

答　其は組織の宜しきを得さるものあるに依る事と思考す

問　然らは貴店の考へには其組織を如何にせんとするや

答　余も此方法に就ては種々に考へを盡くし又歐州各國の保護會社規則を調査せしに其の方法區々にして直ちに採て以て之を本邦に適用するに足るものあるを見さるなり然りと雖とも之に就ては余も亦た聊か意見の有るあれは請ふ之を左に陳へん

先つ出獄人を甲乙の二部に區別す先つ保護會社の役員中に監獄巡回委員なるものを設け每月一回つゝ監獄を巡回せしめ各監獄中出獄の期に近き囚徒に就き親しく汝出獄の後我社へ

引受け正業の資本を得るの方法を授けんとする等の事を話して能く本人に會得せしめ其の入社を希望する者は出獄の上直ちに本社に引受けて保護を與ふ其際典獄より本人在獄中の行狀錄等を請ひ受け而して典獄よりその感化遷善せる旨を証明するものは甲部に入れ典獄に於て未だ十分の感化遷善を保証せざるものは乙部に入れしむ其の甲部は晝夜雜居せしめ早く正業に就き得へき工業を授け速に社會の信用を得せしむるを目的とす又乙部は夜間分房晝間雜居として工業に就けしめ早く甲部に入るを目的とせしむ乙部の取締は甲部よりは嚴格にし敎育と敎誨とを一日二回ばかりも施す事にせは逃走者は有らざるべしと思考す今日一二出獄人保護會社の規則を見るに感化遷善せると否との區別を爲さずして雜居と爲せるものゝ如し斯くの如くんは人心改良とはならずして却て惡事の傳習場たるか如き結果を生するに至らん以上余の陳ふる所の如き組織とせは其の多くの資金の要するは勿論なりと雖とも苟も出獄人保護會社を設立する以上は決して資金を吝まず十分完全なるものを設け餘り儉約を爲すを欲せざるなり何となれは出獄人保護事業に於て儉約したる金は自然監獄費に費すに至るを以てなり其は出獄人保護會社組織の完全ならざるか爲め逃走したる者は復ひ監獄の厄介と爲り車輪の轉々端なきも同一の理なれはなり然るに方今の有樣を見るに世人多くは罪者の豫防費なとを出すに冷淡なるものゝ如し是は俗に所謂一文惜みの百損な

るものと思惟せり

問　歐州にては出獄人保護會社の資金は如何なる方法を以て募集するや

答　歐州は慈善家に富みたる國なれは義捐金と政府の補助金とを以て成立する仕組なり而して其の政府より補助する金額は一會社に付僅々百圓或は二百圓位に止まれり獨りベルギー國は諸罰金を以て之に充つるの方法なり是れ余の最も贊成する所なり

問　東京の如きは出獄人保護會社は一ヶ所にて足れるや

答　否な東京程の大都府にては一監獄に付き一會社も設けさるへからすと思考す

問　一監獄とは鍛冶橋本署、石川嶋分署、市ヶ谷分署及び集治監の如きを云ふなるや

答　然り然りと雖とも必す一監獄に付き一會社を設立せさるへからすと云ふに非す先つ斯くの如き体裁にて澤山に設立するを可とすと云ふの意なり

問　然らは一會社に付幾人位を保護するの目的なるや

答　余の意見は一會社に於て多人數を保護するを欲せす故に斯く澤山に保護會社を設けんとするなり歐洲の監獄は其の在監人の最も多き者も六七百人に過きさるを可とすると聞く御承知の通り人間の能力は分量の有る者にして一人の腦力を以て澤山の人の取締を爲すは甚た困難の事たり況んや保護事業の如きは最も困難なる者なれは成るへく人數を少なくし十分

の感化力を施すを可とす加之諸種の保護場を設くるときは諸種の義捐金を募るにも亦た容易なりとす何となれば義捐金者の種類に依りて何某か寄附するを以て彼者と同一に寄附するを欲せずなどゝ云ふ者ありて寄附金募集上往々困難の實例あるに非ずや

問　其の感化教誨法は儒教を用ひんとするや宗教を用ひんとするや將た耶蘇教を用ひんとするや

答　貴君の御問ひある實に尤もと云ふべし是れ余か前に澤山の保護場を設け義捐金の募集を容易にせんと言へるの目的は即ち玆に在り例へは耶蘇教の人か寄附すれは佛教家は寄附せずと云ふ樣なる宗教上の嫌ひありて到底會社の成立するを望むへからす故に各々其宗門に於て設くるか如くに各種の義捐者各々相集りて設立することを尤も望む所なり

問、保護會社は東京市内に設けんとするや將た市外に設けんとするや

答　市外に設けんとするなり之と市内に設くるは監獄學者の甚た忌む所なり

問　市外とは人家遠隔の所に設けんとするなるや

答　此の場所の撰み方に甚た困難なるものにて成るべく人家に遠く而して停車場若くは街路に近くして運搬に便利なる所を良とす

問、職業は如何なる事を授けんとするや

答　余の考へにては保護會社を近方に荒蕪地ある所に設け以て其地の開墾に從事せしめ傍ら工業を授けんと欲す

問　總ての被護者をして開墾と工業との兩者に從事せしめんとするや

答　否な斯くの如きは決して行はるゝものにあらず開墾の業は前に所謂乙部の者に從事せしめ工業は甲部の者に從事せしめんとするなり

問　被護者在社の期限は如何せんとするや

答　期限を定めさるを可とす然れとも被護者をして失望せしむるの憂もあれは先つ三四年と定め置くも可なり

問　諸會社若くは一己人より傭入を請ふものあるときは之を許すや

答　其は大眼目の事たり諸會社若くは一己人より傭入を望む者あれは會社に於て保証人と爲り被護者に關する一切の損耗を負擔し通常の奉公人口入所よりも尚ほ一層慥かなる保証人に立ち傭先視察人とも云ふべき役員を設け時々奉公先きを巡回せしめ少々の過ちあるも直ちに引取る位に爲さゝれは社會の信用を失ふて被護者の被傭口を失ふの理なり故に會社は諸監獄の信用を得兼て社會の信用を得るを以て主意とす

問　保護會社は利益主義にして資本を增加せしめんとするや

答　余に資金を増加するの目的に非す故に資金の有る限りは之を保護上に費すを各まさるの考へなり何となれは保護會社をして利益主義ならしむるときは會に人心改良の目的を達するを得ざるのみならす却て不良者を生するの憂あるを以てなり

問　出獄人保護會社の役員には如何なる人を採用せんとするや

答　此の事業は監獄事業と殆んと相等しき困難の事業なるが故に余の考にては看守等の免非者を採用せんとす

問　其は如何なる理由なるや

答　余の考へは常人は囚人取扱上不熟なれは成るへく實地取扱に熟練せし者を用ひんとするの意なり

問　然らは其は總ての役員に看守等の免非者を用ひんとするなるや

答　否な庶務會計等の役員を除くの外なり而して會長には成るへく典獄若くは名譽ある人を用ひんとす

問　前に質問すへきの所謂らす質問は迚に渉りたれば今此に質問せん其は被護者にして逃亡する者あるときは如何なる方法を以て之を捕縛せんとするや

答　余か前に陳へたる所の豫防法を施すには先つ逃亡者を生する憂なしと信すと雖とも囚人の情

たるや恰も飼養する所の鳥獣と同一にして社會の空氣に呼吸せん事を思ふの念慮は寸時も胸裏を離るゝことなし故に保護場に來れは第二の監獄に來りたるの思ひを爲し逃走する者あるやも計り難し故に當初典獄より被護者を引受くるときに於て本人の前過錄の如きものを製し置き若し逃亡する者あるときは之を各警察署に廻し以て捕縛の手段を爲さんと欲するなり

問　自由人民と爲りたる放免者をして囚徒の如き嚴重の取扱を爲すは不可なるなからんか

答　其は固より惡し故に會社に引受くるとき本人と契約を結ひ社則を犯したるときは斯く斯くの罰を與ふる旨を言渡し而して本人得心の上に於て會社に引受くることゝせんと欲す故に其の約束したる丈けの取扱を爲す以上は決して不可なることなしと思考す

問　放免囚にして入社を望む者は如何なる者にても悉く之を許さんとするや

答　然り悉く之を許さんと欲す然りと雖とも虚弱なる病者の如きは保護會社に入れすして貧院に入るへきものなれは病者の如きは引受けさるを至當なりと思へり其他の者にして壯健なる者は悉く引受け之を感化感正するを以て保護會社の本分なりと思考す種々の保護會社規則を見るに或は不行狀なる者の如きは引受けさるの組織もあれとも余の考へにては斯る不行狀の者の如きを引受くるこそ保護會社の本分なるへしと思惟せり何となれは再犯囚と爲

る者は品行方正なる者には極めて少くして不行狀なる者無智なる者に多ければなり

問　貴答の如くせば保護會社事業は頗る困難なるへしと思はる如何

答　然り固より該事業は監獄よりも困難なる事業と思ふ余の所謂保護會社は感化院をも兼用する位に爲さんとする心得なり何となれば保護會社なるものは固と罪者豫防の目的より生したるものなれば保護のみに汲々せすして旁ら矯正の法を施さゝれは罪者豫防の本分を盡さゝるものとす余思ふに保護會社は抄返紙業と同一のものなり何となれば監獄は反古問屋にして典獄は反古問屋の親方の如く、反古は反古、塵は塵と各之を撰り分け再ひ社會の用に供せんとするの職務なり保護會社なるものは反古問屋に於て未た社會の用に供し得さるものを及ひ抄返し得さるものとを引受け以て抄返しを爲すと同樣の事業なりとす

問　其は保護會社に於て如何なる方法を以て抄返しを爲さんとするや

答　前に既に答辨せしか如く被護者を甲乙二部に分ちて感化矯正の方法を施さんとするなり

問　然らは抄返しの原品を調査する者即ち評議員の如きものを設くる方可ならんと思考せらる如何

答　固より其評議員は設くるを可とす其評議員ありて始めて保護會社の目的を達するものとす

問　其評議員には如何なる人を用ひんとするや

答　評議員は種々の人物を以て之に充てんと欲す今之を例せは學者、當局者及ひ農工商の實業者に依頼せんと欲す就中工業請負を業とする如き者を最も必用と思考す何となれは甲部の被護者を社會に出さしむるの便を得るものあればなり

問　前に被護者は單に工業に就かしめんとするの旨の御答なりしか其は如何なる種類の工業に就かしめんとするや

答　工業に就かしむるは甚た困難にして東京の如きは何業に就かしむるも其製造品の賣捌口に乏しからさるも地方に於ては賣捌口に甚た困難するものあるを見る然れとも余の考へには勉めて被護者の將來を慮り其天性と其地方の形況とに依りて其業を撰ふを可とす是れ前に既に答へたる通り學者、當局者及農工商の實業家を以て評議員たらしむるを要する所以なり何となれは實業者に謀らされは我等の如くテーブル上の論者のみにては甚た困難なるものあるを以てなり

問　被護者は男女老幼を論せす入社を許さんとするや

答　實は男女、未丁年者等其れ々々に區別を爲し各々一會社を設くるを以て適當とすと雖も日本の今日に在りては右の如く各〻一社を設くるを得され一社中に區界を設け以て之を入るゝの外なく歐洲の保護會社を見るに丁年以上の者は十中の二三にして未丁年者甚多し故に

会は日本の今日に在つては保護會社は保護、感化兼帶の性質を以て設立せさる可からすと思考すれ余か以上の答辯中往々感化院の性質を帶ふるものなる所以なり

問　被護者をして社外の業に就かしめんとするには其被護者は職工仲間などと交際上に於て不都合の點あるは豫め想像するに足れり依つて其れか爲めに安んして業に就くを得さる如きことなきを保すへからす就ては其被護者たることを雇主の他職工等には知らしめさるの方法は無や

答　此方法には余も大に困却を究め會社より直ちに雇入の方へ遣らすして前に謂ふ所の評議員等を以て下引請と爲し評議員より口入せしめ成るへく雇主と契約を爲して其被護者の保護會社より來りたる者なることを職工仲間に知らしめさるの外良法なしと信せり

問　歐洲の保護會社資金の事は前に既に聞きしか今我國にも保護會社を設けんとするには其資金は如何にして募らんとするや

答　當今我政府に於ては未た歐洲の如く扶助金法の設けあらされは義捐金の外には資金を募るの良法なしと信す故に前にも答へたるか如く各種の義捐者を以て各種の保護會社を設くるの必要ありと思考す

問　然らは今日の日本にては政府より補助金を受くるを得さるや

答　余思ふに保護會社の仕組と方法とに依りては地方より或は補助金を受くるを得るの場合もあらん然れとも此は甚た困難の事ならん東京の養育院の如きは以前に在りては宮内省より補助を受けたることもありしか今日は東京府會より東京市會へ引渡すと聞けり然らは東京市の如きは其養育院費中の幾分を保護會社に請ふことを得るやも計り難しと雖とも此は今日に於て明言するを得さるなり

問　被護者在監中の貯金は如何せしむる見込なるや

答　勿論保護會社に請取り之に利子を附し退社の時に就業の資金に充てしめんとす

問　然らは被護者にして其貯金を會社に預くるを欲せさる者あるときは如何するや

答　成るへく說諭を加へ其使用の正當なるときは之を許すも不當なるときは強て會社に之を引受くるの方法と爲さんと欲す

問　被護者の逃亡せし者を警察署に依頼して捕ふるときは如何なる處分を爲すや

答　前にも答ふる如く犯罪者は斯く斯くに處罰すへしとの約束もあれは輕き者は二三日間謹愼室と名つくる房に入れて之に教誡を施さしめ又重き者は三四日間回想室と名つくる房に入るゝことを得る樣に相成たし此回想室なるものは監獄に設けある暗室に等しきものにして稍〻其れより寬なるへく謹愼室なるものは監獄に在る扉禁室に等しきものにして稍〻其れ

より完全なるべし斯くの如き法を施さゝれは國化の効は到底行はるゝものにあらすと思考す
吾は稍〻過激なるか如しと雖とも逃亡する如き者は固と懶惰の者なれは斯くして懲戒を施すは最も必要の事と思考す

明治廿九年二月十五日發行
大日本監獄協會雜誌第九十三號附錄
發行兼編輯者　佐野倘
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所

明治廿一年本社創業以來明治廿六年度迄ハ毎ニ報告セシガ今明治廿七年度並廿八年自四月至十二月迄計上ノ精算並成績左ノ通報告ス

但廿八年ヨリ歴年度ヲ以テ收支ノ精算ヲナスヿトセリ

明治廿九年二月　靜岡縣出獄人保護會社

明治廿七年度收支精算報告

一金四百六拾八圓八拾參錢七厘　收入金

內

金貳拾七圓六拾壹錢參厘　前期繰越金
金七拾七圓　義捐金
金百六拾五圓　公債証書利子
金百九拾九圓貳拾貳錢四厘　雜收入

一金四百拾五圓拾七錢五厘　支出金

內

金貳百六拾貳圓參拾參錢五厘　會社經費金
金五拾參圓貳拾五錢壹厘　工業費

金九拾九圓五拾八錢九厘　　諸雜費
差引
金五拾參圓六拾六錢貳厘　　翌年へ繰越金

明治廿八年自四月至十二月收支精算

一金參百貳拾參圓參拾八錢參厘　　收入高
內
金五拾參圓六拾六錢貳厘　　前期繰越金
金拾貳圓　　義捐金
金百六拾五圓　　公債証書利子
金九拾貳圓四拾七錢六厘　　雜收入
一金貳百六拾五圓六拾貳錢壹厘　　支出ノ高
內
金貳百九圓四拾貳錢五厘　　會社經費金
金五拾六圓拾九錢六厘　　雜費

差引金五拾七圓六拾六錢貳厘　　翌年へ繰金
明治廿一年三月本社創業以來明治廿八年迄ニ於テ保護ヲ與ヘシ人員並成蹟左ノ通
一總員九十六人
內
自活ノ途ヲ就キタル者　　四十五人（男三十九人 女三人）
保護中逃走セシ者　　三十八人（男三十七人 女一人）
內男十六人ハ再ヒ犯罪入監シ他ハ行衛不明
改心ノ見込ナク保護ヲ解キタルモノ　　七人
內三人再ヒ犯罪入監セリ
保護中病死セシ者　　二人
目下保護中ノ者　　四人

明治廿九年二月十五日發行
大日本監獄協會雜誌第九十三號附錄
發行兼編輯者　佐野尙
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所

摩ありい、訶あぺんたあ嬢編著

附錄

監獄階級法

（本冊錄は完結の上合綴するに便ならしめんため其丁付を本冊と聯續に爲せり）



体に於て、最も須要欵く可からざる事項と信ず

各囚人の毎月得べき票点の確定數は九なりとす、之を三の主要ある部分に分つことを得、乃(三點)獄則謹守、詳言すれば規律確守品行方正なるに在り、(三點)學業、之を詳言すれば注意並に發達に向つての希望若しくは學事の勉勵是なり、然れども、是才能の尊度に非ずして唯學事の勉勵のみに在ることを注意せざる可からず、故に如何なる無智の人と雖も敢て之を適用するに苦しまざるべし、例へば習字の科目に於て熱心に勉強する所の者は、其確定票点を得ると雖も他の十分に讀書し能ふ所の者、却て之を得る能はざるの事實あるべし、該票点は三点二点一点の三段に分ち各三点を以て最高点とす、尚他の一は(三点)作業なりとす、乃工業に於ける實際の勉強にして熟練にあらざるなり

之を約言すれば三の要項は獄則謹守學校及作業なりとす、而して各囚人は其禁錮間假出獄票に向つて定められたる或一定の減輕を得るに至る迄、其票点を得ざる可からず

是れ乃囚人の入監したる後に當つて須く注意すべき要件なりとす、若囚人にして或一定の時間に於て十分に票点を得る能はざれば、自己の過失なるを以て速し能ふ迄抑留せらるゝものとす、今三年の懲役刑の宣告を受けたる囚人に就き

て例を採らむか、彼は其の記錄に於て中間に入るの前第一級に在つて所得九十点を顯はさゞる可からず、若彼にして其所得の点數を得るの期間通常の時期より如何に長しと雖も其の之が爲めに中間獄に入るゝの容假を得る能はざるべし、是全く自己の過失にして他人の與り知らざる所なればなり、而して尙彼は其刑期の割合に應じ或一定の期間中間獄に止まらざる可からず、故に此自己の過失は獨中間獄に入るを猶豫せしめたるのみならず、尙又假出獄票を得るの道を遲延せしむるものなり、而して其の割合は各刑期に依て定むるものとす、今若吾人は宣告を受けたる幾多の囚人に就きて綴密に調査する所あらむには忽假出獄票を得たる囚人を發見することを得べし、是等の者の減輕を受くるに至りたる迄の期間は如何に該制度の效果を奏したるかを知るに餘りあるべし、何ぞ今少し段級に就きて說明する所あらむと欲す

スパイク島に在つては段級を分て四となす、乃第三級第二級第一級最上級（又はA級と謂ふ）とす、この最上の級は二年若くは三年間抑留するものにして之を稱して「模範級」と名づく、然れども予輩は模範なる名稱は囚人に向つて適用すべからざる語句なりと思惟す、故に現今に在ては唯最上級と稱するのみ、彼等囚人は二月にして第三級より第二級に昇級することを得べし、先彼等は分房獄を離れたるときは

書籍豫約出販廣告

内務大臣子爵野村靖閣下題辭
内務省警保局長小野田元熙君序文
内務省監獄課長法學士浦太郎君序文
内務省警保局監獄課長坪井直彥君合著
内務省監獄課印南於菟吉君著

看守服務要綱　全壹冊

豫約實費一部金貳拾八錢　假綴の分貳拾參錢（但遞送料共）

著者は今日看守教習の方法一定せざるを慨き僅々二ケ月の日子を以て容易に治獄の本領を會得せしめ難きを曉り本書を著述したるものにして題して看守服務要綱と請ふと雖も書記看守長監獄醫教誨師女監取締押丁授業手等の職務に關する事項は殘る隈なく網羅し所謂學理と經驗とを融和したるものにして之れに依て專ら法規の運用を敏活ならしめ過囚の要領を提げんとを主としたるなりその第一編には看守の身分に就き必要なる事項を概述し第二編には勤務の方法過囚の理術及日常服務すべき實際に就きて詳論し第三編には必要なる法律規則を摘抄し其對照に便ならしめ記事は極めて明晰にしてまた文意平易、一讀以て監獄事務の何たるやを知り再讀以て治獄の運用行刑の秘訣奥義を究むることを得寔に一般監獄官吏の精讀すべき良書なりとす
若し夫れ本書の價値、冊子の体裁如何等に至つては追て敬厥の上讀者諸士の高評に任すべく今日に在ては唯左

紙數六百頁餘
クロース綴金字入、洋裝美本
竪五寸橫三寸八分（携帶の小冊子）

の目次に依て高察を仰ぐの外なし

豫約御申込の諸士は豫約申込手續御熟覽の上可成速かに本會に御申込被下度候

明治二十九年一月

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會

豫約申込手續

一御申込は來三月二十日迄にして御署員中の分は主任者を定められ申込送金は總へて該主任者に於て御擔當の事

一申込所は大日本監獄協會とす

一製本は御申込の順序に依り三月三十日より發送の事

一送金爲替券は拂渡局を牛込郵便局とし大日本監獄協會佐野尚宛御振出の事

一送金は製本到着の上速かに主任者に於て取纏め送金用紙（製本と同時に送附すべし）に其の金額を明記し爲替券と同封に爲し大日本監獄協會佐野尚宛御發送の事

一二十部以上御申込の分は爲替料郵便稅共當方にて負擔の事

一御申込部數三十部以上にして主任者に於て責任を保たるゝ以上は二ケ月賦拂込にても不苦事

一主任者の手を經ず御申込の分は前金に非らざれば發送不致事

目次

緒言　犯罪ノ意義、刑罰ノ意義、刑罰ノ種類、刑罰ノ要旨、監獄ノ目的

第一編　◉第一章看守ノ資格（身分ノ資格、職務上ノ資格）◉第二章服務紀律（忠順勤勉、法律ノ遵由、上官訓教、品格確保、機密保守、住居地、營業ノ禁、賄賂ノ禁、家政齊理）◉第三章服裝帶具（劍ノ儀用、被服裝具ノ受授）◉第四章姿勢禮式（禮式ノ種類、稱呼法）◉第五章教習訓授（合宿、點檢、訓授）◉第六章定員俸給旅費給助◎第一節定員俸給（看守定員、押丁定員、女監取締定員、休職、宿料）◎第二節旅費給助（監獄官吏ノ旅費、私設鐵道ノ乘車、官船ノ乘込、給助ノ種類）◉第七章精勤証書休暇（看守長特別任用、非番休暇、慰勞休暇）◉第八章賞與懲罰（看守押丁ノ賞與、懲罰ノ種類、刑法處分）

第二編　◉第一章監獄ノ種別管理（集治監、假留監、地方監獄、留置場、監治場、監獄區劃、管轄官廳、巡閱、巡視、監見、監獄參觀、監獄分監）◉第二章出入監領置貨物刑期計算◎第一節出入監ノ手續（入監ノ手續、新入監室、放免室、放免ノ手續）◎第二節大赦特赦假出獄免幽閉假出場（大赦、特赦、假出獄、免幽閉、假出場、申牌方法）◎第三節被服臥具（被服臥具ノ貸與自辨、貸與品給與品、補綴修理、雜務看守ノ職勢）◎第四節領置貨物（領置貨物表、物品ノ保管方、食物給）◎第五節刑期計算（計算ノ手續、刑期ノ法則計算ノ方法）◉第三章遇囚ノ要旨（制度、主義、處遇法、優遇實務ノ心得）◉第四章行狀視察賞與懲罰（行狀視察ノ要項、行狀視察錄、行狀原簿、行狀表、賞與ノ實施、行狀勘查會議、賞表授與式、賞與金、懲罰ノ種類、別房留置人ノ懲罰、壁衣手錠）◉第五章勤務ノ方法（日勤夜勤、工場立番、巡警、外役、病監、炊所、門衛、設備、勤務ノ心得）◉第六章日勤◎第一節監房（雜居區分、視察訪問、常置器具、點檢、監房掛札、監房揭示）◎第二節工場（科程ノ標準、作業ノ種類、無定役囚ノ作業、免役、工錢、工場看守ノ勤務、工場看守ノ事務及帳簿種類、作業表、官司業受負業）◎第三節外役（外役囚ノ攜帶、外役ノ業種、外役ノ携所、外役ノ往復、外役押送者ノ割合）◎第四節掃除（掃除夫ノ攜帶、監督注意）◎第五節雜務（雜務看守勤務ノ種類、物品ノ整理、取扱帳簿ノ種類、被監視者ノ押送）◉第七章夜勤（監房巡警、監獄內外ノ巡警、在房者ノ引渡）◉第八章門衛（外來ノ應對、監門閉鎖）◉第九章炊所浴場（炊夫ノ攜帶、炊所看守ノ職務、食糧ノ給與、入浴ノ方法）◉第十章衛生病監（衛生ノ注意、看病夫ノ攜帶、病監看守ノ職務、病者ノ診察、死亡者取扱方）◉第十一章教誨敎育（教誨ノ方法、看守ノ立會、敎育ノ方法、書籍ノ看讀）◉第十二章書信接見差入（書信ノ檢閱、發贈付與ノ方法、接見ノ方法、差入品、差入ノ檢査方）◉第十三章押送（戒具ノ施用、汽車ノ押送、押送實例）◉第十四章拘置監（被告人ノ處遇方、上訴、保釋、責付、密室監禁、死刑ノ執行方）◉第十五章非常事變（水火風災、逃走反獄）

第三編　關係法規類